

第四百五十五回 参議院日米防衛協力のための指針に関する特別委員会公聴会會議録第一号

平成十一年五月十八日(火曜日)

午前九時開会

委員の異動

五月十七日

辞任

佐藤 泰介君

寺崎 昭久君

荒木 清寛君

加藤 修一君

弘友 和夫君

福島 瑞穂君

入澤 肇君

五月十八日

辞任

今泉 昭君

内藤 正光君

緒方 靖夫君

宮本 岳志君

補欠選任

谷林 正昭君

今泉 昭君

魚住裕一郎君

沢 たまき君

風間 昶君

田 英夫君

月原 茂昭君

補欠選任

足立 良平君

山下八洲夫君

畑野 君枝君

富樫 練三君

出席者は左のとおり。

委員長

井上 吉夫君

理事

鈴木 正孝君

竹山 裕君

山本 一太君

若林 正俊君

齋藤 勁君

柳田 稔君

日笠 勝之君

笠井 亮君

山本 正和君

委員

市川 一朗君

加納 時男君

事務局側

常任委員会専門員

櫻川 明巧君

公述人

早稲田大学法学部客員教授

栗山 尚一君

全日本海員組合教宣部長

平山 誠一君

元陸上幕僚長

富澤 暉君

上智大学法学部教授

猪口 邦子君

株式会社岡本アソシエイツ代表取締役

岡本 行夫君

軍事評論家

藤井 治夫君

本日の会議に付した案件

○日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(第百四十二回国会内閣提出、第百四十五回国会衆議院送付)

○委員長(井上吉夫君) ただいまから日米防衛協力のための指針に関する特別委員会公聴会を開会いたします。

君、今泉昭君、風間昶君、沢たまき君、魚住裕一郎君、田英夫君及び月原茂昭君が選任されました。

また、本日、内藤正光君及び緒方靖夫君が委員を辞任され、その補欠として山下八洲夫君及び畑野君枝君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の三案件を一括して議題といたします。

本日は、三案件の審査のため、公述人の方々から御意見を承ります。

午前は、早稲田大学法学部客員教授栗山尚一君、全日本海員組合教宣部長平山誠一君、元陸上幕僚長富澤暉君、以上三名の方々から御出席をいただいております。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員代表として厚く御礼申し上げます。

す。栗山公述人。

○公述人(栗山尚一君) 御指名をいただきました早稲田大学の栗山でございます。

まず冒頭に、当委員会御審議になられておりますいわゆる周辺事態の安全を確保するための法案、それからACSA協定の改正につきましての私の基本的な立場を述べさせていただきますと思います。

我が国をめぐる安全保障環境は、冷戦の遺産が完全に清算されていないということもございまして、不安定でありまして、それから将来の見通しについても不確実、不透明ということが申し上げられると思います。日米安保体制は、そのような我が国をめぐる安全保障環境のもとにおいて、我が国の平和と安全を守るために不可欠な枠組みであるというふうに私は認識をしております。また、我が国が死活的利害を有しておりますアジア太平洋地域、この地域の平和と安定のために安保体制というものは欠かせない存在であるというふうに考えております。

以上のような認識に立ちまして、私は安保体制の抑止力の信頼性を高めることを目的としております本法案、それからACSAの協定改正を支持するものでございまして、またその速やかな成立を期待いたします。

法案の柱の一つとなっておりますいわゆる船舶検査活動に關します規定が衆議院の段階で削除されましたことは残念に思っておりますが、近い将来、各党各派の御協議の結果が調いまして、適切な法体制の整備がこの問題についても行われるように期待しております。

なお、一言つけ加えさせていただきますと、我が国の安全保障環境というものを今後改善していくためには、安保体制の抑止力を維持していくということだけでは当然のことながら不十分でございまして、先ほど申し上げましたような不安定性でありますとか将来の不確実性というものを減少させていくための積極的な外交努力というのがあわせて必要であるということ指摘させていただきます。

だいたいと思います。

次に、法案についての私の所見を述べさせていただきます。前に二つのことをお話し申し上げて、委員各位の御参考に供したいというふうに考えます。一つは、私が駐米大使を務めさせていただきまして時代の私自身の体験からくる所感でございます。

委員方が御記憶のとおり、九三年から九四年の前半にかけて、朝鮮民主主義人民共和国、すなわち北朝鮮の核兵器開発疑惑、それから北朝鮮のNPTからの脱退宣言、そういう問題をめぐって朝鮮半島の緊張が大変高まった時期がございました。

このとき、日米両政府の関係者は、北朝鮮の軍事的暴発という不測の事態が発生した場合に、日米両国の防衛協力のために必要な我が国の国内体制というものが整備されておらないために、安保体制というのではないかと非常に危機感を感じたというふうに私は考えております。

この危機感が、その後、三年前の日米安保共同宣言、それから二年前の新しいガイドラインについての合意、それから今般、当委員会審議をされておられます周辺事態法案というものにつな

が、私が申し上げたいのは、当時、このような安保体制の基本的な脆弱性というものが北朝鮮の誤った判断というものを誘発して、かえって緊張を一層増大させるのではないかとすることを私個人といたしましては大変に心配したということを申し上げたいわけでございます。

次に御紹介申し上げたいのは、最近のアメリカの一般国民の世論でございます。

シカゴ外交評議会という団体が従来からアメリカの外交政策について定期的に世論調査を行っておりまして、昨年行いました調査の結果が最近公表されました。その中で、外交評議会が回答者に対して出しました一つの質問は、アメリカの同盟

国あるいは友好国が侵略を受けた場合にそれを守るために米軍の派兵というものを支持するかどう

かという質問でございました。

私の注目を引きましたのは、この質問に対する回答ぶりでございます。一つの例を申し上げますと、北朝鮮によって韓国が侵略を受けた場合に派兵を支持するかという問いに對しまして、イエスと答えたのが一般国民の中では三〇%であったということでございます。これはオビニオンリー

ダーに対して別途質問をしておりますが、オビニオンリーダーの回答で派兵を支持すると言いましたのは七四%でございます。オビニオンリーダーと一般国民との間に非常に著しいギャップがあるということを申し上げたいわけでありまして、それからもう一つ、この同じ質問に対する回答

で御紹介したいのは、派兵の支持率が五〇%を上回った国は約十カ国の中で一つもないということでございます。一番高かったのはサウジアラビアでありまして、サウジアラビアの場合に派兵を支持すると回答したものが四六%でございます。

この数字が何を意味しているかということでございます。私が、これを考えますと、今日のアメリカの国民は、アメリカの同盟国あるいは友好国というものを守るために戦う、あるいは血を流すということに對して、極めて慎重であり消極的であるということでございます。

そういうアメリカの国民の非常に内向きの心理状況というものを踏まえて考えてみますと、アメリカの同盟国側、日本を含めましてでございますが、アメリカの同盟国側におきましては、同盟関係の信頼性というものを維持していくためには平素から相当な努力を払う必要があるということを申し上げたいわけでございます。

次に、法案につきましての私の所見を三点に絞って申し上げます。

第一は、同盟関係というものは同盟国同士による公正な責任の分担というものがあって初めて成り立つということでございます。責任の分担というものは、同盟関係を結ぶというに伴いまして生じますさまざまな政治的、経済的、あるいは場合によっては軍事的なリスクとコストというものを

を分担するというところでございます。これは別の言い方で申し上げますと、共通の目的、すなわち平和を守るということのために、それぞれの同盟国がある一定の範囲で自国の行動の自由に対する制約というものをお互いに受け入れるということ

を意味するものであるというふうに私は考えております。

別の例で申し上げますと、連立政権を組むための政党間の協力でございますとか、合併事業を行う場合の企業間の協力についても今私が申し上げたようなことと全く同じことが言えるのではないかとこのように思います。

そのような責任あるいはリスクとコストの分担というものがなければどういことが起こるかということを申し上げますと、相手国はいざというときには自分自身の判断で独自の行動をとる、勝手な行動をとるということになるわけでございます。これは同盟関係が崩壊するということにはならないのであります。

本法案の本質は何かというふうに考えますと、アメリカとの同盟関係において、安保体制の枠内でガイドラインに基づきまして我が国が分担する責任というものを果たしていくために必要な国内の法体制というものを整備するんだというふうに理解をすることが必要であらうというふうに考えます。

二番目に申し上げたいのは、いわゆる国連と安保体制との関係でございます。

国連というのは、御承知のように国際社会が一体となつて違法な武力行使というものに対抗して国際社会の平和を守るために存在する、いわゆる集団安全保障体制というものを実行していくための国際的な組織でございます。したがって、個別の加盟国によりまして自衛権の行使、それが集団的自衛権であるか個別的自衛権であるかを問わず、自衛権の行使というものは国連が効果的な集団安全保障措置をとるまでの間の暫定的なものだ

というところで認められているわけでございます。この点は国連憲章の五十一條にも明記されている

とおりでございます。安保体制というものはそのような国連の集団安全保障体制の枠内でその正当性というものが認められておるものでございまして、この点は委員各位御承知のとおり、安保条約の第一条あるいは第五条に明記されておるところでございます。

したがって、国連と安保体制との関係というものは決して二者択一の関係ではありませんで、後者、すなわち安保体制というものはあくまでも国連の集団安全保障体制というものを補完するものであるというふうな考えをします。他方、このことは、国連が効果的な措置をとるまでの間は、我が国の平和と安全というものは安保体制によって守らなければならないということを感じております。

国連がいざというときに効果的な対応ができるためには、御案内のように国連の安保理の常任理事国の足並みがそろうということが必要条件でございますが、関係国の複雑な利害が絡んでおります我が国の周辺の国際環境というものを考えますと、今申し上げましたような必要条件というものが必ず満たされるという保証はないように思います。この点を十分に認識しておくことが必要であるというふうに思います。

最後に、第三点でございますが、防衛協力というものは一体だれのためのものかということについて私の考えを簡潔に申し上げたいと思っております。

ガイドラインや本法案をめぐりますマスコミ等の国内論議を拝見しておりますと、後方地域支援あるいは後方地域捜索救助活動といった防衛協力というものは我が国が攻撃を受けていない事態のもとでの協力でございますが、そうであるためにどうもこれはアメリカのための協力ではないかという論調が多く見られるように思われます。しかし、よく考えてみますと、そもそも周辺事態というのは、この法案に定義されておりますように、我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態ということでございますから、実はアメリカが効果的に

対応してくれないと困るのは我が国自身なのでございまして。

したがって、後方地域支援等の防衛協力というものは我が国自身のために行うものであるという理解が必要だろうというふうに思います。そのように理解されれば、憲法の枠内、憲法が許します範囲で最大の協力をするということは、これは当たり前のことであるというふうに考えられるというふうな存じます。空港でありますとか港の使用でありますとか、あるいは輸送、医療といった分野でこの法案が想定をしております地方公共団体等に求められます協力、それからそういう協力のために一般国民が受け入れなければならぬいざまじまな不便、そういうものは我が国自身、我々自身の平和と安全のために払わなければならないコストであるというふうに考えるべきだろうと思っております。

本法が単に紙切れにとどまりませんで真に機能していくためには、この点についての国民の理解というものが不可欠であろうというふうに存じますし、大変遺憾でございますが、そういう国民の理解を確保するということは政治の責任であるのではないかとこのように考えるということを最後に申し上げまして、私の陳述を終わらせていただきます。(拍手)

○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。次に、平山公述人をお願いいたします。平山公述人。

○公述人(平山誠一君) 本日は、こうした場所が発言の機会を与えていただきまして、深く感謝申し上げます。本来であれば組織の代表者である組合長の中西が出席して発言するところでありまして、本日、重要な機関会議と重なりまして、本問題に関する組織の広報窓口を担当しております責任者であります私が出席いたしました。御了承いただきたいと思っております。

全日本海員組合は、我が国の外航・内航海運、長距離フェリーや旅客船、港の中で活躍するタグ

ボートや漁船などで働く船員、また遠洋、近海、沿岸で操業する漁業船員を中心に、約四万人を組織する個人加盟方式の産業別労働組合であります。また、ナショナルセンター連合に加盟し、連合運動の前進に積極的な役割を果たすとともに、国際的にも国際運輸労働連の一員として活躍している組合であります。

次に、船員はなぜこの新ガイドラインとその関連法案に反対するのか、このことについて述べたいと思っております。このために、戦前、戦後を通じて、船員という職業、しかも戦後においては明確に一般労働者という立場でありながら、船員職業を選択したことによってどのような体験を強いられてきたのか、若干時間をとって述べてみたいと思っております。

全日本海員組合は、終戦直後の一九四五年十月五日、全国に先駆けて組合を創立いたしました。その前身といたしまして、戦前には日本海員組合、海員協会の労働運動がありました。太平洋戦争突入前夜の一九四〇年、日本海員組合、海員協会十五万人の労働組織は解散を余儀なくされ、海運報国団に統合、海運戦時統制のもと、船員はすべて徴用の対象とされました。また、当時の艦隊決戦最優先主義に固執する戦争指導部は、海上輸送路を護衛する戦略もなく、戦場の海に丸裸同然のまま駆り出されることになったわけでありました。

こうした結果、連合軍の徹底した通商破壊作戦によりまして日本商船隊は文字どおり壊滅しました。二千五百三十四隻、八百九十萬総トンが沈められ、六万二千名に及ぶ船員が逃げ場のない海で戦没したわけでありました。これは、動員された員数に対する犠牲者の割合という点で見れば、陸軍・海軍軍人と比較しても大きく上回るというまことに痛ましいものであります。

当然のことながら、戦後の海員組合は、二度と再びこの悲劇を繰り返してはならないという不戦の誓いを根底に再建、創立されたわけでありました。しかしながら、戦後、戦争のない平和な社会

を実現した日本、平和憲法により武力の行使を放棄した日本ではあります。船員を職業とする者にとつては陸上の皆さんほど安寧であったわけではございません。

一九四五年九月には、再び船員は戦時体制と同様に総動員されました。海外に残された軍人軍属、一般邦人の復員輸送に従事したわけでありました。一万一千個と言われる日本沿岸に投下された米軍機雷がきばをむく海域を、それこそ身命を賭して、航海の安全を確保しつつ、六百四十万同胞と中国大陸や朝鮮半島から強制連行された人々など百三十万人、合計七百七十万人の輸送活動をはば無事故で完遂したわけでありました。

その後も、戦後だけでも百八十六隻、七百七十八名の犠牲者というこの投下機雷による船舶被害に日々恐怖しながらも、戦後復興の先頭に立って船員は活躍してきたわけでありました。

一九五〇年四月には、海運の国家一元管理体制が解除されました。民営還元が行われました。船員にとつてもようやく平和な戦後を迎えることになったわけでありましたが、この年の六月に勃発した朝鮮戦争は、再び船員を直接戦争に巻き込むことになりました。

戦後の日本の進路を決めた第二の転換点とも言われる朝鮮戦争であります。言うまでもなく半島に展開する主力米軍の後方基地として日本は大きな役割を果たしました。日本の海運会社もまた、連合軍占領下の中で、米国軍事海上輸送部の要請に応じ、開戦数カ月間で貨物船など約七十隻、三十四萬重量トンが直接の用船契約に基づいて提供されたと言われておりまして、船員も半ば強制的に数千人規模でこれら船舶の運航に従事させられたと推定しているところでもあります。

その後も、日本人船員は、国内海上輸送はもとより、世界の海に展開し、我が国の国民生活、経済活動に必要な物資の海上輸送に従事するわけでありましたが、四次にわたる中東戦争やベトナム戦争、比較的最近の例としてはイラン・イラク戦争や湾岸戦争と、絶えず国際間の武力衝突や地域紛

争に巻き込まれ、その都度生命の危機にさらされてまいりました。

イラン・イラク戦争について若干公述いたしましたので、皆さんに資料など配付しておりますので、参考にしていただければと思います。

一九八〇年から八年間続いたイラン・イラク戦争では、開戦初頭、四隻の日本船と乗組員が戦場地域に孤立しまして、その脱出のために大変な苦勞を強いられました。このほか、イラン、イラク両国によるペルシヤ湾内に就航する中立国船舶をも巻き込んだ船舶に対する無差別攻撃によりまして、体験した者しか語れない恐怖と戦争のすさまじい現実を体験することになるわけでありました。数字だけで見ても、この間、四百七隻の船舶が攻撃を受け被弾し、三百三十三名の死者、三百七十七名の負傷者を出すと、世界じゅうの船乗りにとつて悪夢のような八年間であったわけでありました。

日本人船員の乗り組む船舶は、中立国・非交戦国表示を徹底いたしまして、具体的には舷側や甲板上に百畳もあるような大きな日の丸をかいで就航したわけでありましたが、戦況が激化した後半、とりわけ反イラン・親イラク側にありまして米軍の艦艇がクウェート船舶の船舶を護衛するようになりましてから、イラン側と見られる小型ボートによる機銃掃射や携帯型ロケットを使用したゲリラ的な船舶攻撃が激発しました。また、これに對抗するイラク側の報復攻撃もエスカレートいたしました。

こうした戦場を支配する狂気の中で、日本人船員の乗り組む船舶も相次いで攻撃を受け、十二隻が被弾、二名のとうとい犠牲者を出したわけでありました。

ペルシヤ湾から日本への航路は、別名オイルロードと呼ばれて、日本のエネルギーの大動脈であります。当時、ペルシヤ湾内には常時十数隻の日本タンカーが就航しておりまして、組合も経営側も労使共同して、何としても日本人船員の生命の安全を確保しつつ国民生活のためにもこの

オイルロードを維持しなければならぬ。こうした使命感の中で、文字どおり昼夜毎日、懸命の情報収集と分析、戦況の激化が予想される場合には航行ストップを指示する、小康状態を見計らってゴースインを出す、こうしたストップ・アンド・ゴー方式、また船内では、ブリッジから居住区域におきましては攻撃に備えて土のうを積み上げ、戦闘用のヘルメットや防弾コートで身を包む等、可能な限りの安全対策を講じて対処してきたところでありました。浮遊機雷が遊よくし、船舶の臨検、拿捕、威嚇など日常茶飯事でありました。乗組員も労使も、日本が中立国である、非交戦国である、紛争当事国でないというのを唯一の誇りある正当なよりどころとして、粉骨砕身このオイルロードを維持してきたわけでありました。

次に、こうした体験を持つ船員の立場から、簡潔に新ガイドラインとその関連法案の問題点について触れてみたいと思います。まず、法案審議におけるこれまでの政府答弁を聞いておりますと、現行憲法では明確に禁じられていると政府みずから明確にしておられる武力行使と、いわゆる民間に協力してもらおうとする後方支援との関係であります。政府は、両者の関係には明確に線が引かれるので後方支援が武力の行使と一体化することはないと繰り返し述べておられますが、私どもの過去の経験から見ますと、とりわけ海上輸送におきましては、全く現実と離れた見解としか聞かれません。皮肉な言い方を許していただくとすれば、全くの机上の空論であり、平和は、こう言わざるを得ないところでありました。

使と一線を画す安全な後方地域が存在するのか、御存じの方は具体的にチャートの上で線引きをさせていただきたいと思えます。米軍の護衛のもとでの後方支援活動は、まさに武力行使との一体化そのものではないでしょうか。このように国民生活に決定的な影響を及ぼす自治体協力や民間協力について、法案では一切具体的、明確な内容が示されないばかりか、後方支援イコール安全、あとは白紙委任してくれと、政府答弁が繰り返されるたびに私どもは、この法案の危険性、危うさとともに、国民生活を初め、直接後方から前方へ兵たん活動を支える船員はもとより、陸上、航空、港湾の交通運輸労働者の命にかかわる深刻な事態を痛感せざるを得ないのであります。

当時、政府の強い要請で、中東貢献策の目玉として日本船舶による物資輸送の協力と求められるわけでありましたが、組合も厳しい選択を迫られることになりました。一切の武器弾薬、兵員など直接戦闘行為に供する物資の輸送があつてはならないこと、乗組員個々の就航拒否権を完全に保証することなど、政府と組合との間で特別な協定を締結いたしました。日本人船員の乗り組む日本船二隻ほか三隻が建設資材等を積み込んでサウジアラビア方面に二航海程度就航したわけでありました。

最も身近な例では、NATO軍によるユーゴ空爆が四月に入ってからコソボ地域のユーゴ軍の補給路を遮断する作戦、すなわち後方支援活動の主たる攻撃目標とし、このための補給路である橋や鉄道、道路などが次々に破壊されていきます。ユーゴ空爆の正当性に対する疑問はさておきまして、経験的に申し上げれば、戦争はたびたび戦端が開かれますと確実にエスカレートするわけであり、やがては民間も巻き込んで、後方地域に対する攻撃はもとより、誤爆、誤射、味方同士の間で相互攻撃、いわば何でもあり、何が起きても不思議はないというのが戦場を支配する論理であること、この際申し上げておきたいと思えます。

船員は、昔から板子一枚地獄という過酷な職場で働いてきました。海の日が国民の祝日として制定されるなど、だれしもが日本を海洋国家と認めるように、国民の日常の暮らしや文化、経済活動は深く海に依拠しているわけでありまして、コスト競争力のない日本人は不要である、こうした大合唱の中で、船員職業の魅力は喪失し、船員の減少にも歯どめがかからない深刻な現実がある一方、依然として海難事故も多く、陸上に比べて労働災害も少なくありません。こうした中でも、遭難した仲間を見捨てない、こうした船員社会の不文律を大切に、我が組合員だけでも毎年二百名を超える人命救助を行っている、そういう職業集団であります。人道的な立場においては、時としてみずからの命を賭して職に当たつてまいりましたし、そのことについては全くやぶさかではありません。

その後、本船のキャプテンが組合機関誌のインタビューに答えまして、日本に帰つてきて、ああ、生きて帰ってきたんだ、日本は本場に平和な国だと思つた、世界の海に真の平和が訪れ、日本国憲法が世界的に理解されることを望んでいると結んでおられます。本船近くにはスカッドミサイル飛来情報飛び交うなど、当時の生々しい詳細な体験談は時間の都合で紹介できませんけれども、この船長の思いこそ海洋国日本に国籍を持つ日本人船員全員の共通のキーワードであります。

また、周辺事態というあいまいな規定が想定していると言われる朝鮮半島、台湾海峡有事などについて申し上げれば、日本海、対馬海峡、黄海、東シナ海、バシー海峡から南シナ海周辺に、恐らく複数の米空母機動部隊が展開し、作戦行動するものと想定されますが、これら海域、船舶の航路帯は極めて狭い限定されたものであります。この狭い限定された海域に、米軍作戦の後方支援のために就航する船舶は、必然的に米軍作戦行動の傘の下に入ることになります。一体、どこに武力行使

しかしながら、船員は弾雨飛び交う戦場の海はもう御免であります。しかも、他国の戦場にみずから当事者となつて後方支援という兵たん活動の先頭に立てると、本人はもとより家族の皆さんにどう説明がつくのでしょうか。来るべき戦争に備えよと声高に叫ぶ前に、なぜ、世界に誇る憲法の平和主義をなくくみ、武力

なき平和の実現に向けて目に見える具体的な努力がでないのか、理解できません。

どうかこの新ガイドラインと関連法案につきましては、一たん白紙撤回していただき、二十一世紀日本のあるべき針路は本当にどの方向なのか、徹底した国民討議の上、総選挙で信を問うていただき、それでも必要というのであれば国民投票で決めていただきたい。

最後にこの点を訴え、私の公述といたします。

どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。

次に、富澤公述人をお願いいたします。富澤公述人。

○公述人(富澤公述) 富澤であります。

私は、ガイドライン関連法案という略称を使わせていただきますが、この法案に対して全面的に賛成であります。考えてみますと、恐らくこの五十年で初めてできる有事法制だと思いが、まさに待望のものであります。一日も早く成立していただくことを皆様にお願ひしたいと思います。

それでは、なぜ私がこの法案に賛成するのかという点をまず述べさせていただきます。

ここに、対話と抑止と対処という言葉が書いてございます。現在、特に、例えば朝鮮半島をめぐって対話が續いております。これを太陽政策とかあるいは宥和政策と申しておりますが、これはそういう太陽だけが一つ存在するのではないのでありまして、必ずその後ろには抑止というものがあつて、抑止につながる対処計画があるというところでの対話が成り立っているものと考えます。

すなわち、北風には北風をとということではないのでありまして、北風には北風よけをしつかり持つて、そしてその上で太陽をとということだと認識しております。つまり、互いに北風の冷たさをよくわかる者にとつて初めて太陽の暖かさがわかるんだ、こういうことであると認識いたします。

まさにこの法案は、そういう意味で対処の計画をつくるものとなり、それがしつかりした抑止につながり、その上で太陽の対話政策を進めるといふものであるというふうにご認識いただきたいと思います。

また、有事法制と申しますと、有事法制というのは有事が本当に近づいてきたらつくればいいじゃないかと、こう言う方がおります。これが全く私は違うと思うのであります。有事法制というのは平時につくる。つまり、対話というのは平時に行われます。有事になったらもう対話はなくなるわけですから、対話が大切なんです。ですから、対話をつくるために平時に有事法制をつくって、それに基づいてしつかり訓練をして即応の態勢を保つことによつて初めて抑止ができる。その抑止という土台の上に本当の対話ができるんだらう、このように思ひます。

その意味で、今私は平時だと思つております。この平時に有事法制ができるということはすばらしいことだ、そうでなければならぬ、このように考えております。これによつて、まさに三者のバランスのとれた外交が我が国の平和と安定をもたらすものであるというふうにご考えますので、この法案に賛成するわけであります。

次に、個別的自衛、集団的自衛、集団的安全保障という言葉が書いてございます。これは皆さん既に御承知のとおりでございますが、これは皆さん一体何が大事かといひますと、これは言うまでもなく個別的自衛が一番大事であります。なぜ個別的自衛が一番大事かと申しますと、残念ながら世界の現状は他国をこまごま一〇〇%信じられないような状態にあるからであります。私は、現在はある程度ながらそういう集団的なものすべてをかけることはできないと思ひますので、個別的自衛が一番大切であると思ひますが、だからといって個別的自衛しかやらないという体制は、またこれは非常に困つたものであります。

個別的自衛しかやらないということは他人と組まないということでありまして、当然その国は孤立いたします。孤立するということは発言力を

なくすということでありまして、発言力をなくすということは自主性を失うということでありまして、自主性を失うということは、その国の存在がもうなくなるといふことでもあります。防衛の目的そのものが失つてしまふということでもあります。ですから、個別的自衛は大切であります。個別的自衛だけではだめだということでもあります。

我が国はこの数十年間、その個別的自衛すらどうだといふ議論がありまして、また、そのために個別的自衛そのものの準備も極めていまだに不十分であります。そういう事情もあると思ひますが、そのために余りにも集団的自衛とか集団的安全保障とかいふことについての議論があまりありませんでした。したがって、それが一國平和主義とかあるいは日本は核武装をするんじゃないかなんというところの原因になつてゐるわけであります。

要するに、一國平和主義といふことは、自分だけ何でもやるということですから、世界のあらゆる脅威に対応しなさいいけない。世界の脅威で一番怖いのは核兵器です。そうなりますと、スイスのように日本じゅうをシェルターで取り巻くか、あるいは核兵器を持つたじゃないか、シェルトーの方が高いでしょうから核兵器を日本は持つたじゃないかと、キッシンジャーだけじゃなくで、私も外国へ行くといふ人々に聞かれるわけでありまして、こういう誤解を招いてゐるものとを絶つためにも、やはり我が国の防衛はこれから集団的なものにシフトしていくべき時期だと思ひます。

そういう意味で、今回のこの法案に関する審議といふものは、我が国が一國平和主義から脱却する第一歩を踏み出したといふ意味で極めて画期的なものだと思ひますし、この法案が成立すればまさにそれが実行に移るわけでありまして、そういう意味で大変結構だ、こういうふうにお思ひいただけます。

しかし、それじゃこの大変結構な法案ができれば、この法案に基づいて米軍を支援して、あとは米軍に任せれば我々は平和で安穩と暮らしていけるのかという問題になりますと、私はこれはノーである、このように考えます。なぜノーなのかというところでもあります。

まず、我々が考える周辺事態、いろいろございませうけれども、基本的に米軍に支援するわけですから米軍が周辺事態で戦うという前提だと思ひますが、その場合、米軍及び米軍とその関係する当該国が、それぞれ個別的自衛あるいはその当該国と米軍との間の集団的自衛によつて自衛戦争を始める。この自衛戦争というのはどのくらい続くかといふのはよくわかりませんが、私はこの自衛戦争の期間といふのは意外に短いのではないかと、こういうふうにご考えております。短いということはどういうことかと申しますと、比較的早く国連軍、多国籍軍が出現するだらう、このように考えております。

具体的に、例えば朝鮮の場合を申しますと、一九五三年に御承知のように休戦協定が結ばれましたが、このときにそれまで国連軍として参加していた韓国を除く十六カ国は、この協定を認めるけれども、この協定が破られてもしもこの地で再び侵略が起こつた場合は我々はここに再結集して戦うと共同宣言をしております。そして、それを受けるかのように、その後、国連軍は、部隊はほとんど帰つてしまひましたけれども、いまだになお韓国ソウルには国連軍の司令部がございまして。そして我が日本にも、キャンプ座間には国連軍司令部の後方部門がございまして。これらの部門は、いつでも、今は比較的少ないですが、その人員を拡大して国連軍を再結集して戦える準備を整えております。

すなわち、休戦が破れば同時に休戦以前の状態に戻る、つまり戦争の状態に戻る。そこで、休戦協定をした人は南側の国連軍総司令官マーク・クラーク大將ですから、その人はもうもちろんおられませんが、それを継ぐ人が当然それを受けて国連軍を再発動するということが考えられるわけでありまして。

しかし、先ほど栗山公述人のお話にもありまし

たように、実際の現在の国連の状況とか、またアメリカと国連との関係がありますので、必ずしもこの国連軍がそのとおり成るかどうかわからないこと、私は一〇〇%申し上げることはできません。しかし、そういう場合には、私は、必ずそれにかかわる、今度は国際慣習に基づく多国籍軍というのができるだろうというふうに考えております。

また、逆に言いますと、いつまでたつても国連軍も多国籍軍もできないような状態の戦争のときに、日本が本場に支援しなさいいけないのかどうかということは、また別途議論する必要があるというふうな話だろう。事ほどさように、恐らく国連軍、多国籍軍というのができるのだろう、こういうふうに考えるわけでありませう。

当然、こういうものができれば、米国による米国の自衛のための戦争というのは終わるわけでありませう。このところが重要であります。そういう状態になったときに、我が国が米軍や国連軍の部隊にどういう支援ができるのかということでありませう。米軍に対しては、現在持っておりませう。米軍の地位協定と、それから今回でございませうガイドライン関連法案で引き続き支援が可能なのかと思ひます。

ただ、私、一つだけちょっと懸念するのは、今回のガイドライン関連法案というのは日米安全保障条約に基づくものであります。この日米安全保障条約というのは、確かに我が国からの集団自衛権の行使はないということになっておりますが、アメリカ側からの集団自衛権の行使は多分期待しているんだと思ひますし、よくよく考えてみますとこれは同盟条約でありますから、社会常識から考えるとこれはもととは相互の集団自衛権に基づいて締結された条約であらうと。

そうしますと、この条約から出てきたガイドライン関連法案でもって自衛戦争を終わらせた米軍に本場に支援できるのかどうか。私は法律の専門家でありませんのでよくわかりませんが、ちょっと疑義があります、そのときは多分政府はこれは集団自衛権に全く関係しないということによって引き

続き支援を続けることは多分できるのかなと思ひます。

それでは、一方、米軍を除くその他の国連軍に對してはどういう支援ができるのかといひますと、現在、一九五四年にできました国連軍地位協定、日本国における国連軍との地位協定というのがございませう。これに基づいてそういう国々を支援できるということになるわけでありませう。それは実は米軍との地位協定と同じようなものでありませう。端的に言う日本における基地をどういうふうに貸すかという協定であります。ですから、これでは基地を貸すことについてはある程度でございませうと思ひますが、今回のガイドラインで決めたようないろいろな行動に関する支援というのはとてもできないというふうに考えます。

それからまた、基地についても、実は一九五四年当時とは基地の状況が全然変わつておりませう。沖縄を除いては日本に外国軍のための基地というのは激減しておりますから、そういうところで基地についても私は十分にこの国連軍に對して支援ができないだろうというふうに思ひます。

その結果どういうことになるかと、日本という国は米軍にはこれだけ支援するけれども何だ、友好国軍には一切支援しないのかということになります。これは非常に大きな問題であります。こういう話を私どもの仲間ですと、私ももの仲間の中には、いや大丈夫だよと、これは米軍にさえ支援しておけば米軍がトンネルになつて横流しで全部行くんだから結果は同じだよと言ひますが、私はこれは困ると思ひます。これこそ、こういうことを認めるということこそ日本の自主性をなくすことであると思ひます。国連軍が出てきたら国連軍参加一國一國との間にきちんとした協定なり条約を結んで、それに支援するような体制をとらなさいいけないというふうにならうと思ひます。

じゃ、どうしたらいいかということでありませうが、比較的事は簡単でございませう、今回このガイドライン関連法案で米軍に支援するという内容

が決まりましたら、その内容をそのまま国連軍ができたならばその国連軍にも適用するというふうに決めたいただければいいわけでありませう。ただ、ガイドライン関連法というものはあくまでも日米安保条約の枠内のものでありますから、これをそのまま適用するわけにはいきませう。したがって、法的枠組みだけは別にしなさいいけないということでありませう。当関連法が憲法違反でないとするならば、これもまた当然憲法違反じゃないわけでありませうから、全く法律をつくるのに当たっては問題ないと考えております。

ただ、国連軍についてはもう現実に国連憲章がありますし、司令部が現に日本にありませうし、地位協定もありませうから余り問題ないと思ひますが、多国籍軍というのは国際慣習でありませうし、まだ現実に見えていないものですか、これを對象に立法ができるかどうかは私はわかりませう。そういうときには国連支援のための法律の中にそれを含めるとか、それがどうしてもできないのだったら政治的宣言にとめておくというのも一案かと思ひます。そういうことが必要じゃないかということをご様に御提言申し上げたいと思ひます。

要するに、現在の日本の防衛というのは余りにも個別的防衛に偏しておりました。その我が国の防衛の実態を多少なりとも集団的なものに修正してきたという点でガイドライン関連法案の議論というものは大変大きな成果をおさめたものと思ひます。

しかし、一方でそれはいいけれども、何となく米國一辺倒なんじゃないかなという感じを國民に与えていたこともまた否めないと思ひます。そういうような感じを払拭するためにも、今こそ国連軍とか多国籍軍とかPKOとかいういわゆる集団的安全保障の分野に目を向ける時期だと思ひます。

要は国連軍、それから多国籍軍のことについて主として申し上げましたけれども、実はその他に残っている問題がたくさんございませう。この下

に書いてございませうけれども、私も何十年と長い間待望しておりました本来の日本有事における法制の整備、それから最近問題になつております領域警備あるいは部隊警備というようなことに關する任務、権限を自衛隊に付与すること。さらに、今PKF凍結解除をしようという話がたくさんあるようでありませうけれども、それは大変結構ですが、そうした場合に武器使用基準が今のままであるのかというふうな非常に重要な問題があります。

これらの問題は当法案と直接関係するものではございませうが、我が国の平和と安定のために大変大事である、この有事法制をできるだけ早くこの平時のうちにつくつておいていただきたいということをお願いしまして、私の話を終わらせていただきます。(拍手)

○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。

以上で公述人の御意見の陳述は終わりました。これより公述人に対する質疑に入ります。

なお、公述人の方々にお願い申し上げます。

御発言の際は、その都度委員長の許可を得ることになつております。また、各委員の質疑時間が限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○加納時男君 自由民主党の加納時男でございます。

栗山、平山、富澤三公述人の先生方には、大変有意義なお話をありがとうございました。今のお話に基づいて一、二質問させていただきますと思ひます。

最後にお話しなされました富澤公述人から集団自衛権と個別的自衛権のお話がございました。ここからスタートしてみたいと思ひます。

日本国憲法の中に、今お話しした集団自衛権、これはないとか、個別的自衛権、これはあるというふうな明文化は書いていない、これは確かでございます。

ざいます。したがって、憲法解釈の問題だということに理解しております。

集団的自衛権というのはこの席で何度も実は議論されてまいりました。これは国際法上の概念で、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を自国が直接攻撃されていないにもかかわらず実力をもって阻止することが正当化されるという地位であるといわれは理解しております。これは国連憲章にも集団的自衛権というのは明記されており、また日本国とアメリカ合衆国との相互協力並びに安全保障条約にも明記してあるところでございます。

ところで、日本の憲法第九条はよく問題になりますけれども、確かに「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」というところで書いてございますが、これは個別的自衛権の放棄ではないというふうに私も理解しているわけでございます。これは憲法の前文の中に、我々は「平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とありますし、また十三条でも、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、」最大の尊重を必要とする。」とありますので、国民の平和に生きる権利というものは明確に保障されておりますし、これを侵すものに対しては国民を守ることを、すなわち個別的自衛権はあるというふうに私は考えているわけでございます。

ところで、きょうまさにお話しなされたのは、この自衛権があるとして、これを発動する場合にこれを極力狭く限定的に解釈してきたというのがあるかと思っております。富澤さんはお話の中で、個別的自衛権が集団的自衛権として集団的安全保障の中でも最も基本にあり、最も大切であるけれどもこれだけでは十分でないと言われたんですが、その個別的自衛権そのものが、日本ではいわば三原則等が御存じのとおりありまして、日本に対する急迫不正の侵害がある、そしてこれを排除するためにほかに適当な手段がない、こういうときに発動するんですが、それでもなお必要最小限の実力行使にとどまるべきというふうになっております。

この表現は自衛隊法ですとか警察官職務執行法ですとか、関係する法律全部にありまして、何かやるに当たってもやることは最小限にということ、私も基本的にこの考えは賛成であります。が、その結果被害が最大限になつてはならないということも同時に強く申し上げておきたいと思ひます。

そこで質問に入りたいと思うんですが、でも、できれば三人の先生方に一言ずつでもお答えいただけたらと思っております。

私の質問は、集団的自衛権は国際法上存在するが憲法上行使できないということが国会でよく議論されます。こういう憲法解釈、これは政府の憲法解釈でもありますが、こういう解釈があるのは事実であります。

これに對して、日本の同盟のパートナー、例えばアメリカということでございますが、そこから見て、今、富澤さんも引かれましてように、日本の一國平和主義というふうな国際的誤解を受ける可能性があるのではないかと、このためにアメリカ人はどのように考えるのか、こういうことについて御感想を伺えたらと思ひます。

なお、栗山元大使には、申しわけないんですが、先ほどのお話の中で、これに關係しますので、シカゴ外交評議会が去年行った世論調査、大変参考になりましたけれども、この中で、例えば同盟国が侵略を受けたときにアメリカの派兵に対してイエスと言った者はどのくらいあるのか。五〇％を超えたものは十カ国の中で一つもないというお話がございました。トップがサウジアラビア、四六％と言われていました。韓国が三〇％ですか、日本は何％だったかも含めてお答えいただけたらと思ひます。

○公述人(富澤隆君) 集団的自衛権と憲法の關係をどう考えるか、こういうことでよろしゅうござ

いますか。
私は、個人の考えで申し上げますと、現在の日本国憲法の第九条というのは、一九二八年のケロッグ・ブリアン不戦条約というのがございまして、その精神を受けているだけであつて、文盲は、前項のためにとかいふようなものがついておりまして、陸海軍を持たないとか、交戦権を持たないとか書いてありますが、それは一九二八年の不戦条約と内容は基本的に同じでございます。その中で、個別的自衛権を持たないとか集団的自衛権を持たないとか、ましてやその集団的安全保障には参加しないとか、そういうことはどこにも書いていないんじゃないか。私は素人ですからわかりませんが、憲法を読んでもそれを読み切れないんです。

先般、「諸君」という雑誌に篠沢さんという学者の方が私と同じような見解のことを書いておられました。全く同意でございます。当然、集団的自衛権も個別的自衛権も持つておりますし、それから集団的安全保障には、もちろんこれは権利じゃないので、義務ですから参加しなければいけない、このように解釈するのが正しいと思ひております。

ただ、憲法が自衛権を必要最小限にするということでありまして、必要最小限とは何かという問題がありますけれども、それはそれで構わないと思ひます。この自衛権の問題というのは権利の話ですから、権利というのは主張もできますけれども自制することでもできるわけです。ですから、日本ができるだけこの自衛権の発動は最小限に自制するんだということは、それはそれで結構なのじゃないか、このように思っております。

ただ、集団的安全保障の方は、これは権利でございます。明に義務とも書いておりまして、いけませんので、明確に義務とも書いておりまして、あつてと国連軍への参加であつて、これは明らかにみんな一緒にやろうという話ですから、これに参加してはいけないなんという話とはもちろん憲法に書いていないわけですから、これの方こそ

積極的に自制することなくやるべきだ、このように私は解釈しております。

○公述人(栗山尚一君) 加納先生の御質問にお答えさせていただきます。

まず、集団的自衛権の問題でございますが、集団的自衛権といふものを放棄しておるといふ状況のもとでそれは同盟国にどのように見られるだろうかというのが御質問であつたというふうに理解いたしましたけれども、アメリカの一般の国民からいいますと、国際法上の自衛権といふものは何であるか、あるいは集団的自衛権、個別的自衛権といふものはそもそも何であるかということを理解している人は、あえて申し上げれば、ほとんどいない。学者その他の専門家は別とすれば、アメリカ国民の九〇％以上の人は、それは何かというところは理解していないと思ひます。

だから、重要なことは、いざというときに、アメリカの国民自身が戦わなければならない、同盟国のために血を流さなければならないというときに、同盟国は本当にどこまでアメリカに協力してくれるんだらうかという実態的な問題でございます。

そこで、もし同盟国が普通、常識上考えられるようなアメリカに対する支援とか協力というものを何らかの理由で行えないというのであれば、それはそんなことはおかしいじゃないかということが当然アメリカの国民の反応として出てくるだろうというふうに、これは間違いないことだと思ひます。

それから、第二のシカゴ外交評議会の世論調査でございますが、これは冷戦が終わりました、日本それから西ヨーロッパの諸国に対する武力攻撃、侵略といふものは、現実の可能性としては考えられないという前提で、その質問の対象の国としては日本、西ヨーロッパというのは挙げられていないのでございます。したがって、韓国でございますとか、それからヨーロッパで申し上げますとスラエルとか台湾とか、そういう国が対象になつ

て質問になっております。

○公述人(平山誠一君) 海員組合としての公式な見解というのは、今の加納先生の御質問について明確なものを持ってはおりません。

ただ、今回、我々は先ほど公述させていただきましたけれども、そうした立場でこの法案に反対しているわけでありまして、現行の政府が見解を出されている自衛隊の存在の理由あるいは安保条約存在の理由、こうしたものについては我々も肯定的に理解しているわけでありまして、すなわち、自衛隊につきましても、まさに日本の領域が侵略をされる、そういう状況の中で自衛隊が役割を果たすという観点、あるいは、そのために一定の協力関係を日米安全保障条約で持っているという点については、我々は理解する立場であります。

それとあわせて申し上げますと、我々のまさに国民サイドから見ると、この法案的な立場から見れば、もちろん今回の法案が憲法上という点で、シモンにあるのか、そうした国際法上から見てどうかという議論があるわけですが、何よりもやはり現在のユーゴ、NATOの空爆にさらされる、あるいはまたコンボにおきましては、そうした治安部隊の衝突がある、難民が発生する、まさにそういう状況がこの法案によつて、まさに先ほど栗山公述人が申されたような、ある種の我々のコストとして払わなければならないという問題がもたらへに提起されているとするならば、これは大変な問題でありまして、どうかこれは広範な国民に判断をゆだねてもらいたい、まさにそういうふうな我々には思ふ次第であります。そういう観点で申し上げておきたいと思ひます。

質問の答えになったかどうかはありますけれども、御容赦いただきたいと思ひます。

○加納時男君 少し法案の中身に触れて御意見を伺えたらと思ひます。

幾つか論点が出ていますが、その一つに後方地域の問題がございます。周辺事態法案では、後方地域というのを「我が国領域並びに現に戦闘

行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲」と定義をしまして、さらに物品の提供等では、武器弾薬は含まず、また物品とか役務の提供に当たっては、「公海及びその上空で行われるものとする。送を除き、我が国領域において行われるものとする。」という注釈がついているわけでございます。

私の質問でございますが、ところで戦闘行為が行われないうちで考えている公海で、仮にそういう状況が変化した場合、例えば戦闘行為が行われると変わってきますとどうなるのか。そうすると、自衛隊がそこに出動していったとしてこれがそこらになくなる、撤退することになると思ひます。

これは富澤公述人に伺いたいと思ひますけれども、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態、いわゆる周辺事態というときの話でございます。よその国の話ではない、コンボの話ではないわけですが、日米安保条約の目的の達成に寄与する活動として行っている米軍が目の前にいるときに、日本はいや危険ですから自衛隊は下がりますと、下がるというのが今の解釈でございます。私は、この解釈は今の法律を讀むとそれとおりだ、間違っていないと思ひます。

そのときに、私どもの気持ちの中では、本当はP.K.O.、後方部隊でも危ないことは十分にあるので、きちんとそういうときに、単に正当防衛、緊急避難だけではなくて、任務遂行のために必要があるときには武器使用ができるというように条件にしてほしいと心の中では願つたわけでありまして、そういうことはできません。ただ、確率としては確かに後方部隊はそういう武力抗争に巻き込まれる公算というのは、全くないとは言いませんが極めて少ない。それならばいいだろうというところで私たちも同意してP.K.O.に参加いたしました。

私の質問は、こういった日本側の行動に対して一体全体第三者から見たらどう思ふだろうか、富澤さんはどう思ふのか。これは栗山公述人もアメリカに大使として長くいらつたので、例えば日米の信頼関係への影響はどうなのか、なぜ日本の自衛隊が危ないからといっていなくなつたところでアメリカ人が血を流さなきゃいけないんだといったことに対するアメリカ人の国民感情と

ただ、現実に行つてみますと、諸外国の軍隊からは不思議に思われているらしい。ですから、ゴラン高原へ行つても、最初はゴラン高原の歴代の司令官が、日本の軍隊は何だ、我々と一緒にP.K.O.活動をするならば一緒に何かあった場合の訓練も同じようにやつて、そしていざという場合にお互いに協力してやる体制をつくらなければ本当のP.K.O.部隊とは言えないじゃないかとほつきりと物を申した司令官が何人もいたというふうなことは聞いております。

○公述人(富澤隆君) 海上においてはこういうことになるのか、私、海上の専門家じゃないのでわ

【理事竹山裕君退席、委員長着席】
そういう実態でありますから、私個人としまして

では、これはまさに、実は特にP.K.O.とかこういうものは戦争とかなんとかという話じゃなくて、いわゆる任務遂行のための武器使用というのは、先ほど言います範囲で言うと、どちらかというと領域警備とかあるいは部隊警備とかというふうな話に近いんです。そういうふうなものは、これはいわゆる先ほど言ったケロッグ・ブリアン協定で禁じられたような戦争行為とは仮に同じような武力行使であっても全く意味が違ふわけでありまして、こういうのは本当は憲法で違ふものではない、うふうに別にして、諸外国の軍隊並みに全部一緒に使わせていただく、こういうふうにしていただく方が私はよいと思ひますが、憲法解釈は政府の方でいろいろあるようでございますから、以上であります。

○公述人(栗山尚一君) お答えいたします。今、加納先生御質問の点は、実は私が個人的に最も心配している点でございます。実はそういう点については昨年新聞に投稿もさせていただきましたという経緯もございますが、一般のアメリカの国民から見ると、今の加納先生が例示されましたような事態がもし仮に起これば、これはアメリカの国民は大変怒るだろう、これはもう間違いないところだろうというふうな思ひます。

その点で、私は、今の法案の背後にございまして政府の憲法解釈については、個人的には従来から非常に問題があつて、必ずしもいわゆる常識に合致した解釈ではないのではないかと、このように私は個人的に考えておる次第でございます。

○加納時男君 ありがとうございます。海平山公述人にひとつ伺いたいと思ひますが、海を守るお立場でとても一生懸命やつていらつしやるお話し、責任感を持ってやつていらつしやるお話し、感銘深く伺いました。

私は、憲法の前文というのが大好きなんですけれども、そこに、「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持

しようと決意した。」「こうあって、私の一番好きなところの一つでございます。

私もこの諸国民の公正と信義に信頼したいんですけれども、現実には、例えば最近で言うと、テポドンを日本の頭越しに発射したり、あるいは不審な工作船を侵入させたり、あるいは十五万人と言われておりますけれども、特殊秘密工作員、武装ゲリラをできるような、そういう人間も養成しているといった情報もございます。こういう国が目の前にあるということは公正と信義に信頼できない状況も起こるのではないかとということが非常に心配でございます。

日本の国内では、一連のガイドライン論議の中で、一部のマスコミの中にはアメリカの軍事行動に巻き込まれるとか、戦争に参加させられると。戦争参加だという意見もこの国会でもござります。私は国民の圧倒的多数ではないと思っております。

また、政党内ではこのガイドラインについてもいろいろな意見がございますが、例えば日本共産党の綱領の第七章の最後の方を見ますと、当面アメリカ帝国主義と日本独占資本と闘い、人民革命の勝利のために闘うと、こうありますので、いろんなお立場を私は国民が選択されるのはいいと思うのでござりますけれども、この公正と信義に信頼して諸国民の信頼のもとに日本が生きていくというのには、私は本心にうれしいと。そうしたいんですけれども、それができないような状況がある中で、平山公述人としては、本心に海を守るお立場でジレンマに陥っていらつしやるんじゃないかと思っております。御感想を一言いただけたらと思っております。

○公述人(平山誠一君) 質問にお答えしたいと思います。

昨年、テポドンが日本海を渡りまして日本上空を越えて太平洋におつこつた。この段階において、我々は直ちに北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国とうちとの交流関係もあります向こうの労働組合、水産関係、海運関係の労働組合でありますけれども、これはちよつと船乗りの常識からしてや外れているんじゃないですか。あの辺は日本の航行船舶も多いわけでありまして、漁船の就航もありますから、そういうところへいきなり不意にどかんとおつこつてくるというのは、これはちよつとやり過ぎだろうと、こういうことで実は抗議をしているところでもあります。

また、先ほど不審船の問題が出されましたが、これは海員組合もこの不審船の問題について、特に公式な見解というところで出しているわけではありませぬけれども、若干組合の中であだんの会話として論議されていることなんかを紹介して、考え方的一端とさせていただきます。思います。

まず、この手の船、不審船と言われるのは、これは何をもちて不審船と言ふのかというのはいろあるわけですが、どうも正体のはっきりしない船舶というのには日本の海域、日本沿岸を含め、相当いろいろあるわけでありまして。私は日本海を就航した経験というのはそう多くはありませんけれども、日本海を主として就航する船舶あるいはそういう経験を持つ皆さんからは、あんな船はよく見かけますよと、こういう話が出てくるわけでありまして。そうした我々はマラッカ海峡におきましては海賊とも対峙をしなきゃいかぬと、こういう職業集団でありますして大変な思いをしているわけでありまして、我々の第一印象としては、なぜこの時期にああいう反応を政府なりがとられたのか。これは、そうした一般的な我々の職業的な体験から、やや奇異に感じたところがあるわけでありまして。

その後、我々は北朝鮮の、先ほど述べました若干交流のあるそうした労働組合関係のパイプを通して、北朝鮮に行くという話にはなっていないわけでありまして。日本は北朝鮮とは外交関係が途絶して、その後なかなか対話もないようでありまして、我々はあくまでもそうした不信感、新聞報道等で拉致事件の問題であるとかいろいろ書かれていますから我々も非常に心配をしているわけでありまして、いづれにしても対話が続け

る、平和的な方向でそうした問題を解決する以外にないわけでありまして。イラン・イラク戦争もそうでしたけれども、いろんな戦争を見ても、無条件降伏でサインをするのか、あるいはもうへとへとになって、国民、民間にも多数の犠牲が出た上で妥協を図って停戦をするのか、結局はその先に見えるそういう経過をたどって戦争というものはいくのだろうというふうに思います。

それは我々の実体験であるということで御理解いただきたし、そういうことで我々も船乗りの立場としてそういう努力も重ねているということに御理解いただいて、先生の質問に答えたことになりましようか、御容赦いただきたいと思

○加納時男君 ありがとうございます。(拍手)
○齋藤勲君 民主党・新緑風会の齋藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。きょうは本当にありがとうございます。

短時間でござりますので、私の方の質問も端的にさせていただきますというふうに思います。御協力をお願い申し上げます。

最初に富澤公述人でございますけれども、今回のガイドラインの関連法案、総合的に評価をされて、一番最初に五十年來待つていたというふうなそういう御表現だったでしようか。有事という言葉もたびたび使われているんですけども、今回の法案の一つのこれからの流れの中で、いわゆる有事法制についてやはり検討すべきである。有事法制について早く検討して、きょうのレジュームにもお書きいただいておりますけれども「日本有事の法制整備」と。長く自衛隊の陸幕におられたんですが、今、内部ではどういような検討状況、もう内部案というのがあるんでしょうか。

○公述人(富澤隆君) これは御案内のとおりにもう昔の栗栖発言から始まりまして、またそういう指示もありまして、有事法制を検討しなさいという話がありまして、防衛庁内で相当昔から検討してきた問題であります。

んが、それを幾つかに分類しまして整理していると思います。ただ、その多くは防衛庁内だけでできる問題ではなくて、他官省庁にかかわる問題とかいろいろござりますので、まださらにこれを法制化するというような段階に至っているというふうには私は認識しておりません、それらをすべて含めてですね。

もちろん、その中には幾つか、こういったものはすぐにも国会で審議されて法制化すればできるというものはあると思います。ですから、それらの全部を一緒に完全な形として法制化するのか、そのうち合意できるものから法制化していくかという、そのアプローチの仕方はいろいろあるのではないかと思います。いづれにしても基本的にはほとんど有事法制と言われるものはないということでありまして。

これが私は非常に大きな問題だと思っております。要するに、私も、いろいろ高い予算で装備等を買っていただいております。また、それに伴って訓練をしております。しかし、有事法制というソフトウエアがないと全くこのハードは機能しないという感じを持ってずっと何十年と自衛隊の中で暮らしてまいりました。

したがいますして、現在相当に準備されたものがあると思っておりますので、ぜひそれに取りかかって、他官省庁との調整による部分がまだちよつとあるかもしれないんですが、それもぜひ政府の方にハッパをかけていただいて準備をして、それを法制化していただくことを私は望んでいるところであります。

○齋藤勲君 ありがとうございます。

さて、先ほど平山公述人から、いわゆる後方支援地域は安全なところにあるんだろうか、どこで線を引くんぞというか、こういうお話がござりました。そして、前駐米大使の栗山公述人からは、昨年の五月に読売の「論点」で「防衛協力欠かせぬ常識」ということで、第一、第二の常識ということで幾つかお書きになって、拝見をさせていただいているんですが、これは全部読みますと時間

がなく なつちやうので、関連するところでお尋ねする点を読み上げさせていただきますけれども、「ここで問題とされるのが米軍に対する後方地域支援である。同法案によれば、『後方地域』とは、『わが国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められるわが国周辺の公海及びその上空」」、これが法案であり、ずっと衆議院も参議院もこういうことを繰り返しては繰り返して私どもはここで、国会でやりとりをしているわけです。

ところが、後方地域に安全なところがあるんだ
ろうかという点も確かに委員からも指摘
もございました。

ここの一つの想定としては、常識という言葉を使っているんですが、法案が定義しているような事態が現実には起きる可能性があるのは朝鮮半島有事の場合ではないだろうかというくだりの中で、ここの今申し上げましたいわゆる後方地域ということで、「朝鮮半島有事の場合に、『戦闘行為が行われることがない』と認められる」という地域が日本海に存在するであろうか。」という、想定としては朝鮮半島と、そしてまた後方地域の今度の法案ということなんですが、ここはもう極めて今回の政府とやりとりをしていく中で論争点なわけですけども、栗山さんも平山さんも線引きするところはないとはっきりお話しになっているわけなので、ある意味では、栗山さんもこの論点で言えば御同様な立場に立つのではないかというふうな私は受けとめ方をするわけです。

いわゆるここでの常議論ということと、そして栗山公述人にお尋ねしたいんですが、今、政府がこの法案について、こういう私どもの提案、そして論戦をしているんですが、このことに対してのここでの政府に対する感想と申しましょうか、きょうは政府はいません。聞いているかも知りませんけれども、やっぱり国民に説明すべきではないかということも含めてお話しただければありがたいと思います。

○公述人(栗山尚一君) 先ほど、加納先生からも同様な御質問がありまして、ちよつと簡単にお答えさせていただいたわけですが、まさに私が書きました新聞への寄稿を齋藤先生が御引用になられましたので、大変恐縮なのでございますが、私は政府の憲法解釈は憲法解釈といたしまして、二つのことを申し上げてお答えにさせていただきますたいというふうに思うわけでございます。

一つは、加納先生にも申し上げましたが、もし洋上での後方地域支援というものが一たん決定されて実行されるような段階になりまして、それからその後、法案が禁止をしているような状況が発生をしたということで後方支援を中止する、そのために従事している自衛隊が引き揚げるということになりましたときに、アメリカの一般の国民がどういふふうに対応するかという問題を考えますと、これは私は率直に申し上げて、恐らく日米同盟というものはその日限りでおしまいになるだろうというふうに思っております。これは私の個人的な見解でございます。

それから、憲法解釈の問題につきましては、私は、以前から、武力行使と一体化というものは禁止されているんだ、集団的自衛権に当たる可能性があるので憲法九条のもとでは認められないんだという政府の考え方そのものについて、若干実は疑問を持っております。

個人的には、集団的自衛権というものを余りにも広く解釈をし、他方において国際法上認められております個別的自衛権というものを極めて嚴格に狭く解釈をし、その結果として九条のもとではできないというものが非常に広がっている、その結果、国際的には常識として通用しない理論というものが日本の憲法解釈として存在をしている、そのことが持つ日本の安全保障にとつての意味であるいは対米関係にとつての問題というのは非常に深刻なものであるのではないかとというふうに私はかねがね考えている次第でございます。

○齋藤勲君　ありがとうございます。

次に、今回、衆議院から参議院に送付されてき

た法案の中では、いわゆる船舶検査の条文については削除されております。それから、いわゆる自公の修正の中で、周辺事態を厳密に定義し直すということ、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態という政府案の規定があつたわけですが、これも、「放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等」という例示を加えました。これは従来の法案と全く変わりがありません。これが政府であり、ここに來られていた自公の方々の説明のやりとりなんです。

しかし、大方は、なぜそれならば法案を修正したんだろ、か、新たにそういうことを加えたんだろ、うかという事で、これに対する一つの疑義としてかねがね修正を加える側の政党の方々にしたのは、周辺事態協力は自衛権の発動ではないという政府あるいは自民党の方々の見解というのと、それは自衛権に踏み込むものだということの論争がずっとある中でこの法改正に至ったわけですから、それは解釈が違うのではない、解釈の違う方々がこの法案の修正に乗っているといましようか前提になっているというのをいろいろ指摘させていただいているんですが、なかなかそこら辺はかみ合っていない議論としてございます。

そこで、お三方に何うというのも恐縮でございますが、まずけれども、一般的に国民が、きょうは公述人も国民代表ということでも来ていただいています。が、この法案の根幹にかかわる修正をめぐってどうもあいまいさが残っているというふうに受けとめざるを得ませんということで、このことに對しての御意見をいただければありがたいというふうに思います。

栗山公述人からそれぞれお聞かせいただければ
ありがたいと思います。

○公迷入(栗山尚一君) お答え申し上げます。
私はもちろん政府の人間ではございませんもの
ですから、法案の改正がどういう経緯でこのよう
になったかということをつまびらかにいたしません
が、そういう前提でこれを拝見したところでどの
感想を申し上げますと、これはここに書いてある

「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態」というのが周辺事態の一つのケースであるということは、これは当然だろうというふうにも私も理解いたします。

援等が発動されることを許容する事態かといいますが、それは全く普通に考え、常識的に考えまして、そうではないであらう、日本に直接の武力攻撃が至らないような事態であっても、間接的に日本の平和と安全に非常に重要な影響を与える事態といふのがほかにもいろいろ考えられるのではないかといふふうに私自身も思いますので、この改正というのは、これはこれで私は特に異存がございませんけれども、これに限定されるという趣旨がもし改正を提案された方の御意図であるとすれば、それは若干この法案の性格を変えてしまうものではないかというふうに推察いたします。

○公述人(平山誠一君) 衆議院におきましてこの法案が自民党、自由党、公明党の各政党によつて一部修正されたということについては、我々も十分理解しておるわけであります。

その二に立ちまして、先ほど後段で私が公述させていただきましたように、やはりこの程度の修正で国民生活、我々に直接影響のある部分、とりわけ民間協力、自治体協力を含めて、何もこの法案の本質的なところでは変わっていないという立場に立ちまして、先ほど述べましたように、これは一たん白紙撤回していただきたい。それで、徹底していろいろ法案の内容についても、先ほど要山公述人の方からも日本海の話も出たわけでありますが、国民から、我々から見るそれこそ日本海の問題も実はあるわけでありまして、そういうことを含めてひとつ本当のところを、この法案は何を言っているのか、もつともつとやはり国民によく理解してもらう。言われるように、国民の安全平和を維持するために、我々の生命や財産を守るために必要なコストを払わなきゃいかぬのだといふのであれば、そのことについてやはり徹底した国民的な論議が必要なのではないかと思ひます。

しかも、肝心な後方支援地域なんかの問題については、これは別の見方を我々はするわけでありまして、公海から先へ行かないような話なんというところは船舶の場合にあり得ないと思っておるわけでありまして。そういうことも含めてまだまだ全く明らかになっていない隠された部分、この法案によって何が起るのかということを想定できないような、そういうものが相当隠されている。しかも、それを全部白紙委任しろ、これは我々国民の立場から見ればどうしても承服できない。

こういう立場で、修正をされた法案でありますけれども、我々としては白紙撤回を最後まで求めていきたいというふうに考えております。

○公述人(眞澤曜君) 私が個人的にこの修正のことを新聞で読みましたときにどう感じたかといいますと、先ほど栗山公述人が申されておりましたけれども、要するにこのような米軍に対する支援というのは、日本のためではなくてアメリカのためにやるんだというような国民一般の反感を抑えるために、そうではないんだ、これは日本のためなんだということを強調するために日本有事に移るおそれのある場合ということを入れたんだらうと解釈しました。

そういう意味では、それはそれでよろしいのじゃないかと思えますけれども、では日本有事になるおそれのある場合というのは具体的にどういうことかというところ、非常にその解釈がまた難しくなってくる。先ほど、これまた栗山公述人が言われましてけれども、それに至らない段階でもやはり全般の地域の安全のために支援しなきゃいけないということも、当然そういうエリアもあるのだらうというふうに思っています。

だから、そういうところでは一切今度はやらないうんだと逆にとられるとまずいんじゃないかと思えますが、そんなような感触を持ったということをおし上げます。

○齋藤勲君 栗山公述人にお尋ねいたします。今回の法案だけに限らないのですけれども、日

本が日本の国益の立場に立ち、国民の生命、財産を守る立場に立ち、今度とりわけガイドライン法案はそうだと思うんですが、自主的に判断する、判断できる、そうして日米が対等に話し合いをしてその結果を出していくということが私は必要だというふうに思っています。

長く外交官として御活動されて、とりわけ駐米大使として御活躍をされていますけれども、今よく日米対等のパートナーシップとか日米対等と言う。我が国の総理大臣もアメリカに行き、大統領も日本に来る。対等、パートナーという、こういう表現も新聞報道等の中ですとか、あるいは首脳も言われるわけですが、現時点で日米対等であるかどうかということについて、大変茫漠としたお尋ねの仕方なんですけれども、そんなことをちよつとお聞かせいただければありがたいなというふうに思います。

そして、先日、これはもう相当前のことでございますが、昨日この委員会でも、二やりとりもございましたけれども、「核搭載船日本寄港に大平外相「了解」ということで、いわゆる核搭載の一時通過、トランジットをめぐって、日本への寄港、通過を一九六三年四月に当時の大平外相が米側に認めていた」ということの文書がアメリカの公文書館で見つかったということが、これは一、二の新聞で明らかにされたわけですが、

この日米対等、そして事前協議ということになるんですが、これは事前協議と、今までそういう事例がなかったというところで、日本の政府側の方の私どもに対する答弁として一貫をしているわけですから、これは、そこら辺の対等であるという言い方。これは、そう言ううと巻き込まれ論ではないか、巻き込まれ論に入っているんじゃないかというふうにいるいろいろな人もいますけれども、対等であるということ、そして事前協議、岸・ハーター交換公文が空文化をしていると、ずっと国会では明らかにしているんです。

もう一つは、この事前協議というあり方について、日米対等ということ、そして事前協議、とり

わけこの米公文書の大平外相当時のことについては具体的にないのでなかなかお触れできないかも知れませんが、ここら辺についての御見解をいただければありがたいなというふうに思います。

○公述人(栗山尚一君) 最初の、日米の対等かどうかということについての御質問でございますが、パートナーシップとか同盟関係というのは、一方が他方に全面的におんぶするという関係ではこれは成り立たないわけでございます。基本的には対等な国家間それぞれが独自の意思を持ち、国益というものを保持して、その上でお互いに協力をしていく、平和を守るといふ共通の目的のために協力していくという関係でございますから、本来、対等な関係でなければならぬというふうに考えるわけでございます。

そこで、対等の関係になるために必要なことというのは何かということでございます。これは本日私が公述させていただきました中でも申し上げたこととございまして、やはりパートナーシップとかあるいは同盟関係とかいうものは、お互いに責任の分担というものがきちんとなされているということが前提でございます。そういう責任の分担がなされないままに、一方的に一方の国が他方に責任を押しつける、あるいはそれに伴うリスクとかコストというものは相手の方に押しつけて、自分の方は負わないというのをもしやろうとすれば、それは必然的に対等な関係にはなり得ませんし、相手の国は、そんなことであればそんな国と相談してもしょうがないから、自分は自分の国益に従って独自の行動をとる、そういうことに結局なるわけでございます。対等ということにめにはやはりそれなりの責任を日本が持つということが大前提になる。安全保障の分野におきましては、従来そういう意味での責任の分担というものが、憲法の制約を前提といたしまして必ずしも十分なかったのではないかと、私には感じておるわけでございます。

それから、核兵器の持ち込みの問題につきましては、これは私がかつて外務省におりましたとき

から、今新聞記事に出ましたようなことというのはしばしば巷間言われていることでございまして。今さら私、既に政府の人間ではございませんで、余り私が申し上げることは意味がないというふうに思いますが、当時から政府が申し上げていたことは、大平外務大臣がそのような了解を当時のライシャワー大使に与えたというようなことは、どこにもそういうものは記録として存在しないし、そういうことはないんだというふうには言っているということで、それ以上私は今つけ加えて何か先生にお答えできるような材料を持ち合わせておりません。

○齋藤勲君 事前協議、そして対等ということ、そして日米同盟の中での日米安保、地位協定、そして在日米軍基地の果たす役割が極東、そして周辺部の安全のみならず第七艦隊の寄港としてアジア太平洋、インド洋まで大変広がっております。この在日米軍基地を提供する、そしてさまざまな思いやり予算ということで、アメリカとの同盟国はいろいろありますが、これだけ負担をしている国はないのではないかと、私には思っているわけですが。

そういう意味では、先ほど来、栗山公述人のお話の中で、もう少し何かアメリカに日本がしなきゃならないのではないかと、そんなふうには受けとめられるんですけれども、もう少しグローバルにその点を考えてみても、ある意味では同盟国として他の同盟国にないほどの、そういう意味では負担と提供を十分しているのではないかと、私には思っています。その点はいかがでしょうか。

○公述人(栗山尚一君) 確かに駐留米軍経費では、日本はほかの同盟国をはるかに上回る実質的な負担をしておるというふうに思っています。それから、日本が提供しております基地が単に日本あるいは日本周辺の安全というのみならず、広くインド洋からペルシヤ湾にかけての世界の平和というものに寄与するようにアメリカが行動できるような能力を与えているということも全く齋藤委員御指摘のとおりだろーうと思っております。その意

よいわけであります。

先ほど言いましたように、国連軍に参加する各国は、もちろん米軍や韓国軍よりも少ない勢力であります。少ない勢力でありますが、自分の比較的得意とする分野、衛星を持つてくる人もいますし、飛行機を持つてくる人もいますし、何か艦艇

を持つてくるところもある、陸軍の特殊な部隊を持てくるところもあるわけであります。

そういう意味で、日本がこの地域で、仮に朝鮮で事が起こったときに一番支援できるのは何か、一番アメリカ側がありがたがるのは何かということとは、また欲しいものは何かといったら、やはり今回の中に含まれているような基地を提供する。彼らはどうしても拠点をここに求めたいわけですから、基地を提供する。これが日本の最も得意とするところでありまして、日本しかこれはできないわけでありまして、これはまず当然第一だと思ひます。

しかし、今言つたように、武力行使もやるということになった場合は、やはりその中で、いづれにしろ陸海空軍にしましても米軍に比べれば非常に力の小さいものでありますから、その中で特殊性のある、効果のあるものを使わなきゃいけないと思ひます。ですから、一番有名なものは、日本の掃海能力というのは世界に冠たるものだといふうちに私も認識しておりますが、まずそういうものから優先して支援をしていくことになるんじゃないかと思ひます。

具体的にこれもリストアップするといふことは今ちょっと私にはできませんので、そういうお話で御勘弁をいただきたい、こういうふうに思ひます。

○風間健君 それでは、栗山公述人に。

潮という雑誌の六月号に、日本とアメリカの同盟の新たな目標と進路ということについてお書きになつていただいていることについて、先ほどの齋藤議員の質問にもラップしますが、日米のいわゆるパートナーシップということで、栗山さんは、外交問題だけじゃなくて、経済、貿易も含めて日本がアメリカと対等に、いわばお互いに学習し合つて責任とコストを分担するといふことが必要だといふふうにおっしゃつております。

とりわけ、日米安保については、旧ガイドラインが米軍と自衛隊の協力のあり方だけであつたことから一歩踏み込んで、今度は日本とアメリカと

いう国と国の、いわばそれぞれの国の経済社会システム同士の協力という関係に踏み込んでいっているといふか、拡大されていっているという観点からしますと、今回の法案は日本が自国の安全のためにアメリカに対して、いわば米軍に対して協力しなければならぬという責任の分担をかなり提供するというものでありますけれども、じゃアメリカが日本に協力、支援するといふものがあるのかと。それがなければ私は本場のイコールの日米の関係にはならないんじゃないかといふふうに思ふんですが、そのことについてどういふふうにとらえたいのか、お考えを教えてくださいたいと思ひます。

○公述人(栗山尚一君) アメリカは、冷戦のときからそうでございましてけれども、冷戦が終わつた今日におきましてこの地域に約十萬、日本の国内では五萬人足らずの兵力といふものを展開して、そしてこの地域の安全保障といふものに重要な役割を担つておるわけでございまして。

そのこと自体は、もちろんアメリカの国益から見てそういうことが必要だといふふうにアメリカの政府が認識してそういうことをやっておるわけでございましてけれども、他方において、そういうアメリカの政策といふものがアメリカの友好国あるいはパートナーであります、あるいは同盟国であります日本、あるいはその他のアジア太平洋地域の国々の平和にとって大変にプラスの要素になつておるということでございます。

そういうアメリカの政策から利益を受けている国の立場からしますと、アメリカの安全保障に対するコミットメントに対して、それに見合う責任なりコストの分担といふものが必要だといふふうにはこれは当然考えるわけでございまして。

先ほど私の公述の中でも申し上げましたが、今のアメリカの国民の世論の一般の傾向といふのは、もう冷戦も終わったんだから自分の国の安全は自分で守るといふことにすべきであつて、ほかの国のためにアメリカが出かけていって、何万といふ軍隊を出して、そして場合によっては血を流

すといふようなことはすべきではないといふふうで考へておる国民が圧倒的に多いわけでありまして。

そういう状況のもとで、日本が自分の国の、あるいはこの地域の安全といふものをアメリカに全面的でないにせよある程度依存しようといふことであれば、やはりそれに見合った責任の分担といふものが必要であるといふふうに、これは安全保障の問題に限定して申し上げればそういうことではないかといふふうにまず私は考へておるわけでございまして。

○風間健君 そうしますと、いわゆる周辺事態、もともとこの事態を回避するための、不穏な事態が起らないようにするための法案だと私は思つておるものですが、まさに先ほど富澤さんがおっしゃつたように、平時のときに周辺事態における情報の収集と交換がいかに効率的に連携をとつてやれるかといふことが物すごく大事になつてくると思ふんです。

つまり、ふだんからの軍事的な情報交換とその対応について、残念ながらこれまで衛星に関していろいろな情報、この間の不審船についてもそうですしテポドン問題にしても残念ながら日本はまだまだその十分な対応もできないし、またそれ以前に、情報も入つてきていない、得られていないといふ根本的な格差があるわけであります。そこをどう埋めていくのかといふこと、単に自衛隊だけの話じゃなくて、日本国としてやらなきゃならぬのかといふことについて、ふだんからのアメリカとの信頼醸成という観点からどういふことが必要なのかといふことをもうちょっと僕は具体的に大々的にやるべきだと思つておるんです。それがきちつとなされれば何もこんな周辺事態法案をなくして立ててやるほどのことではないと私は思つておりますが、どうでしょうか。

○公述人(富澤曜君) たまたま私、昨日、前統幕議長の前川元海将の話を聞いたんですが、現在でもアメリカと日本の軍関係の情報の交換に特別の問題はない、非常にスムーズに情報交換されてい

るといふ認識でありました。今、先生のおっしゃいました三月の不審船事件のときも、あるいは昨年のテポドンのときも、情報の上では軍同士において何も問題はなかつた。

ただ、問題があるとすれば、やはりその情報といふのはいかに外に発表するかどうかといふ問題であります。発表するといふことは情報源のある程度こちらが知らせることでございますから、それはわかつていても、発表するとこちらの手の内を見せるからどうしても発表できないという問題はそこの中に幾つか当然入つておるんだらうと思ひます。そういう問題が、マスコミの方やいろんなことの間で、どうも日本とアメリカとの関係で情報の交換がうまくいっていないんじゃないかといふあれを生んでいるんじゃないかと思ひますが、私はそういうことは基本的にまずないんだらうといふふうには認識しております。

ただ、おっしゃいますように、情報といふのはお金と同じでギブ・アンド・テイクでございますから、こちらから何がしかの情報源を持つて、こちらからの情報も上げなければ向こうからの情報も来ないといふのは、これはまた当然のことでございます。その意味で日本独自のいわゆる情報源といふものを持つ必要はあるわけでございまして、今遅まきながらそういう努力を政府でもされていくといふふうには思つております。

ぜひこれをさらに十分な情報源にしたいだけば、それによつてギブすればさらにまたテイクもできるという状態になると思ひますので、そういうものを期待しているわけでございまして。

○風間健君 そこで、想定されることでもし万一不幸な事態が起こつた。いろんなことが想定されますが、殊に日本海域において起こつた場合に民間の協力が必要だといふことであります。

憲法二十九条にも財産権のことがきちつと書かれてあります。「財産権は、これを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひること

ができる。」というふうに憲法にきちっと規定されております。もし民間の協力によっていような不測の事態が起こった場合に、この補償に關しての議論が私は余りなされてないんじゃないかと思うわけでありまして。

そういう意味で民間人の側から平山さんに、もしそうなった場合にどういう補償が考えられるのかということについて、お考えがあればぜひお聞きしておきたいと思ひます。それで私は終わります。

○公述人(平山誠一君) お答えいたします。

まず、先ほど御紹介いたしましたように、本組合はこの法案をぜひとも白紙撤回、廃案にしていただきたいという立場でありますから、そうした不測の事態に対する補償という問題について、ここで当組合の公式的な見解として述べる立場では若干ないわけでありまして、過去の例といたしまして申し上げておきますと、湾岸戦争がありましたときに、先ほど御紹介しましたように、これは政府の中東貢献策として我々がサウジアラビア方面に就航するんだと、こういうことを明確にしていただかないと我々としては協力する立場にはないと。これは我々も大変組合員との間で大いにもめた話でありまして、なぜ平和憲法のもとで我々が、憲法によって我々の身の安全というのは保障されているにもかかわらず、なぜこうした事態に、しかも民間である我々が一番真っ先に行かなきゃいかぬのかと。

これは、相当組織でも厳しい議論があつたわけでありまして、外務省、運輸省を初めとする当時の政府は、とにかくペルシヤ湾内に日の丸の旗があつた船舶を入れて日本も湾岸のこうした事態に協力しているんだ、こういうあかしとして何としても行つてもらわないといかぬと、こういうこともありまして我々も腹を決めたわけでありまして。当然のことながら、そうした場合の人的な被害がもし発生した場合に、これは政府が全面的に責任を負うんだということもあわせて協定の中で明確にさせていただいた、そういうふうに記

憶しているわけでありまして。

いずれにしても、我々労働協約で船主側と労働災害あるいは船舶の作業中に職務上亡くなった場合のいろいろな災害規定も設けてあります。じゃ仮に一億円出さずから行つてくれ、こう言われても、我々の命はいずれにしても一つしかありませんので、一億円であるからじゃ行きましよう、というところになるかどうかにについてはこれは何とこの場所では申し上げられませんが、我々が一億円出さずから済まぬが組合員の皆さん行つてくれとは絶対に言えない、こういう立場であることも重ねて申し上げて、質問のお答えになったのかなというふうに思ひます。

以上です。

○風間親君 終わります。(拍手)

○宮本岳志君 日本共産党の宮本岳志です。

公述人の皆様にはお忙しいところ、まことにありがとうございます。時間に限りがございますので早速質問に入らせていただきます。

まず、全日本海員組合の平山公述人にお伺いをいたします。

大変感銘を受ける生々しい話でございました。さきの大戦あるいは戦後数々の戦火の中で命がけで仕事をされてきた船員の皆さんの現実に立つた大変重みのある公述だったと思ひます。

今回の法案については、交通運輸関係の労働組合の皆さんは、陸、海、空、港湾など二十単産単組約三十五万人の方々がそれぞれの労働組合の上部団体の違いを超えて共同されて反対運動に立ち上がつておられると聞いております。交通運輸に働く皆さんにとつては、海はもちろん、陸でも空でもあるいは港湾でも、みずからの命と安全にかかわる重大問題だと思ひますが、そういう皆さんの思いについて少しお話しただきたいと思ひます。

○公述人(平山誠一君) 御質問ありがとうございます。

先ほど斎藤委員の方から突然集団的自衛権、個別自衛権の問題についても御質問があつて私も

ちよつと戸惑つたわけでありまして、いずれにしても海員組合がとつては立場というものは、今御質問いただきました日本共産党の主張される日米安保条約の破棄あるいは自衛隊の縮小、改編という立場には実は立っていないわけでありまして、基本的には現行の平和憲法が認める安全保障政策としての専守防衛に徹する自衛隊の存在なり軍事同盟を禁止する集団的自衛権の行使の禁止、こういう観点については我々も政府の見解、今までの日本のとつてこれら立場というのを明らかにしているわけでありまして。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕

そういう海員組合がなぜ今回の法案について積極的に今反対の声を上げていかうかということをお聞き上げれば、これはもう公述で申し上げたとおりでありまして、船乗りという職業を選択した私も東京商船大学を卒業して船に十五年ほど就職しましたけれども、まさかこういう事態が、しかも半ば強制的に出てくるなんていうことは想定をしなかつた。多少海賊に襲われかけたり、いろいろなそうした国際紛争の中で誰何といふ事象が臨検を受けつづいたり、こういうふうな事態というのはいくつかも体験上あるわけでありまして、まさか戦争状況の中で明確に兵隊を担当しろ、こういうふうなことを言われるというのは全く青天のへきれきであるわけでありまして。

今回、特に交通運輸関係の労働者、陸、海、空、港湾と申し上げておりますけれども、そうした二十団体三十五万人の皆さんが、今、宮本先生のおっしゃつたように、明確に立場を超えて、中には日本の安全保障条約なり憲法の考え方について若干意見の違うグループもあるわけでありまして、交通運輸関係の労働者が一番身近な問題として考えたからだろう、まさにそう思ひます。

先ほど公述の中でも御紹介しましたように、ユーゴの事態を説明していただければと思うわけでありまして、まさにたちどころに空爆が後方のインフラ施設に向かつたのは、私ども船乗りの立場から見ますと、今までのいろいろな戦争、そうした体験を通して、ある意味で戦争が始まれば当然のことかなというふうに思ひかけておりました、交通運輸に働く皆さんも敏感にこの点を感じられた、こういうことでもあります。

海員組合は、一昨年の新ガイドラインの中間報告が出る段階で、これはとんでもないことになつてきたぞと、こういうことで、それから一貫して港湾関係、組織でいいますと全国港湾労働組合協議会というところでありまして、特に港で働く労働者の皆さんと共同関係を結びながらこの問題に対処してきたわけでありまして。

ことしの二月になりました航空安全連絡会議、これは全く政治的にも純中立的な立場で航空の安全をどう維持していくのかという観点でいろいろ活動される団体でありますけれども、そこから特に交通運輸関係、海を含めて申し入れがありまして、これはゆゆしき事態になつたのでひとつ皆さん一緒に集まりませんか、こういう呼びかけもありまして、現在二十団体を中心になつて反対の声を、国民の皆さん、大変なことなんだ、皆さんに血を流せと文字どおり覚悟しろと迫っている法案なんだと。これを政府の皆さんは実に隠ぺいし、安全であるとした言つておられるわけでありまして、そういう法案を、これはスポーツで言えばレッドカードじゃありませんけれども、極めてルール違反ですと私は思ひます。

いずれにしても、そうした観点からこの法案が持つている重要な問題、本当にこれといふんだ、こういうことであればやむを得ないところもあるわけでありまして、全く国民によく知られていない、しかも白紙委任だといふことで、国会論戦等も見聞きするわけでありまして、何一つ明らかになつていない。政府の答弁も繰り返して同じことしか言わない。これでは我々の心配、不信といひますか、危機の念はますます高まるばかりであります。

そうした思いでありまして、たまたま海員組合というところで本日の公述の指名をいただきました

けれども、私の後ろにも陸、海、空といえますか、陸送、鉄道、それから航空関係の皆さん、港湾関係の皆さんの思いが込められている、こういうことで話させていただいているつもりであります。

以上です。

○宮本岳志君　そこで、少し海の問題について伺います。

政府は、後方地域支援は公海上に設定されると言っております。そうすると、海の上で米軍の輸送物資の受け渡しをしなければならなくなるというふうに思っています。現在の船等の構造や機能から見て、海の上で船から船に物資などを受け渡すことは可能でしょうか。

また、海の上でやりとりできないということになりますと、これは目的地まで持つていかざるを得なくなります。他国の領土、状況によつては紛争国にまで踏み込んで輸送させられることもあり得る、こうお考えでしょうか。

○公述人平山誠二君　御質問の趣旨は、法に定義される後方地域支援の地理的な範囲といえますか、この問題を御質問されているらうと思えます。

これはもう明確に法律の中に定義されています、日本領域から公海までと、こういうことだったわけです。ここで後方支援活動をやるんだと、こういうふうに言っているわけです。しかも、戦艦が実際に航行していない、行われる予測もない、全く万が一にもそういう危険なことではない地域、こういう附則がつくわけですが、法に定義している公海までという話ですけれども、これは本当のことを言っていないなと。

というのは、船というのは、現在の船は帆船時代といえますか、そういう時代の船や小さな百トン前後の船と違っていて、もう何千トン、何万トンという大きな船でありまして、東京は東京港も近いで、横浜港も近いですからちよつと港に出ているだければ船は見られるので、ああ最近の船というのはこういう格好をしているのか、こうい

う荷役といえますか荷物の揚げおろしをしているのかということが一発でわかるわけでありまして、そういう大型の船が公海上で、ここから相手方の領域だといふその境目、仮に境目までは行ける、しかしその先は行かないなんというところは絶対に私はあり得ないというふうに確信しているわけでありまして、いや、そんなふうに確信されても困ると政府の方はおっしゃるのかもしれないけれども、これは極めて現実離れした話だろと思

います。

それは先ほど私も公述の中で述べました海上に後方、前方の区別をどうやってつけるのか、どうやって線引きを具体的にするのか。天気予報で等圧線というのがありますけれども、今日の安全な地域はこういう等圧線という、毎日毎日時間おきにそれが変化するように考えておられるのかどうかよくわかりませんが。

いずれにしても、この後方地域支援の範囲というところで言えば、例えば船が持つていった武器弾薬や兵員あるいは車両を含むそうしたさまざまな軍事物資を公海から先へ持つていかない、どこかで相手の船に受け渡しをするというふうなことは物理的に全く不可能、積みかえるなんということとは全く不可能でありますから、政府がいかに安全である、あるいは憲法上の制約からこういうことをおっしゃっている、政府みずから認めてそういうふうにおっしゃっているんでしようけれども、全く現実離れした机上の空論ではないかと、私はそういうふうにお考えでいるところであります。

○宮本岳志君　政府は、民間の船舶を今回の支援に使う場合に三つの契約のあり方、一つはあつせんという場合、国が米軍にあつせんをする、あるいは借り上げの場合、そして直接米軍が民間の船会社と契約をするという場合、三つの場合を挙げておられますが、特にその三つの直接契約の場合には公海を越えて出ていくということもあり得るというふうに述べておられます。

この問題について、国会で防衛庁長官は、民間業者の安全確保の手段の一つとして、政府から米軍に

軍に對し安全の確保について配慮を厳しく要請することも考えなければならぬ、あるいは、なお米軍としても輸送契約にかかわる物資等が安全に輸送されることは当然必要でありますから、我が国の民間業者に支援を依頼する際には安全の確保について当然配慮がなされて依頼するものと考えておりますと、こう述べておられます。先ほど公述でも、米軍による日本船舶の護衛というふうなことに触れられておられます。これについてどうお考えでしょうか、平山公述人。

○公述人平山誠二君　今回の法案審議の国会議事録等を讀ませていただきました。なかなか法律論争というのは難しいんだと我々庶民の側は、国民の側といえますか、思うわけでありまして、その中でとにかく先ほど述べた後方地域支援の範囲と、それと附則としていいますか、戦艦が行われていない、あるいは行われる予定がないとい

いますかそういうことは想定されない、あるいは万が一にもそういうことのない安全な地域が後方地域だと、こう言っているわけですね。

それともう一つ、そういうところに民間協力、船舶による物資の移動も含む協力をお願いする、こういうふうにお政府が答弁しているわけでありまして、そのほかに直接米軍が注文を出す、そういうケースについてもあるだろうという質問に対して、そういうケースがあり得ると。それで、この場合には一生懸命アメリカの荷物を、いずれにしてもそういう戦艦を継続するために、あるいはそのための物資を運ぶわけでありまして、当然ながらアメリカもアメリカ軍もそういう船舶の安全について配慮するでしょうという答弁をされてい

ますし、日本政府としてもそういうものについて積極的に要請をしていくんだということもおっしゃっておられるわけですね。

そういう非常にわかりにくい答弁であります、我々海の立場から見ると、一つは、事態法のもとで政府が直接用船をするといえますか契約を結ぶような船舶につきましましてはなるべく公海より

り先に行かせないのかなど。しかし、それだけではもう物資の輸送というのではありませんから。日本はいずれにしても陸続きではありません、周囲すべて海に囲まれているわけ、どうしたって大量の貨物というのは船舶を使わざるを得ない。海上自衛隊の輸送艦といふのはありますけれども、そんなに数は大きくありませんし、それほどの大きな作戦を遂行できる、継続的に荷物を送れるようなものではないから、当然民間の船舶が使われるのはもうこれは自明の理であります。

その場合に、アメリカが直接契約をして持つてくる船、例えばアメリカから釜山に荷物を運ぶ、こういう船舶、あるいは日本に一時寄港して、例えば佐世保に寄つてそこから釜山に持つていくとか、そういうふうなことを別の米軍の直接契約として考えておられるのかな、こういう感じは印象として持つておられるわけですね。

その場合に、当然現在の日本商船隊は約二千隻と言われています。二千総トン以上のいわゆる日本が支配する外航船舶であります、そのうち日本フラッグの船といふのはわずかに百数十隻であります。もうほとんどは便宜置籍船と申しまして、究極の規制緩和の中でフラッグの売買によつてそうした便宜置籍が行われているわけでありまして、本組合の組合員あるいは日本人船員を含むそういう人たちは当然ながらそういう船にも多数乗っているわけでありまして、我々の組合員、組織された組合の人たちも一七隻を超えるような便宜置籍船に乗っている。こういう船がアメリカに直接用船されて契約をされて、それで行くということになれば、これは当然、先ほど公述しましたように武力行使との一体化、こういうことになつてくるわけでありまして、当然、御質問の中でも言われたように大変な問題になる。

イラン・イラク戦争のときも実は、戦争が激化して日本タンカーも攻撃を受けるようになってから、アメリカから日本船舶もアメリカ艦艇が守つてあげる、そういうふうな申し出もあつたわけでありまして、我々はそれはかえつて一方の

側に立つ。当時アメリカは反イランの立場で、親フセインといえますがイラク側に立ってしましたから、これはかえって日本の立場が中立的な立場から一方にウェイトを置く立場になってしました。しかも軍事的に護衛されるというものの危険性、これについては我々過去の経験であるわけですから、こういうことから慎重にお断りをして、まさに平和憲法に基づくそうした範囲の中で、中立国であるということを明確にして安全をキープしてきた、このことを誇りにしていますし、それは正しかった、こう判断しているところです。

○宮本岳志君 今回の法案では、民間の皆さんに対する協力の要請が九条二項で規定をされております。政府は、強制ではない、断つても罰せられることはないというふうに言っておりますけれども、企業がこれを引き受けた場合、労働者の皆さんはこれを拒否できるか。特に、戦争の手伝いはしたくないという理由で拒否するようなことは実際に現場で可能だというふうにお考えでしょうか。平山公述人にお伺いいたします。

○公述人(平山誠一君) これも我々はそういう経験がありまして、イラン・イラク戦争のときもそうでありまして、朝鮮戦争のときもそうでしたけれども、とにかく個人の拒否権、そういう危険なところに行かない拒否権というのを最大限確保してきたわけがあります。

この点につきましては、使用者側といえますが、経営側もそれとおりだということで、ペルシヤ湾でもそうでありまして、日本を出航するとき、それからホルムズ海峡から湾内に入るときに、必ずキャプテンが全員を集めて、敵陣じゃありませんが、これからいよいよホルムズ海峡に入っていくけれども、どうしても行きたくないという者は手を挙げる、あるいは言っていいと。ここでそういう方についてはドバイで下船をさせまして、日本に送還といえますか送り返す、こういう対応をしてきました。

常時あそこは六百人からの日本人船員が入っていたわけですが、そうした方はそう多くあ

りませんでした。八年間を通して十人にも満たない、そういうことがあったわけがあります。いずれにしても、個人の拒否権というのはこれは絶対必要なことだというふうに思っています。

ただ、この法案をアメリカによって極めて実効性の高いものにしてほしいという要請がある以上、そのことによって運航に障害が出てくるということになれば、これは労働者側としても非常に危険な状況になりましようし、経営者側としても非常に不利な立場でありますけれども、要請を受ける政府との関係においても非常に難しい局面を生んでくるのではないかなというふうに思います。

船は、キャプテンが乗らない、一等航海士が乗らない船というのは動きませんから、交代がなければ、これは必ずだれかを連れてこなきゃいかぬわけですね。集団的にも行かないということになりますと、船の半数が、おれはもう嫌だ、こんな戦争に加担するのは嫌だ、一億円ももたらしたって嫌だ、こういうことになれば、これは何らかの強制的な方法によって駆り出さなきゃいかぬ、そのことをまた我々はこの法案の次に来るものとして極めて高い懸念を持っているわけがあります。

政府は、いや、いいんだ、行きたくなければいいんだよ、こうおっしゃっていますけれども、いざいざをむくといいますが、失礼があつたらお許しくださいたいわけでありまして、いや、船乗り、行つてくれと。私は普通に税金を払っている普通の国民でありますので、特別に何か優遇されているわけでも全くありません。なぜそういう民間が、これは海洋国家日本であるがゆえにそういうことになるのかという宿命的なものもあるわけでありまして、それにしてもそういうことを我々に強制されるいわれはない、こういう立場であります。

○宮本岳志君 ありがとうございます。

あとのお二人の方にも質問を準備しておりますけれども、時間が来てしまいました。一言お呼び申し上げまして、私の質問を終わります。(拍手)

○山本正和君 社会民主党の山本でございます。三公述人には大変御苦労までございます。私からもお礼申し上げます。

栗山さんとは、実は六年前、今の議運委員長をしている岡野さんと一緒に大使館にお邪魔しましていろいろとお話をいたしました。当時は、アメリカがどうやら経済をぐっと立ち直らせるという上り坂だったわけで、大変苦しい状況だった。日本に対して随分いろんな注文を経済的な問題ばかりじゃなしに受ける中で、大使として大変御苦労が多かったと私は思っています。

ただ、きょう栗山さんの論文なりなんなりを見させていただいて、ちよつと私は年齢の差を感じていいます。あなたは戦争に負けたとき、たしか中学の一年生が小学校の六年生ぐらいだったですね、敗戦当時。私は最後の徴兵検査を受けたわけでありまして。ちよつと年代の差を感じた、この論文を見まして。

というのは、外務省の皆さんも世界各国で随分御苦労願っていると思うんですけれども、私が一番心配するのは、どこの国でも憲法は大切にしてるんです。アメリカ人ぐらいアメリカ憲法を大切にしない。だから、情勢が合わないければ直ちに憲法改正をします。憲法改正をきちっとする。ベトナム戦争の反省から戦争権限法をきちっとつくって、そして憲法ではつきりと国会の役割を認めさせた。そういうことをいろいろやるわけですね、アメリカは。ですから、憲法を守るということに対してはアメリカは非常に忠実な国なんです。

ところが、日本国憲法というものをアメリカ人に本当に理解させるための努力を戦後外務省はしてきたんだろうか、この懸念が私はしてならないんです。ですから、例えば今の話で、栗山さんが、集団的自衛権までは本当はいんじやないかというふうな印象で、この文章も、きょうのお話もありました。私は、実際は今の法案はまさに

集団的自衛権にかかわると思うんです。かわるのなら、政府は堂々と憲法改正を国民に訴え

て、あるいは法案が必要とするものは訴えて、そして国民の合意を得てやるべきだと私は思う、本来からいえば。

というのは、私どもの戦争世代は戦争に負けて帰ってきているんなことがあった。憲法をつくるときにいろんな議論があった。当時の吉田総理もあるいは岸総理も、あるいはその後の池田さん、ずつと言いつつ続けたのは何かといえ、日本の国は戦わないうんです、戦争でもって事を解決することはしないんです、こう言いつつ続けたんです。

しかし、その中で国民的合意として生まれたのが自衛隊なんです。自衛隊は、専守防衛の日本国憲法のもとに、我が国を守るためにみんなで作っていただけは認めようということでしたのが国民的合意であつて、したがって個別的自衛権という話の流れになつていっているんです。その流れを世界の人にみんな説明しなければ、日本の国際的地位というのはわからないんです。

この中で、栗山さんもおっしゃつておられるけれども、九五年に村山さんが総理として訪米いたしました。そのときに初めて、それまで細川さん以来誤解のあつたさまざまな問題についてもこれからちゃんとやりましようという話になつて、大使も大変御苦労願つたと思うんですけれども、そこで話し合いが始まつた。私は、村山内閣と橋本内閣と二回とも与党で経験したんです。このガイドラインの問題もそこで出てきた。そうしたら、アメリカから何を言われているかをめぐって党内で随分議論したんです。山崎拓さんとも随分やりました。みんなです。

その中で、ここをはつきりしないよと言つてきたのは、日本国憲法の許容する範囲、日米安保条約の枠内、日米安保条約はもう何十年という間大切にきた条約だ、この範囲内ということにはきちつとしましようということなんですと議論してき

たんです。ただし、これは解釈の問題は別ですよ。両方とも一致しておつた基盤は何かといつたら、この二つを基盤にということと議論をしたんです。解釈

をめぐって狂ったんです。しかし、本当に日米安保条約の枠内ということと、それから憲法の枠内ということをアメリカ側に政府は言ったかと。私はそこで随分やかましく言ったんです。我が党から当時の及川君が随分問い詰めた。

しかし、アメリカ人にはこれはわからないです。絶対わからないです。日本国憲法は。アメリカ人は、殴られたらちよつとは我慢するけれど、しばらくしたら戦うのは当たり前なんです。アメリカの正義です。ところが、日本の国はたたかれても場合によつてはじつと我慢するという部分ですから、外へ出ていったらけんかせぬというんだから、わかるはずがないんです。

しかし、なぜその憲法ができたかということ
を、日本国憲法の成立の経過にさかのぼってアメリ
リカに訴えるのが外交官の義務なんです。あるいは
政治家の義務なんです。それを果たしていない
ことから日本がおかしな国だと言われている。私
はそう思うんです。しかし、情勢が合わないなら
ば外交官からも、日本の国にはこれは合いません
よ、だから、逆に政府は憲法発議を提案したらど
うですか、国会議員の皆さんどうですかと、こ
うやればいいんです、堂々と。それをせずに、だ
れが読んでも、英語で書いてある日本国憲法はア
メリカの高校生が見ても戦争をしたらいかに
かぬとはつきり書いてある。同盟関係を結んで
戦争はいかにかぬとはつきり書いてあるんです。
それを、いや解明
でできるんだというふうなことをしたのではだ
めだと私は思うんです。

〔理事竹山裕君退席、委員長着席〕

ですから、私はここで栗山さんのお顔を見たものだから、ちよつと質問したいのは、我が国の外交努力の中で、要するに今度のガイドラインの法案をつくるについて、これはOBという立場から、外務省として果たすべき部分があつたのではないか。恐らく退官された後、じつと客観的にらんになつたと思うんです。

私は、正直に言いますけれども、橋本さんが日米共同宣言をして帰ってきた。私は橋本さんを本

当に歓迎したんですよ。御苦労までしたと私は言つた。その中で、いろいろ議論した中身というのは、本当に憲法の枠内、日米安保条約の枠内ということを私は言ってきましたよ、こう橋本さんは私に言つたんだ。しかし、そのところが、その橋本さんの言つた意味を本当に外務省は、外交官はアメリカに伝えたのか、この懸念が今もつて私にあるわけです。

その辺のことは、OBという立場で御感想があったら一言お聞かせ願いたいと思うんです。

○公述人(栗山尚一君) お答えさせていただきます。

私自身を含めまして外務省における者は、当然のことながら、日本国憲法に基づく日本の立場、法律的な立場というものがどういうものかという点については機会あるごとに説明を、アメリカの政府内外の人、あるいは議員、議会筋でありますとか、その他マスコミ等につきましてもやっております。私自身も随分いたしました。そういう意味で、まだ努力が足りないという外務省に對する御批判があれば、それはもちろん甘んじてお受けしなければいけないわけですけれども、私もとしては一生懸命努力をしてきたつもりでございます。

それから、私自身の個人的な意見を申し上げれば、私は別に改憲論者ではございませんで、憲法九条というのは日本としては堅持していくのが国内的にも、それから日本の外交という見地からも望ましいことだというふうに考えておりますので、個人的な憲法についての意見というものを申し上げれば、私は別に改憲が必要であるということに思っているわけでは毛頭ございません。

ただ、私が従来、私自身の本や論文等で外務省を離れましてから申し上げてきたことは、憲法九条を含めまして憲法というものは、やっぱり国が存在しての、国の平和と安全というものが守られた上での憲法であるということでありまして日本の憲法の平和主義というのは非常にとうとうとい原則でございますけれども、しかしそれは、日本

一 国だけが平和であれはいんだというわけゆる
義では私はないだろうというふうに思っているわ
けでございます。

したがって、国際協調の中で日本の平和を守つていく、あるいは国際の平和を守つていくのに日本自身も積極的役割を果たしていくというのが九条の精神ではないか、前文を含めまして日本憲法の精神ではないかというふうに思つておりまして、そういう点から見ますと、これまでの国会等におきます憲法論議というのは、若干そういう一國平和主義に傾きがちな論点が多々見られるのではないかというふうに、僭越でございますけれども私は感じておるということを一言申し上げたいというふうに思います。

○山本正和君　ですから、栗山前大使がそういうふうな形で感想を持たれるのは、私はそれはそれでみんなの解釈だと思うんですね。ただ、だれが見ても今度の問題で兵たんを我々は持つということとを法律でこれはつくる形になるわけです。ですから、その辺の段階ではもう少しけじめをつけた方がいいのじゃないかということをちよつと申し上げたんです。

それに別にしまして、それではもう時間がありませんから富澤公述人に一つだけお尋ね申し上げます。

私は、実は自衛隊の隊員の皆さんぐらい今の日本の国の中で大変な仕事をしておる、そしてまさに生命、身体を含めて大変な公務員はないと思います、正直言つて。しかし、その人たちが正直言つて命がけで戦わなきゃいけないというそのと

きは何かといえば、私は国を守ることだと思ふんです。そしてまた、国民的合意がある、自衛隊の後ろには。そして、国民的合意の象徴としては日本国憲法がある。その中で戦い抜けるんだと私は思ふんです。それにしても余りにも待遇が悪い。この前からときどき、予算委員会でも私は自衛隊の待遇が悪いと盛んに言っているんです。あるいは自衛隊をやめた後、退職後となるのか

といふ十分な保障もない。こんな国にないん
す。ちゃんと直さなきゃいけない。

しかし、そのことと憲法上の問題まで含めていろんな議論がある中で、有事法制と私どもは言うんですが、これは国際的有事法制と私は思う。これはまた見方が違います。絶対政府は有事じゃないという立場ですからちよつと違いますけれども、いずれにしても、自衛隊が出ていってそこで死ぬということ、もし弾に当たって死ぬというふうなことが起こった場合の思い、それがあるからこの法律については本当に厳密にみんな考えてやうという議論をしてきたと私は思ったんです。

私が申し上げたいのは、先ほどの話で何も危険を伴うことは一切自衛隊はせぬのだ、日本の国は知らぬのだということになれば、まさにこんな勝手な国があるかということになると思うんです。しかし、堂々と今までの法律の中で言われているのは、国際平和という観点から、自衛隊の持つてゐるすばらしい能力である機雷処理能力、掃海能力、これを公海上ではやるということを国として、も認めて、国民的合意も達してやるわけですね。公海上の浮遊機雷の除去。それも、実は大変な議論のある中でそこまでは来たわけです。これは明らかにに国民的合意がある。しかし、私どもが心配するのは、戦闘地域、後方地域と政府は言つてゐますけれども、そこまで行つたときに、アメリカ力が戦う中で自衛隊が被害を受けたらどうするかと私は思うんです。私どもの世代は、絶対私たちよりも若い者を国家の命令で戦争という名で殺したくない、こんな気持ちがあるんです。後藤田さんが慎重なのは私はそうだと思うんです。そういう中で我々は議論してゐるんです。

ここで、自衛隊を卒業された、OBの立場も含めて、富澤公述人に私が申し上げたいのは、本当に今、日本の国を向こう側が攻撃する、そのときにアメリカが北朝鮮というものに今備えてゐる。ここでの対時間係から生まれる場合の衝突ということには我が国は非常に関係しますから、かわらざるを得ない場合があると思うんです。しか

し、仮に中国で何か起こった場合に、これは日本はかわらないといったらおかしいけれども、そのときに日本も巻き込まれて戦うというようなことになった場合、正直言ってこれは私はおかしいと思うんです。

先ほどのお話のように、朝鮮半島の有事の場合は国連軍は出動できるんですね。しかし、中国の内戦が起こった場合には、国連軍が出動したら大変なことになる。できないですよ。したがって、せめて自衛隊が協力するとしても国連軍の名前の中でそれに協力するというのが限界じゃないかと私は思うんですけれども、そのことだけ一言お答えいただきますと、時間が参りましたので。

○公述人(富澤唯君) 中国で周辺事態が起こった場合に君たちは行くのか、こういう御質問でございますか。

その問題はまさに国会がお決める問題だろうと思います。そして、そのときに国民がやはり行くべきだと言ったら自衛隊員は喜んで行くと思います。しかし、行くなと言ったら行かないと思います。

以上です。

○山本正和君 終わります。

○田村秀昭君 自由党の田村秀昭でございます。

公述人の三人の皆さん、本当に御苦労さまでございます。

御三人に共通して質問させていただきますが、私個人の考え方なんです、ヨーロッパにおけるNATO、ワルシャワ・パクトに対してNATOという組織が今もあります。冷戦後も引き続いてあるわけですが、アジア太平洋はまだ冷戦が必ずしも終結したとは言えないような状況でありまして、アジア太平洋においては日米安保条約というのがヨーロッパのNATOの役割を演じているというふうには私は個人的に考えておりますけれども、三人の公述人の御意見を承りたいと思います。

○委員長(井上吉夫君) それぞれ少し簡潔にやってください。

○公述人(栗山尚一君) NATOと日米安保の比較でございますが、NATOというのは、冷戦のときにソ連の脅威から西ヨーロッパを守る、あるいはヨーロッパを守るということでできました米欧同盟でございます。日米安保も我が国及び極東の平和と安全を守るということでできた条約でございますが、もちろん田村先生よく御存じのとおり、ヨーロッパではいろんな理由から集団的な防衛体制というものができるような素地があつて、そしてそれに基づいてNATOというものができて今日に至っているわけでございます。

アジア太平洋におきましては、アメリカの同盟国とか友好国とか言われている国それぞれの置かれている環境、安全保障上のニーズとか対外的な脅威とか、それからまた日本との関係ということもございまして、戦前、戦争中の日本が行った行為に対します記憶とかそういう問題もありましてヨーロッパのようなわけにはまいりませんで、二国間の防衛条約というものを総合しまして地域的な安全保障をつくっていくというシステムをアメリカはつくったわけでございまして、その中で日米安保というものが非常にそのかめになる役割を果たしてきているということであれば、それはそのとおりだろうと思います。

○公述人(平山誠一君) 私どももいろいろ見聞きし、読み、勉強する範囲でありますけれども、NATOというのは、いずれにしても集団的な自衛権を行使可能な一つの軍事同盟集団というふうには我々は理解していますし、少なくとも日米安保条約は、平和憲法によって許容される範囲、こういうことでこれまでたびたび政府でも見解を出されているわけでありまして、個別の自衛権の範囲、その中で日米安保条約が存在している、第九條と整合がとれているという関係で我々は理解しているところなんです。

○公述人(富澤唯君) 私、陸上幕僚長時代に東南アジアの参謀総長等、たくさんそういう人たちと話したんですが、彼らは同時に政治家でもありますからあれなんですけれども、そういうような

話をすることがあります。

彼らが言うのは、本当はアジアで何がしかのまとまりを軍事的にもつくりたいところだけれども、残念ながら今のところアジアにはそれをリードするリーダーシップを持つ国がないということでありました。でありますから、現在是最も信頼の置ける、また力もあるアメリカとそれぞれ二国間関係を結ぶしかないだろう、将来そういうものができるとするならば、やはりその場合でもアメリカという国をNATOと同じように一緒にして、アメリカのリーダーシップのもとにまとまるということだったらあり得るかもしれないという意見を述べる人が大半でありました。

私もそれに同意であります。

○田村秀昭君 自由党は、安全保障の三原則というのがございまして、その三番目に、国際的な貢献、国際間の話というのは普通の国と同じようにやるべきである、普通の国が行っているのと同じグローバルスタンダードで国際協力というものは行ななきゃいけない、経済もグローバルスタンダードと言っているんだから特殊なものだけはつくっちゃいけないという考え方で、国連に対する協力というものは積極的に行なうんだ、これは憲法九条に違反するものではない、前文にきちっと書いてあるという考え方でいってございまして、きょう富澤公述人がお話しになりましたような方向というものを模索していかなきゃいけないというふうには考えているわけです。

それで一つ、周辺事態の中に入らないといろいろありましたけれども、実際問題として、台湾に有事が起きたときに日本のSLOCにどのような影響を及ぼすのか、シー・ラインズ・オブ・コミュニケーション、海上交通路というのはどういふふうになるか、特に平山先生にお聞きしたいと思いますが、三人の先生方にお尋ねしたいと思います。

○委員長(井上吉夫君) 三人ともですか。

○田村秀昭君 三人ともです。特に海運にどのような影響を我が国は受けるかということでありま

す。

○公述人(平山誠一君) 大変難しい質問が連続するわけですが、台湾海峡でもし有事というようなことになりましたら、この事態法が発動になる。この事態法は何しろ中身がありませんので、当然そのころまでにはいろいろな政令や規則ができていてそれによってこの法の精神が貫徹される。とすれば、台湾海峡から南シナ海、マラッカ海峡にかけては先ほど御紹介したオイルロードのまさに締めくくるところであります。台湾までは与那国島から見ますとまさに国境的には目と鼻の先でありますし、九州の佐多岬あたりから見渡しても約九百キロです。一昼夜半くらい、十五ノット程度の船舶でパシフィック海峡を抜けていく場合にも大体そのくらいではなかったのかなというふうにも私も記憶しているわけであります。

この辺は、一時、台湾海峡で若干台湾と中国の間で緊張が高まってミサイルが何か実験でおこちてくる、こういう事態もありまして、我々も大変懸念したわけでありまして、当然、日本のいわばオイルロードでそういう状況が、極めて危険な状況に脅かされるということが発生するといふふうには考えていますし、そこに当事国として我々が関与していくということになりますと、イラン・イラク戦争では通用した日の丸が、明確に敵性の船舶である標識と、こうなりますから、まさに格好の標的になってくる、こういうことを我々は懸念するわけであります。

以上です。

○委員長(井上吉夫君) 栗山公述人、簡潔に。また、富澤さんもそうお願いします。

○公述人(栗山尚一君) 一言だけ申し上げます。台湾海峡あるいは周辺の海域というのが、日本ばかりでなく韓国にとってもそうでありまして、この地域に存在します国の海上交通の確保、石油の輸送を含まして海上交通の確保のために極めて重要な地域、水域である。したがって、あの水域が平和であるということがまさに日本にとって非常に重要なことであるといふふうに考えており

ます。

○公述人(富澤曜君) ただいま両公述人が申し述べられたとおりだと思います。極めて重要なところであるというふうに考えます。

○田村秀昭君 質問を終わります。ありがとうございます。

○山崎力君 参議院の会の山崎でございます。

まず、栗山先生よりお伺いしたいと思っております。いわゆる武装中立を含めた中立国、それからかつては非同盟諸国というような言い方で同盟関係を結ばないというようなことを標榜した、特に中進国から発展途上国の集団があったわけですが、けれども、そういった国々がいわゆる国際紛争解決のために国際社会においてどういう役割を果たしたというふうにお感じになっておりますでしょうか。

○公述人(栗山尚一君) 冷戦中、今、山崎先生御指摘のように、かなりの数の国が非同盟運動というものに参加をいたしました。インドとかインドネシアとかユーゴとか、そういう国が中心になりました。非同盟運動を行って、東西対立の中で政治的には中立という立場をとるということをやったわけですが、それはそれなりの役割と申します。国際政治における影響力というものを保持していたグループであるというふうには思います。

しかし、それではそういった国々が世界の平和と申しますか、冷戦時代の平和を守るための国際秩序というものにどれだけ貢献したのかということになります。私はかなり疑問ではないかというふうに思います。まさに今日の非同盟運動のリーダーでありましたインドが現在というふうな状況にあるかというのを見ても、その点はかなりはつきりしておるのではないかというふうに思っております。

○山崎力君 平山公述人にお伺いしたいと思います。海員組合として、いろいろ外航を中心とした船員の方々の御苦労ということはよくわかるんです

けれども、今回のガイドライン、周辺事態に関係して、日本の一般の船が周辺事態におけるアメリカに対する物資輸送、兵たんということになるかならないかというのは定義の問題もあろうかと思うんですが、その輸送というのは船から船、洋上での輸送というものは物理的に可能なかなというふうな疑問があるんですが、皆様方はどういうふうなことを想定されているのでしょうか。

○公述人(平山誠一君) その件につきましては、先ほどの官本委員の方の質問にも若干お答えさせていただきましたが、物理的にはほとんど不可能だと。洋上で何千トンも何万トンもあるような物資の受け渡しを、きょう資料で皆さんに最近の船の格好なり形というのはどういふものかということをお示しできればよかったのかもしれないけれども、その辺は海洋国家の国民の皆さんの常識と、こういうことで用意してきませんでしたけれども、まず物理的に不可能と。

したがって、海上で兵たん当たるといいますか輸送をする場合には、必ず港から港へ行くこと。すなわち、公海を越えて相手方の領域へ行かなければ船舶による海上輸送というのは完遂しない、こういうふうな考えでおります。

○山崎力君 ということは、いわゆる周辺事態の法律案が通つたら、新たな日本としての義務が生ずる地域というのがあるわけですが、協力するしかないかというのは、これは日米安保の今度のガイドラインの法案にかかわらず、安保条約がある以上そういった中で日本が協力するしかないか。要するに具体的な想定をすれば、朝鮮事態になったときに、日本の船員の方たちが協力するのは、日本から物資を積んで朝鮮半島のしかるべき港に物資を運ぶ、こういう協力になると思うわけですね。

さすれば、このことは今回のガイドラインの問題、この法案が通つたから通らなかつたからという問題ではないか。今までの我々の審議の中で出てきているのは、今度のガイドラインの法案において、協力するのは後方地域において

の協力だ、こういうふうになっているわけですね。ということは、今回の新たな範囲ではないところでの協力を実質的にせざるを得ない。ということは、繰り返すになりますが、言葉をかえれば今回の法案と具体的には関連、関係の極めて薄い、どちらかといえば安保条約の一種の同盟国としての対米協力ということに実質的にはなるというふうにお感じになっているんですが、そういう考え方というのはおかしいでしょうか。平山公述人にお願いたします。

○公述人(平山誠一君) 例えば、先ほど御紹介しました湾岸戦争のときには、当然ながら日本の自衛隊というのは専守防衛のための軍隊でありまして、それによって国民的な合意を得られていた軍隊であります。当然ながら先頭に立つて自衛艦を輸送に使うというようなことはできないわけでありまして、そういう意味で、我々は民間でありませんけれども、結局我々がそういう形で行かざるを得ないのかなと。そこは先ほど申しましたように非常に厳しい選択だったわけでありまして、けれども、まさに先ほど紹介した船長の思いということを含めて、我々がそういう役割を果たしたことはそのものを否定したり卑下したりということではありません。そのこと自体は一つのある種の国民的な合意に基づいて行われたということでは我々も誇りを持っているところでありますけれども。

いずれにしても、そういうことが今後も、周辺事態というのは定義がいまいでありますから一体どこまで範囲が広がってくるのか、このことについては我々も極めて厳しい見方をしておるところであります。これがどんどん広がっていくことによって兵たんの先頭に立つていかなきゃいかぬ、これは一民間人であり同じように税金を払っている国民としてどうしても、繰り返すになります。納税できないところである、こういうことを申し上げておきたいと思っております。

○山崎力君 そういう疑問というのはあるかもしれ

ませんが、少なくとも今回のガイドラインで直接懸念が具体化されるものではないというふうには今の公述は受けとめられなかったです。

時間の関係で富澤公述人にお伺いしたいんですが、今回の審議を通じて私が非常に感じているのは、ガイドラインはそれはそれとして、それとの絡みの国内法でいくと余りにもそこが不適切である。要するに国内的なものが非常に未整備である。かえってそのことによってアメリカに対して疎んじられるというんでしようか、栗山公述人の表現をかりれば、その時点で日米同盟がおかしくなるようなことにもなりかねない。例えば、周辺事態で自衛隊の補給艦が周辺地域において補給中日本有事になった、ところが有事になったときに対米協力の法制ができていないものですか、その時点で、日本有事になったところで油の補給をストップしなきゃいかぬというふうな今の法体系になっている。そんなばかなことかというふうになるわけですね。

そういった点、現場の自衛隊を率いていた経験からして、ガイドラインよりはむしろ国内法の整備だ、非常事態法の整備だという気がしているんですが、その辺御経験も含めて、よく言われる道路交通法で何が起ころとも赤信号なら出動した自衛隊がとめにかかぬという、そういうこともあるわけですが、その辺についてのことをちょっとお教え願えればと思います。

○公述人(富澤曜君) 御承知のように、日米ガイドラインが昭和五十三年に最初にスタートしたわけですが、そのときは米軍との関係でも、日本有事の問題を中心に私ども、計画と言っちゃいけないから研究だということをやっておりました。それと並行して、先ほども申し上げましたけれども、やはり日本有事の場合の法制というのがないとな研究もしてまいりました。しかし、このガイドラインに基づく作戦研究の方はそれなりに進んだのですが、それを支える有事法制がないということと非常に困っておったわけです。だから、早く

日本有事の法制をつくってほしいということとはかねがね願っていたところでありました。

しかし、今般は、五年前の朝鮮の核疑惑から始まって、そういう日本有事の前の周辺事態に何か我々が支援することはないかという話題が出ました。そのときに、その事態も大切だけれども日本有事も早くやってくれないかという意見は当然私どもの仲間にもありましたけれども、しかしやっぱり現実的に考えると、より近い将来に起こり得る事態というのはいくらの方かなという判断でこういう結果になったのだらうと思います。

その辺の判断はむしろ政府の方がされたわけでありまして、おっしゃるとおり、私たちとしては日本有事の問題というのを、もう相当、何十年と待っているわけでありまして、さつき申し上げましたように早速にやっていたきたいという気持ちであります。

○山崎力君 終わります。ありがとうございます。(拍手)

○島袋宗康君 二院クラブ・自由連合の島袋宗康です。

本日は御三名の公述人の方々大変御苦労さまです。

まず、平山公述人にお伺いいたします。平山さんのインタビュー記事を見ましたが、多くの点で海運業に従事される労働者と我が沖繩と非常に共通点があるような気がしております。

その第一は、戦争が起これば海という皆さんの戦場は常に最前線であるということでございます。すし、米軍基地の集中する沖繩は、有事の際には米軍の前線基地となり、我が国の後方支援においても最前線になるという地域であるというふうに思っております。

その第二は、戦争の被害を真っ先に受けたという歴史的な御経験、そして皆さんの組合は敗戦直後の一九四五年十月五日に戦後一番早く創設された産別組合であるということでございます。その背景には、船員がさきの大戦で軍人以上の被害を受けたというふうな御認識、そしてその体験を強

いられたということ、そういう事情にかながみて、そして平和な海を希求しているというスローガンのもとに結集されたということについてよく理解できます。その点でも、国内唯一の地上戦で十数万人余の犠牲者が出た我が沖繩と共通する点がございます。

また沖繩では、その反省から一九五〇年に私が委員長を務める沖繩社会大衆党という地方政党ができて、現在も反戦平和のために微力ではありますが、現任でも頑張っているところでございます。

私は、本委員会でも何度か戦争で真っ先に被害に遭う危険性は一番沖繩が高い、こういうふうな主張をしてまいっております。今述べた二点にも共通点がございます。平山公述人の御意見を伺いたい、こういうふうに思います。よろしくお願ひします。

○公述人(平山誠一君) ありがとうございます。今、島袋委員の御指摘は、私も言われてみると共通する部分が多々多いというふうに思っております。沖繩は、地理的な条件、たまたま沖繩に私は生まれませんでしたが、沖繩県に生まれればかりにいろいろな複雑な気持ちとしてあります。県民の皆さんの中にいろいろな複雑な気持ちとしてあります。できたとしても少し基地のない平和なところで生まれたかった、こういう思いというのは共通するものがあると思います。

船員の場合には、いざにしてみても、みずから選んだ職業という点では皆さんの場合と若干違いますが、先ほど申し上げたように、我々は別に弾雨飛び交う中を行ってみたい、こういうことで船乗りになつたわけではなくないわけでありまして、そういう点ではたまたま船乗りになった。

我々も戦後、私は十八年生まれですけれども、平和憲法を学校の先生に教えられながら、日本もこういう国なんだということを理解しつつ育つたわけでありまして。学校に入つて、そういう職業につこう、こういうときにも、船乗りですから多少の冒険心、アドベンチャースピリットがあるわけでありまして、まさかそういうことを職業

としたために強制される、いわばそういう環境に身を置かれるということを想定したわけではありませぬ。

そういう意味では、我々の主張と、島袋委員の方から今御紹介があった沖繩の人たちの現状と気持ちといえますか、共通するところが多いんではないかなというふうに考えます。

○島袋宗康君 我が国の戦後処理をリードしてこられた外務省出身の吉田元総理でありますけれども、一方で、我が国の外交政策の裏で大きな打撃を受けてきたのははかならぬ米軍施設下で二十七年を過ごしてききました沖繩であります。サンフランシスコ条約の締結によって我が国は独立を実現いたしましたけれども、同条約によって沖繩は本土から切り離されたという歴史的な事実がございます。

非常に伺いづらいことではありますが、私がお先ほど申し上げました御質問とまた平山さんの今の御意見を含めて、前駐米大使の外務省の顧問であられる栗山公述人に今の御感想をお聞きしたいと思ひます。

○公述人(栗山尚一君) 私は、たまたま外務省にありまして、沖繩返還協定をアメリカと交渉する、そしてでき上がった協定につきまして国会の御承認をいただくための仕事に参加した経験がございます。その前から、戦後沖繩が置かれた存在から生じます経済的、社会的な負担というものを非常に多く負っておられる沖繩あるいは県民の方々の状況に対しては、私自身としては非常に胸が痛む思いをしておるわけでございます。

そういう状況のもとで、できるだけそういう県民の方々の御負担というものを減らしていくように政府としては努力をしなければいけないし、また日本全体でもって沖繩県がこれまで負つてこられた負担というものをできるだけ分け合うということが必要なのではないかということを外務省にありましたときから思つていた次第でございます。

○島袋宗康君 自衛隊の最高責任者であられた富澤公述人、今の点についてどうお考えですか。

○公述人(富澤昭彦君) そういった意味での沖繩の負担というのが大変重いということは私もよく承知しております。ですから、できるだけそれを軽減するための努力というものを政府にやっていただかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

ただ、軍事的に申しますと、沖繩にある基地をそれでは内地に分散すればいいという意見も、すべてそういうわけにもいかないんじゃないかというふうに認識いたします。ただ、その中で一つでも二つでもそういうようなことができれば、そういうのが私の個人的な意見であります。

○島袋宗康君 栗山公述人にと一つお伺いしたいと思ひます。

栗山さんは、日米関係が非常に重要であるということをお強調されておりますけれども、一方において外務省の国内での役割、とりわけ沖繩問題への配慮が足りなかったのではないかと、率直な感想を私は持つております。

外務省沖繩事務所が平成九年に設置されましたけれども、外務省の沖繩事務所を置いてほしいということはもうずっと以前からあったわけなんです。残念ながら平成九年に、一昨年ぐらいにしか沖繩事務所を置いてもらえなかったというふうな、非常に遅きに失したという感じを持つておりますけれども、その辺の御見解についていかがでしょうか。

○公述人(栗山尚一君) 私も、四年前まで外務省におりました人間といたしまして、今の御指摘に對しては、そういう意味での沖繩の御要望になかなか沿えなかったという点については、どうも大変申しわけなかったというふうに思っております。

遅きに失したという御指摘ではございますけれども、事務所ができて、最近また担当大使も

新しい大使が赴任するというところでございまして、先ほど私が申し上げましたような観点から、何とか沖縄の方々の御負担というものを少しでも軽減する、アメリカとの交渉を通じては今後とも努力をしていくつもりであるというふうに私自身は当時思いましたし、私の後輩の者たちもそういうふうな思っておるだろうというふうな考えておる次第でございます。

○島袋宗康君 ありがとうございます。時間ですの、終わります。(拍手)

○委員長(井上吉夫君) 以上をもちまして午前中の公述人に対する質疑は終了いたしました。公述人の方々に一言御礼のあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたり大変貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。(拍手)

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後一時一十分開会

○委員長(井上吉夫君) ただいまから日米防衛協力のための指針に関する特別委員会公聴会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、今泉昭君及び宮本岳志君が委員を辞任され、その補欠として足立良平君及び宮本三郎君が選任されました。

○委員長(井上吉夫君) 休憩前に引き続き、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日米防衛協力とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件外二案を一括して議題といたします。

午前中に引き続き、三案件の審査のため、公述人の方々から御意見を承ります。

午後は、上智大学法学部教授猪口邦子君、株式会社岡本アソシエーツ代表取締役岡本行夫君、軍事評論家藤井治夫君、以上三名の方々に御出席をいただいております。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

公述人の方々から忌憚のない御意見を承りまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

本日の議事の進め方でございますが、公述人の方々からお一人十五分程度ずつ御意見を述べいただきます。その後、各委員からの質疑にお答えいただきます。それでは、まず猪口公述人からお願いたします。猪口公述人。

○公述人(猪口邦子君) きょう、この発言の機会を賜りまして、大変ありがとうございます。

新ガイドラインは、先生方御存じのとおり、日本側の新防衛大綱の策定、アメリカ側の東アジア戦略報告の発表、それから日米首脳会談の日米安全保障共同宣言など、両国におきまして冷戦終結後の日米の安全保障協力のあり方についての検討努力の結果として示されたものでありまして、この国会におきまして関連法案につきましての御熱心な審議がなされていることにしまして、まず敬意を表させていただきます。

まず申し上げたいと思っておりますのは、新ガイドラインは以下のように明記してございます。日本の行為は憲法の範囲内で行い、また日本の集団的自衛権などに関する政府のこれまでの解釈は変えないことということを前提にしており、予算及び行政措置についての義務づけはないということが明記されておりますので、すなわちこれは日本の自

主性について十分に尊重するという内容になっており、国会の先生によつて非常に自主的な議論がなされているということがその結果として非常に貴重なことであると存じます。

ですから、日本の今までの政治的な伝統、対外政策における従来の整合性について、無理のない方法で二十一世紀におきます日米協力を考えるということについての米国のまず理解があり、またそうでなければならぬということについての日本側の主張があり、その合致したところがその内容としての範囲になっている、そういう形で日米ガイドラインは策定されたというふうに理解しております。関連法案につきましてもそれのつとてなされているというふうに考えております。

いろいろ御議論がございましたことについて若干私なりの考えを述べさせていただきますけれども、例えば周辺事態を地理的な概念でなく状況的なものとする内容につきまして、これはいろいろ御議論がございましたと理解しておりますけれども、この方法は、私が理解しますところ、二国間の安全保障に関する協定や条約のつくり方としては、従来の国際法的方法論に極めてのつとていて、地理的な適用範囲を明確化することは関係国、日本を含めての安全保障環境を悪化させることにもなりかねず、そのような取り決めの根本目的に反するということに考えるからであります。

そのような地理的範囲をある程度明確化するというやり方は、多国間の地域防衛協定、リージョナルディフェンスの場合にのみあるというふうな理解いたします。例えば、NATOのような場合におきましては、加盟国各国の境界自体が適用範囲となり、それを越えるのは域外活動というふうになります。一般的な二国間の防衛協定とか条約というものは、地理的な範囲を規定したものは例を挙げるのが非常に難しく、つまりその理由は明白で、そうすることによりその国の安全保障環境を悪化させるのであって、安全保

障政策の根本目的に反するということになりまして、極めて通常の国際法的方法論にのつとた考え方、我が国の場合もなっているというふうに理解いたします。

それからもう一つは、この周辺という表現でございますけれども、この範囲についていろいろ御議論がございましたというふうに理解しておりますが、英語での表現を見ますとエリアズ・サラウンディング・ジャパンでありますので、これはサラウンディング・ジャパンということですから、ぐるりと取り巻くという表現になりますので、そのように理解すると非常に限定的に理解ができるというふうに思います。ですから、その適切な日本語の表現という場合に、ぐるりと取り巻くという表現がうまくほかの表現に置きかえることが難しかったということからいろいろと議論の余地が出てきたのであろうかと思いますが、もともと日米で合意した表現がサラウンディング・ジャパンであるということに常に思い返せば、その考え方の基本が了解できるのではないかと考えております。

それから次に、私がきょう申し上げたいと思いましたが、ここでアメリカは日本に一体何を本当に求めているのかということについての機能的な意味合いでございます。文書等につきましては、既に詳細に文書がたくさんありますので、そこでごらんのとおりなんですけれども、私が理解するところ、以下のように表現できるかと思っております。

アメリカはたくさんさんの作戦を展開した国家としていろいろな壁にもぶつかってまいりました。その中でもベトナム戦争がとりわけ大きな経験となりました。それ以降、作戦の方法についての根本的な見直しをやつてこれらではないかと考えます。その結果の対処の仕方が今日の基本的な作戦方法になっており、それについて協力国に求められていることもそのような内容から来ているのではないかと思います。

では、ベトナム戦争において何を考え、その後

の作戦を転換したのかと申しますと、ベトナムでアメリカは建国以来初めての敗戦を経験しているわけであり、どの国にとっても敗戦は大きなインパクトをもたらしますが、そこでアメリカは敗戦の原因について検討し、以下のような結論に至ったのではないかと理解いたします。

それは、史上最大の軍事力を持つ国がどうして敗北したのかということについての一つの答えは、これは戦死が多過ぎ、したがって世論が反戦化し、したがって議会も反戦議会となり、最終的には御存じのとおり一九七三年戦争権限法を採択しまして、六十日以内に議会が承認しなければ撤兵しなければならぬという考え方を取り入れます。もともとトキン湾決議の中で議会がみずからそのような議会による承認の大権を放棄して大統領にその大権を付与した経緯がございますけれども、いずれにしてもこの戦争権限法の採択によって敗戦となるわけです。

では、なぜ採択となったかと考えると、議会がこの戦争について非常に反感を持つようになった。その理由は何かと考えますと、ドミノ理論は数々の戦争についての理論がございましたが、結局、実際の戦死が非常に多くなつて、またそれが一般家庭のお茶の間から報道を通じてわかるようになるにつれ、非常にこの戦争についての不安感と懐疑の念が拡大していくことになりました。それがやはり一つの原因ではなかったかということとアメリカは恐らく分析し、高度民主主義社会においては多数の戦死が出るという作戦は容認されないという結論に至ったのではないかと思います。

したがって、それ以来、アメリカは戦死最少化作戦の方法を国防総省初め国防関連の方面に指示し、その方法を探ってきたということではないかと思ひます。

もちろんそれは非常に困難であり、その結果投入されたハイテク兵器がさまざまな誤爆を繰り返していることは、もう今日のソコボの状況を見てもらえのとおりであり、一たん戦争が始

まれば戦死を最少化することは非常に困難であるけれども、しかし空襲による無差別殺戮の手法ということから、ピンポイント空襲という特定施設をターゲット化するという正反對の空爆の思想に転換したというふうに言えるかと思ひます。

それと同時に、地上軍は戦死が多く出ますので、最後の段階にしか投入しないであるとか、いろいろな新しい考え方が出てきておりますけれども、ここにおきまして、とりわけパイロットが全員生還するということが非常に大きなポイントにもなっています。つまり、全員生還の前提というものを少なくとも理念的には追求し始め、それが不十分であつて多くの犠牲が出ておりますけれども、湾岸戦争でも出ましたけれども、考え方はしてはそういうところであると思ひます。

そこで、これからのあらゆる地域紛争ないしそれに類似した有事においてアメリカが兵力を投入する場合においては、そこそが最大の関心であろうと思ひます。つまり、パイロットの全員生還であり、それにどういうふうな有効に協力してくれるかというところがアメリカの求める決定的なところであろうと思ひます。

ですから、それとの関連で、例えば船舶検査についてそれほどアメリカが大きく反応していないとかということがあります。一方で、施設関連ですね、空港の利用あるいは港湾の利用ということについて非常に敏感に反応するのは、それがパイロットの生還率につながる非常に重要な部分であるというふうな考えからではないかと思ひます。

ですから、私は、このガイドラインの根本精神というのは、万が一の有事の場合においては、もちろん派兵される米軍のパイロットも含め、その他のすべての非武装市民の犠牲最少化ということではないかと思ひます。その限りにおいて日本は協力し、それこそが日米協力の最大の共通目的とし、その観点からの後方支援ということに限ってよろしいと思ひますし、そのように読むと、実

際の協力項目として挙がっているのはそのような内容になっていくというふうに考えます。

ですから、一般的に協力相手がどういう考えで有事をとらえ、どういう活動をするかを想定し、そして最終的に絶対譲れないところは何かのこのことを判断していくと、相手が求めてきているという内容が見えてくる。そこにおいては、日本は戦死最少化という理念そのものには協力できるのではないかと思ひますし、そのための後方におきます医療、衛生関係の協力から、やむを得ずの発進の場合における犠牲最少化、できるだけゼロカジュアリーティーに向かうような方法ということもガイドラインの中で理解しているのがある、またその協力について合意しようとしているのである、また関連法案はそれに向けての内容となつていくというふうな大局的に見ると理解できるのではないかと思ひます。

後方地域の支援につきましても、後方の中の後方内容を定めては定めていくというふうに思ひます。アメリカの定義では何段階かの後方を定義することができるとは思ひますが、日本としてはフォワードエリアに接近しないところでの協力という考え方でよろしいのではないかと思ひます。

一番最近に議論が多くなりました船舶検査につきましては、これはアメリカ側は今のような趣旨から見ますとそれほど神経質ではないかと思ひますが、私の意見を一言申し上げさせていただきますと、私は個人的にはもともと政府案といいますが、国連決議が前提となつており、警告射撃などは認めない、それから活動範囲は日本の領海と周辺の公海というふうなところは非常に適切ではなかったかと思ひます。

国連決議に基づくということにつきましては、私もその経済制裁は国連憲章の中で定められている緊急事態の合法手段ということになっていくもので、やはりその国連の決議ないし憲章にのっとつての考え方というのは適切な論理の立て方ではないかと思ひます。

うような考え方につきましては、それをしなくてもやはり検査権というのは非常に大きく、一たん検査をするということであれば、何かを発見すれば、それに自分でも対処しなくてもその事態を安理に通告する、あるいは報告、場合によっては安保理報告ということも可能かもしれませんし、あるいは国際の注意を全般的に喚起するということもできますので、本来であるならば、そのような形で含めるという考え方も十分に今回の議論の中で整合性を持つて位置づけることができたのではないかと思ひます。

いずれにしても、国連決議の重要性ということ、経済制裁等につきましてもこれから変わらざるを得ないかというふうな理解いたします。以上、簡単に私の考えるところを述べさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。次に、岡本公述人をお願いいたします。岡本公述人。

○公述人(岡本行夫君) 私は、本院が今議論しておられる周辺事態安全確保法案に賛成でございます。その立場から意見を申し上げます。私が賛成している理由は簡単でございます。我が国の安全をどのように確保するか。これは、現段階では理論的に考えても三つの選択肢しかないと思ひます。丸裸になるか、丸裸は失礼しいた、守る方の選択肢に入りませぬ。守るといふことであれば、独力で武装中立の道を歩むのか、それともどこかの国と同盟して守るかということでございます。

集団安全保障体制というのは、私もやがて日本がその方向に進めたいとは思ひつておりますけれども、現下の国際情勢はともかくそれを許容する状況ではないことは御案内のとおりでございます。そういったしますと、どこかの国と同盟しながら守っていくということになれば、日本にとつては自由と民主主義という価値観を共有するアメリカ

カシカ相手方はないと存じます。

周辺事態安全確保法案は、この日米安保体制の信頼性を高め、そしてそれによって極東地域、ひいては東アジア全域の安全と平和を確保するための抑止力を高めることになると私は存じております。この法案は、あくまでもそのような意味でも日米安保条約のものと枠組みであります。

したがって、現在御審議されておられる修正案が、第一条の「目的」で安保条約の「効果的な運用に寄与し」との文言を加え、周辺事態の措置というものが日米安保の枠内であることを明記されたことは、私はガイドラインというものの位置づけを明確にした上で評価されるべきと考えております。

常識的に考えれば、我が国への脅威というものは、我が国に対する直接の攻撃によって行われる可能性は低いと存じます。むしろ、我が国周辺において起こる紛争、危機というものが我が国に波及してくることによって我が国自身の安全というものが脅かされる、そのような可能性の方がずっと高いと存じます。

安保条約というのは、米国の持ちます集団自衛権と我が国が持ちます個別自衛権のその組み合わせでできております。周辺の安全を確保することが我が国自身の安全にとって極めて重要ということでありまして、我が国は当然個別自衛権しか有しませんから、我が国自身が出かけていって武力行使をする、軍事行動をとるということは、これは憲法上許されないとありますから、その分は米国の行う。我が国は、それを国益に基づいて一つずつ判断しながら支援していく、こういう格好になっているわけでありまして。

もともとアメリカの考え方というのは、極東全体を大きな面として考えて戦略をつくっておると存じます。つまり、先ほども申し上げましたように、米国の持ちます集団自衛権と、それから米国の日本と、あるいは韓国というふうな個別に持つております個別の安全保障条約の組み合わせによって米国のこの地域の平和と安全を確保する

ということになっていくわけでございます。

そういうふうな考えでまいりますと、在日米軍というものはあらかじめ区分けして決められている兵力水準ではございません。極端に言えば、その日その日に日本の領土、領海、領空に存在する米軍を在日米軍といわば便宜的に総称しているわけでありまして。第七艦隊は横須賀におりますときには在日米軍になりますが、領海外へ出れば在日米軍からは外れる、そういうことでございまして。

つまり、アメリカの防衛戦略というのは、米軍を日本国土の防衛だけに張りつけているのではなくて、極東全体を面として考え、そして各地の部隊から最も適切なユニットを集めてきましてその時々、防衛に充てる、こういうことでございまして。

日本は、安保条約というものをそのようなものとして理解し、昭和三十五年以来我が国の防衛の基本的な枠組みとして選択してまいりました。今回のガイドライン法案というものは、まさにそういう意味で、当初から日本がそのような方向での協力、便宜供与を行うということが想定されていたものと云っても私は過言ではないと思っております。

現在、御審議されている周辺事態安全確保法案というものは、先ほど法律の目的というものが明確化されたことは大変結構であると申し上げましたけれども、そのほかにも、後方地域支援の際の武器使用の規定の明記等、改善されている面も多いと存じます。また、周辺事態の概念の類型化、あるいは地方自治体を初めとした国以外の者の協力が想定されている事態の例示が示される等、私は、国会の議論を通じてより明確な形で国民がこの法案の意義を知ることになってきた、大変そのことに對して、国会の御努力というものに敬意を表する次第でございます。

ただ、依然として基本的な部分で若干首をかしめる点も存在しております。もちろん、この段階に至ってこの法案の修正を希望するものではありませんけれども、本院における今後の安全保障論

議の一つの参考として聞いていただければと念ずる次第であります。

第一に、私は、この法案では、依然として有事法制議論を恐れる余り、周辺事態安全確保法案のもとで自衛隊が活動することになる、それに対して、その際に必要となる国内法の改正が手つかずでいることには疑問を感じます。例えば、海上交通三法でありますとか道路交通法でありますとか、当然緊急事態には必要になる国内法の改正が手つかずのままなされていないというのは、将来の検討課題と存じます。

船舶検査活動に関する条項が削除されましたこともこのガイドライン法案の全体のバランスから見て残念なことでありましたが、この点については別途の法律をもって措置するということが合意されておるようでございまして、その点に期待をしたいと思っております。

ただ、その際に、国連安保理決議のみをその発動要件とするということについては、おおよそ世界の中で我が国がおりますこの地域ほど国連の安保理決議というものが成立しにくい場所はないわけでございますから、私は現実の需要というもののから考えれば、安保理決議のみに発動要件を限定することが妥当なのかどうか、そこも疑問に思うところでございまして。

それから、第三点について、これは皆様方にいささか申し上げにくいことかもしれませんが、自衛隊の部隊等が実施する対応措置については、国会の事前承認を得なければいけないというふうな現在の修正案はなっております。一般に、シビリアンコントロールが必要だ、不十分じゃないかという言葉は国民の耳に心地よく響く言葉であります。報告というものを国会に行うことは私は当然のこととは思いますが、ただ、現在の周辺事態安全確保法案の議論の中で、この法律のもとで対応する自衛隊の行動というものが、自衛隊法上の防衛行動とあたかも同じような次元のものであるというふうな印象を国民に植えつけられてしまっているのはいささか残念だと思っております。

世界の各国の中でも、このような単なる便宜供与について議会の承認を条件づけているところはただの一国もございません。報告ですらイタリアやオランダといった一部のヨーロッパ諸国を除いては議会が求めないのが通例でございまして。

もちろん、宣戦布告とかあるいは実際の戦闘行動とかあるいは自衛隊法が想定いたします防衛行動のようなものについて国会の承認を求めるのは当然のことでございます。ただ、このように後方で行う後方支援についてまで、便宜供与についてまで国会の承認ということでも余りにも重きを課しますと、非常事態というのはい日単位で動くものではございません、一時間単位で動くものでございまして、そのときに迅速な対応ができるのかどうか。

私は運用の問題として、事前であっても事後であっても、このような法案になるわけでございますから、そのような案件が国会にかかった際には、本当に速やかな御審議と採決をお願いしたいと切に思う次第でございます。

大変生意氣なことを申し上げますが、我が国はアメリカのような完全な厳密な三権分立ではございませんで議院内閣制でございます。皆様方、国権の最高機関である国会が行政府をいわば統制しているわけでございますから、行政府の行動にもう少し信頼感を置いてあげてもいいのではないかと私はかねて思っている次第でございます。

あと、この際申し上げたい点を二、三点申し上げます。一つは、政府が国民に対してこの法案の意義というものをもう少しわかりやすく説明してもらいたいと思っております。アメリカが行う戦争に対する協力法案である、甚だしきはアメリカが行う戦争に日本を巻き込む法案であるというふうな議論がなされるわけでございますけれども、これはこの法案ができるから事態が物騒になるのではなくて、既に物騒な事態が周りにあることに対してこの法案をもって平和を確保するとい

りがわからない、国民として納得しない限りは民間の協力も得にくいと存じます。

次に、私は現時点で日本が集団自衛権の行使に踏み切る必要性はないと存じておりますけれども、他方、政府が行ってきております集団自衛権の定義の設定の仕方というのは余りにも広くとり過ぎていて、本来個別自衛権の中で日本が行い得ることまで集団自衛権に抵触するからということで行えないで来た。そのために我が国は、国際社会の中で極めて奇異な防衛体制をとる、そういう防衛体制と思想を持った国になってしまつておるわけでございます。その点については、また御質疑の機会が与えられればその中で申し上げていきたいと思ひます。

最後に、この法案によつて我が国のいわゆる周辺事態に対する日本の安定化への貢献というのは増加すると思ひますけれども、およそ一国にとつて一番大切なのは自国の直接的な防衛であります。ガイドライン法案によつて周辺に対する抑止力が高まりますけれども、我が国自身への直接脅威に対応する法制というのは依然として穴だらけであります。

この点について、本法案の成立の後にもぜひとも国会において議論をお続けになられることが、先般の不審船侵入事件にも見られましたように、私は多くの国民が願つていふことだと信じております。

ありがとうございます。(拍手)

○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。

次に、藤井公述人をお願いいたします。藤井公述人。

○公述人(藤井治夫君) 藤井でございます。

国会における日米防衛協力指針に関する審議が特別委員会が始まりまして、そして衆議院では実に九十三時間審議がなされた。参議院でも非常に熱心な審議が続いているわけでありまして。

私は、衆議院における審議の会議録をずっと拝見してまいりました。大体、今まで読ませていた

だいたいの約百万字ぐらゐのものであります。恐らく参議院を含めると約三百万字ぐらゐになるのではないかと存じますが、実に膨大なボリュームであります。そして、その中には委員各位の非常に高い審議がたくさん出ているわけでありまして、非常に私も勉強させていただいております。

ただ、残念ながら審議全体のレベルという点から申しますと、これはもう一つ物足りない感じがいたします。国民の一人として率直に申し上げますと、これはやはり何よりも行政側の側の答弁に問題がある、こういう感じがいたします。

実際に多いといひますが、答えるべきことをお答えにならない。そして、例えば高村外務大臣は、何度も申し上げておりますように、あるいはまた、何度も繰り返すようでありまして、その程度も同じことを繰り返す必要はなさそうに思うわけでありまして、答弁ではガイドラインの精読みが非常に多いんです。そういうものは読んでいただかなくても委員の皆さんは十分わかつておられるわけでありまして、そこから一歩進んで質問が出てくる。したがってそれに答えるべきじゃないか。

六〇年安保と言われているあの新安保条約の締結のときの特別委員会の会議録を読み返してみますと、非常に質が高いと思ひます。議論が噛み合つていて、そして、ほとんど未解明の問題が解消されていく感じがするわけでありまして、あのときは参議院での審議は不十分でありましたが、今度は両院で進むわけですから、ぜひこれは中身のある審議をしていただきたいと思ひます。

それで、全体として、今日までのこのガイドライン問題あるいは周辺事態法に係る状況というものを考えてみますと、私は三つの点で問題を感じております。第一に、我が国の国是としての平和主義、これから日本は今脱線していかうとしているのではないか。第二に、日本は主権国家としてのプライドを捨て、外国の言いなりになつてい

る。第三、議会制民主主義がなかりにされ、行政府が国民や国会をコントロールしようとしているのではないか。そして、憲法が非常に重大な危機にさらされてきている。こういう感じを受けるわけでありまして。

それで、ガイドライン問題あるいは冷戦終結後の日本の防衛のあり方に関する議論は、細川内閣以来今日まで約五年間続けられてきているわけでありまして、この経過を見て思ひますのは、今も申し上げましたように、行政府の政治手法が非常にこそくである、こういう感じがするわけであり

ます。

それで、どういう点にそれがあらわれているか、一、二申し上げていきたいと思います。

まず、このガイドラインあるいは周辺事態法というものを、これをなぜやるのかということにつきまして、高村外務大臣は、安保条約というのは日米間の条約で、まさにそこに規定があるものは条約上の義務としてやらなければいけない、しかしそれ以外のことを何も日本が主権国家としてやってはいけないということではない、そういうことで、安保条約に規定のないことでもやっていいんだ、そしてそれが周辺事態対応であり、あるいは新たな対米支援である、こういうふうな論理を展開されているわけでありまして。

だが、本当に条約にないことをやるのであるならば、それはどういう憲法上の根拠に基づいてやるのか。この点について高村外相は何も説明をされていらないわけでありまして、それを政府がやる、外務省がやる。これはその根拠が必要である。憲法七十三條、これは内閣の職権として、その三において「条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。」と、こう書いてある。そして、条約にない新たな義務をやる場合には、当然それは国家間の文書としての条約として定め、そしてそれを実行する法律をつくる。この条約と法律について国会の承認あるいは制定を求めるということが必要である。

ところが、ガイドラインというのは実に奇妙なものでありまして、これは一体米国のどの約束なのか、あるいは単なる名称どおりのガイドラインなのか、そして単なるガイドラインにどれだけの強制力があるのかというふうな点についての説明はございません。

外務大臣はガイドラインの法的意味について、これは日米協力のあり方についての一般的な大枠、方向性を示したものであり、法的位置づけといつても大変難しいのです。こういうふうにおつちやつていふ。法的位置づけがそんなに難しいものなのか。そしてまた、そういうものであるならば、それを根拠にしてなぜこんなに私たちは長期間にわたつて議論をしなければならぬのか、そしてまた法律の制定をしなければならぬのか、そして国民はなぜそれに基づいて協力義務を負わなければならないのか、こういうことについての御説明はないようでありまして。

申すまでもなく、従来の政府は、国会の承認を求める条約の基準を明らかにしております。つまり、それは外務大臣が七四年二月二十日に政府統一見解として明らかにしたものであります。

国会の承認を必要とする条約は、法律事項を含む国際約束、財政事項を含む国際約束、その他基本的な条約、こういうふうになつていふわけでありまして、今この法律を審議し、あるいはまたこの問題がスタートいたしますと対米支援について新たな財政負担が必要になつてくる。これはもう明らかなことでもあります。自衛隊が後方支援をやるといたしまして、それは皆お金のかかる話であります。そういうお金の問題についての説明が何らなされていない。そういうことでもってどんどんと事を進めていくことが許されるのであらうか。私は非常な疑問を感じていふわけであり

ます。

例えば、今、国会に提出されておりますACSAという協定がございますが、これは、最初、九六年に締結されたときには池田外相とモンデール大使が署名しております。そして、それを今回

改定いたしましたときには当時の小淵外務大臣と
オルブライト米國務長官が署名をしています。ガ
イドラインというのは一体どこでだれが署名をし
て始めているのか。これがいまいであります。
そして、そういうふうな手法というのは今まで
何回もとられてきている。その最たるものは久
保・カーチス協定という沖縄返還の際の防衛局長
と在日米軍の参謀関係の方との協定でありまし
て、これは、アメリカ側が政府間の確認を要求し
たのに対して、当時の愛知外務大臣は安保協
に上程して最高首脳間で合意する方法をとりたい
と提案し、そして協定が久保防衛局長らによつて
締結された同日、安保協が開かれまして、その報
告を聴取し、これを承認した、こういう手続で
もってオーソライズしたわけでありました。

そういうふうな形ではなぜやらなければならない
のか。堂々と外務大臣が交渉すればいいのであり
ます。そしてそれを国会にかければいいのであり
ます。それをやらなければならないことが起きて
いるかと言いますと、国民の皆さん方にはこれが
わからないのであります。何をやっているかわか
らない。ガイドラインというのは一体何だ。これ
がまたわからないのであります。

そして、そういうふうなわからない言葉を使う
ことに我が国の政府は最近非常に熱心してまい
りまして、非常にわからない言葉を使う。例え
ば、周辺事態というのはこれも非常にわからない
言葉であります。幾ら議論をしても、全然この定
義の解明がされておられない。周辺というのわか
らなければ事態というのわからない、こういう
ことでもあります。あるいはまた、有事法制とい
うのもこれもまたわかりにくい言葉であります。有
事とは一体何だ、何か事があるということとはわ
かるでしょうが、それが戦争が起ることだとかあ
るいは国家非常事態であるとか、そういうことは
わからないのであります。

つまり、文章というのは、あるいはまた概念と
かというのは、正確に事の本質を示す、そういう
言葉を使うべきであつて、それをわざとわづら

にくいネーミングを探しまして、そしてわからな
い文章でもつてこれを発表していく。何度読んで
もガイドラインはわからないという人が非常に多
いのであります。

法律のつくり方も、私はどうもあのPKOの法
律あたりから非常にわかりにくくなつてきている
んじゃないかと思ひます。最近つくられたこの
の周辺事態法もやっぱPKO法と構成がよく似
ておりますね。それに比べますと自衛隊法などは
非常にわかりやすい。憲法はもつとわかりやすい
ですね。読んだらすぐわかります。

ところが、そういうふうにしてないのは一体なぜ
なのか。やはり主権は国民にあるわけであつて、
国民の理解を得て、そして政治を進めていくとい
うことでなければならぬ。まるつきり転倒した
やり方ではないかと思ひます。したが
いまして、国会におきましては、十分主権在民の
原則の上に立つて国民にわかる審議をし、また意
思決定をしていただきたいと思ひます。

具体論をいたしましては、例えば周辺事態の問
題あるいは後方支援の問題、戦時国際法の問題あ
るいはまた自衛隊員諸君の人權の問題、そしてま
たそれと同じく国民全体の人權の問題、いろんな
問題がございますから、そういうことについても
し御質問をいただければ申し上げたいと思ひます
が、これで終わります。

どうもありがとうございます。(拍手)
○委員長(井上吉夫君) ありがとうございます。

以上で公述人の御意見の陳述は終わりました。
これより公述人に対する質疑に入ります。
なお、公述人の方々にお願い申し上げます。
御発言の際は、その都度委員長の許可を得るこ
とになつております。また、各委員の質疑時間が
限られておりますので、御答弁は簡潔にお願いい
たしたいと存じます。

それでは質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○橋本聖子君 自民党の橋本でございます。よろ
しくお願いいたします。

大変お忙しい中、公述人の先生の皆様には御出
席をいただきまして、ただいま大変貴重なお話を
お聞かせいただきました。勉強になりました。本
当にありがとうございます。

御存じのように、このガイドライン法案は長い
時間、審議されてきましたけれども、なかなか国
民の皆さんにはまだ御理解されていないという面
がたふさんあると思つております。たふさんの反
対意見がありますけれども、これも国民の皆さん
が日本の平和と安全を願う気持ちと思ひ、しつ
かりと私も受けとめていきたいというふうに考
えております。

私も戦争を知らない年代ではありますけれど
も、スポーツの選手として世界各国を回らせてい
ただいた経験があります。そのときに実際の戦争
の怖さを身近に感じた一人でもありまして、質
問させていただきます前に、少しその話から入ら
せていただきますというふうに思ひます。

今から八年前になるんですけれども、一九九一
年一月に湾岸戦争が勃発いたしました。ちょうど
一月というのはスケートシーズン、ウィンタース
ポーツの真の最中でもありまして、これからちょ
うど一月の大会に向けてヨーロッパに向かうとき
でありました。もしかしら湾岸戦争が起きるか
もしれないから今回の出発はもう少し見合わせた
方がいいんじゃないかという声もありまして、ど
うしようか迷つていたところもありました。

ただ、やはり選手として、大会もありますし合
宿参加ということもあつて、早くに現地に行かな
ければいけないという気持ちが強かつたものです
から、単独でヨーロッパに出発することが決まり
ました。

そして、成田からヨーロッパ、ドイツのミュン
ヘンに向かうことになったんですけれども、機内
に行きましたら、五百数十人のジャンボジェット
機だつたんですが、乗っているお客さんが三十人
弱だつたんです。そして、聞きますと、乗務員の

方の数の方が多いということでした。私は、本
当にこの飛行機に乗つて大丈夫だつたんだろうか
という不安な気持ちになりました。そして、着き
ましたら、後で聞いたんですが、その飛行中に湾岸
戦争が勃発したということでした。

緊急事態ということもあつて、ドイツ、ミュ
ンヘンの飛行場ではいろんな方が入国する人をチェ
ックしていったんです。私は一人で行きまして、八
年前ですの年齢は二十六でした。そして、ど
ちらかという年齢なものですから、十代、未成年者
が見られたんです。そして、日本人らしき未成年
者が一人で入国をしてきたということもありまし
て、すぐにだれよりも早く、国境警備隊というん
でしようか、そういう方たちに取り囲まれて審査
に入りました。片言の英語とドイツ語で身ぶり手
ぶりで話をし、パスポートを見せてやつと二十

を過ぎていて、もう成人している人間だといふこ
とをわかつてもらつて、そして合宿やまた世界大
会で来ているスポーツ選手ということも理解を得
て現地に行かせてもらうことになったんですけれ
ども、本当に身近にそういうことが起きたとい
ふ怖さを感じました。

もう一つはユーゴスラビアなんですけれども、
九一年六月に戦争が始まりました。私にとつて一
番の思い出となる大会が、やはり一九八四年に行
われたサラエボのオリンピック大会でした。開催
されましたから前後して三年連続で私はサラエ
ボに行きました。合宿ですとかまた大会でお世話に
なつた地でもありまして、本当に思い出のある地
でもあるんですけれども、そのサラエボが九一年
に戦場となつてしまひまして、連絡がとれなく
なつてしまつた友人もたくさんおります。

その次の年の九二年にバルセロナ・オリンピッ
クが開催されたことになるとすけれども、その
地に私も、今度は自転車の選手として大会に行き
ました。そうしましたら、戦争をしている国の
ユーゴスラビアの選手が数人参加してきていたん
です。はつきり言つてびっくりしました。そして
また、いろんな声がありました。それは、母国が

戦争をしているのに何で来たんだろうか、でもすばらしいな、いいことだよというふうないろんな声がありました。

そこで選手たちが本当に自信を持って言っていたことにびっくりしたんですけれども、何と云われても今だからこそ出場して、夢を捨ててはいけない、やればできるんだという勇氣と希望を持ち帰るためにあえてここに来たんだということを自信を持って言っていたんです。本当に私たち選手はユーゴスラビアの勇氣ある選手に大変感激をいたしました。

それと同時に、もし日本が同じような状態になったときに私たちはどうなるんだろうか、事前にはっきりとした準備をしていなければいけないではないか、いろんなことを不安に思いました。同じ場所で開催しているはずの選手が戦場に行ってしまうという現実を見たときに、このままでよいのだろうか、頭から離れない問題がいつぱいありました。改めて戦争の怖さ、平和の大切さを感じたときでもありました。

少し前置きが長くなったんですけれども、私はこのガイドライン法案は終戦後の日本安保にとって極めて有意義な法案であると思っております。終戦後の東西冷戦の対立から、宗教、民族に起因するさまざまな紛争が多くなり、我が国周辺地域は世界で最も不安な状況にあると考えます。戦後、日本が平和であったのは、自分の国は自分でしっかりと守るという自衛隊と日米安全保障条約があったからだと思えます。したがって、今日、日本がやらなければならないことは、日米安全保障条約をさらに強化することです。しっかりと日本とアジア太平洋地域の平和と安全に寄与すること。

そして、最も必要なことは、このガイドライン法案が国民の皆様に正しく理解されて、日本はもとよりアジア太平洋地域の安定と平和の確保に役立つと多くの国民の皆様にしっかりと理解をしていただくことではないかなというふうに思っております。

このわかりづらいと言われるガイドライン関連

法案なんです、もう何回も同じことをお話ししていたらだいて恐縮なんですけれども、いま一度国民の皆様にわかりやすく、このガイドライン関連法案についての意味というものを三公連人の皆さんに御説明していただければと思います。

○公連人(猪口邦子君) 橋本先生、大変興味深く、また意味の深いお話ありがとうございました。また、一般的な理解が必要であり、そういう方向に向けて意見を述べようという御指摘も非常に適切なポイントであると思います。

今、先生がおっしゃいましたことの中で私が一つ補足させていただきたいと思っておりますのは、日本がこれまで平和であったということは、先生がおっしゃられました内容もそうであらうかと思えますけれども、しかしさらに非常に重要なものとして、日本が経済発展にこそし、そして世界の中で非常に注目すべき、尊敬されるべき、そういう存在感を実現してきたからであると私は思います。

その意味で日本が平和であり続けるためには、安全保障の観点からだけでなく、国力のさまざまな分野において多角的に総合的に国民がいそいでいくということが重要であると思えますし、とりわけ日本は経済立国の国家でありますので、その経済の存在の強さと競争力ということで、世界的にもその国を大事にとらえようというよう了解のされ方が実現したのだと思えます。

国際社会の中ではどのように国の安全が実現できるかということについて現実政治、リアルポリティックといえます。そのような観点から一つ思うことがございます。

それは国の国際的な地位が高いということが最大の安全保障であるということです。やはり日本は世界において重要な国であり続けなければならず、重要な高い地位の国に対して国際社会は基本的に国家を上回る大きな法廷とか権威はないわけですから、各国の自主的な抑制によって秩序が保たれるわけですが、そのような国に

対しては安全についてほかの国がいろいろと介しにくいというところがあるのではないかとこのことを一つ補足的に申し上げさせていただきます。思ったことでもあります。

ですから、このようなガイドライン及び関連法案の審議及び成立につきましては、日本国の根本が平和で経済発展を遂げ、そして社会発展あるいは文化的な発展についても尊敬すべき内実を持つていっているという前提があるということが必要であらうと思えますし、そのようなことの犠牲において、何をやってもより高い地位を獲得することができませんので、みずからの安全保障の環境を悪化させるということになると思えます。

そう申し上げた上で、ではガイドラインというのはどのような観点から重要になったのかということについて私なりの考え方を、先ほども少し申し上げさせていただきましたけれども、さらに追加させていただきます。

冷戦が終結しまして、それからベトナム戦争など大きな冷戦期の戦争が終わりまして、基本的に世界におけるより平和な時代が来ると予定されてはいたと思えますけれども、民族紛争なり宗教対立等さまざまな理由による紛争が残りました。またリスクは多様化し拡散していくという事態にもなりまして、全く武力介入のない理想的な時代というものがすぐには来ないということがだんだんわかってきたんです。ただし、そのような介入を行うときには冷戦期のようなやり方では、先ほど申し上げたように、高度民主主義社会としてはもたないということをアメリカを中心に非常に強く敗戦の結果理解したのだと思えます。

先ほど申し上げたように、介入するからには犠牲最小化でやりたい、それに向けてあらゆる協力をあらゆるメンバーに求めたいというような文脈の中で、日本にはこういう協力を求めたいというように要請、お願い、これがアメリカから来ていると思えますし、日本としてもそのような限りにおいては、自分の地域、自分の関係する地域でもありますし、そこにおける有事はあらゆる外交的

手段を通じて防ぎたいけれども、もし政治的な限界により何かが発生したときには、その結果の犠牲が最小化されるような形で協力をしたいということではないかと思えます。

ですから、ガイドラインの根本精神は、私は、そのように戦争犠牲を最小化するために各自が可能なことを協力してやるということで、日本はアメリカと同じことをやるということは全く要求されてはいないし、アメリカは生還についての徹底的な訓練を受けたパイロットが飛んで必ず生還して帰ってくるということを訓練の中でも徹底してやっておられるわけで、必要があればそういうパイロットが出動するかもしれないけれども、日本に要求することは、そういう人がちゃんと全員生還できるように、また現地における犠牲者が万が一出たときにはその救済について後方的な救済の手を差し伸べてほしいという、そういう内容であるというのがまず根本的な理解であると思えます。

ですから、概念を使うならば、国家安全保障のためというよりは人間の安全保障のためのものである、ヒューマンセキュリティという考え方なんです。

つまり、先ほど藤井先生もおっしゃいました、自衛隊の人権というふうな表現もお使いになりましたけれども、パイロットの人間としてのセキュリティが確保できているか。また、戦火によって犠牲をこうむっている地域の人々の個々の人間としてのセキュリティが確保できているか。それから、万が一日本に救援を求めているような方のそのヒューマンセキュリティが確保できているか。そういうところに焦点を置いて考えるべき内容であると理解しています。

その上で、御存じのとおり、指針は三つの分野、つまり日本に直接攻撃があった場合の対処、それから平素からの対処、それからエニアズ・サウンディング・ジャパンという、先ほど申し上げた日本をぐるりと取り巻いている状況についての協力、そこでの緊急事態への協力という三つの分野についてどういうことを日米がするかという

ことを書いてございます。

以前の一九七八年の旧指針におきましては、例えば平素についてどういう協力をするかというようなことが明記されていなかった部分もあります。そういうことを明記していくというプロセスをとったことは、非常にやっていると透明性を確保し、情報的にも積極的に示していくという精神がそこにはあるかと思えます。

想定され得る日本にとつての安全保障上のリスクというのは、リスクに対応する分野としてはこの三つであるかと思えます。もちろん、直接攻撃があった場合はどうするかというのは考えなければならぬし、しかし平素から信頼醸成的な努力をどう国際協調しながら行うかということも考えるでしょうし、それから冷戦後はリスクがこの地域全体に分散していつていますので、多様化したリスクの中でどういう協力を、より重大事態にその事態を至らせないために、緊急事態に至らせないために行うかということを考えるというようなことであろうかと思えます。

日本の分担の部分については、先ほど申し上げましたとおり、犠牲最小化に資する範囲のことというふうに理解すると、どういうところについてアメリカが積極的に日本にお願いをし、どういうところについてはそれほど積極的でもないということの仕分けがはつきりと見えてくるかと思えます。アメリカが実に日本に強く要求しているのは、やはりこの犠牲最小化にかかわる部分であり、その部分についてはヒューマンセキュリティの考え方からも協力してよろしいのではないかと思います。

○委員長(井上吉夫君) 質疑者の持ち時間に制限がありますので、できるだけ簡潔に。

○公述人(岡本行夫君) 冒頭も申し上げましたとおり、私は物事を比較的単純に理解しております。

日本という国を守る必要があるのかないのか。ないという議論はこの際省きます。守る必要があるという議論が国民の大半の意見だと思えます。

その際には、理論的に考えて、自分で守るか人と一緒に守るかしかない。自分で守るというのは、日本は現在の憲法のもとで放棄した路線であります。憲法第九条のもとで、必要最小限、専守防衛のための防衛の手段しか持ち合わせておりません。

これは、単純に日本と周りの国の兵力を比較してみてもわかる話でございます。我が国は陸上自衛隊員わずか十五万人、周りを見れば、韓国には五十万人、北朝鮮には百万人、中国に至っては二百三十万人という膨大な軍力を擁しております。海洋を渡る能力があるかないかというのとはまた別の問題でございますけれども、結局日本は、独力で守るということはこれまで日本が歩んできた歴史的な経緯にみても適当ではないかというところで、アメリカと同盟しているわけでござい

ますが、いまして、万一口かの国が日本を攻撃するようになるとすれば、これは安保条約に基づきまして、アメリカは自国が攻撃されているのと同様に受けとめて日本とともに共同行動をとるということになっております。

日本に対する直接の攻撃に対する安保条約上の取り決めは以上でございますけれども、しかし日本の周辺の事態を安定化するために、米軍が日本の防衛の周辺でさらに安定化のための努力を行う。

防衛の基本は抑止ということであります。世界の一部の国には、みずからが攻撃をしかけることを考えておられるところもあるかもしれませんけれども、日米両国に関してはみずから攻撃をしかけるということとは絶対にない、あくまでも基本は抑止であります。それは、どこかの国の侵略行動というふうなものが仮にもあれば、それに対応して十分な対応ができるということがその国をして侵略行動を思いとどまらせる、こういうことでござい

ます。今回のガイドライン法案のもとで想定されております我が国の行動と申しますのは、先ほど申し上げ

いたしましたとおり、世界各国においては議会の承認はおろか報告すらも要求されない程度の便宜供与であります。そのような便宜供与でもって私は日本が平和主義を逸脱するとはとても考えられません。この支援活動によって安保条約が信頼性のあるものに強化されていく、私はこれがガイドライン法案の本質だと考えております。

○公述人(藤井治夫君) 安全保障の問題で最近非常に国民の関心を集めているのは、朝鮮民主主義人民共和国いわゆる北朝鮮の行っている活動であります。

ミサイルが衛星かとはともかく、全く通報なしにしかも日本列島に向けて撃ち込んでくる。こういうことが許されないことはもうだれにもわかつていることであつて、わからないのは北朝鮮の人たち、そのまたリーダーであらうかと思えます。あるいは不審船の問題にいたしましてもそうであり

ます。これは明らかにルール違反である。しかし、そういうふうなことにに対してどう対応していくのか、これはやはり私たちが賢明に冷静にやらなければならない。最近の議論を見ていますと、何か北朝鮮とけんかをおつ始めようと言つてもいいような、そういう動きがござい

ます。これは極めて愚かで拙劣なやり方だと思ふんです。やっぱり問題を解決すればいいわけであり

ます。また、北朝鮮の人々が大きな財源を軍事開発に振り向けていくということによつて自国の民衆自体が非常に苦しんでいるというようなことは、やはり彼ら自身によつて解決していただかなきゃならない。それを側面から手伝つていくようなことができるのかできないのか、こういうふう

に考えるべきだと思います。私は、不審船などというものは、これはどういふふうにするかとい

であります。

そして、ああいう無害航行ではない領海への侵入という事態に對しましては、これは警察権でもって十分に対処できるわけでありまして、何も自衛隊が出る必要はないわけであり

ます。捕まえばいい、そして裁判にかければいいわけであり

ます。そういうふうなやり方がある。例えば、ミサイルあるいは人工衛星の打ち上げと言われた事態がございました。私は、あれは人工衛星の打ち上げだとそのロケットの軌道から判断して

おります。しかし、いずれにせよそれは許されぬ。何よりも下界の安全の問題がござい

ます。それから宇宙の平和利用が軍事利用かという問題がござい

ます。あるいはまた、打ち上げロケットを軍事に転用するかどうか、攻撃ミサイルになるんじゃないか、こういう問題もござい

かつたんですけれども、今回はこれで終わりにさせていただきますけれども、またこの法案が一日も早く国民の皆様には御理解が得られるようにしていくために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

本当にありがとうございました。(拍手)

○石田美栄君 民主党・新緑風会の石田美栄でございます。

三人の公述人の皆様、本当にありがとうございます。時間がございませんので、すぐ質問に入らせていただきます。

〔委員長退席、理事竹山裕君着席〕

まず、二点につきまして、猪口公述人と岡本公述人の御意見を伺いたいと思います。

この特別委員会でも、周辺事態が一体どこのかという議論を延々してまいりましたが、幾ら議論をしてもはつきりしない。多分はつきりするところがない、しない方がいい、あいまいにしておいた方がどうもいいんじゃないかということなかなかなと思うんですが、多分、猪口さんも岡本さんもお考えなのかなと思うのですが、そうでしょう。そして、それはこのガイドライン法案そのものを有効なものにするためにどうしてそうなのか、御意見を伺いたいと思います。

してもう一つ、**周辺事態が地理的概**

そしてもう一つ、周辺事態が地理的概念でないということも繰り返し言われてまいりましたし、先ほど猪口公述人も、そういう考え方が世界の普通の考え方だとおっしゃいました。すると世界的規模に拡大適用されることになるというふうに言われるんですが、そのことに対してどのようにお考えでしょうか。

の二点、お伺いしたいと思います。

○公述人(猪口邦子君) 大変実質的に重要な御質問をいただきました、ありがとうございます。

先ほど申し上げましたように、この周辺事態の意味、内容につきましては、あいまいといえますよりは、もう少し積極的な意図ある表現ではないかと思うんです。あいまいにして裁量の範囲に任せておこうというそういう発想からではなく、先

ほど申し上げましたとおり、英語ではエリアズ・サラウンディング・ジャパンですから、極めて概念的にははつきりした範囲が想定できる内容となっております。それを特定の具体的な地理的な場所あるいは国名、場所の名前等を列挙することで定義するようなことは、そもそも日本の安全保障環境を悪化させるものでありますから、安全保障条約あるいは協定その他のたぐいのあらゆる枠組みの持つ目的そのものに反することになりますので、一般的には、そういう具体的な国名及び地理的な場所の名称等を含む、含まない、列挙するという方法はとらないということであります。

、二点につきまして、猪口公述人

し上げたように、域内活動といいますが、適用範圍と、あと域外活動ということを構成国の国境範圍をもつて定義するというやり方ではないと思いますけれども、二国間の取り決めにつきましては、今申し上げたように、この取り決めはだれを対象にしたことかなどということを具体的にするわけがないと思います。それは国家間でなくともどういいう社会とか人間關係におきましても、特別に仲よく協力していこうというときに、だれに對してというようなことを具体的に明らかにすることは余り合理的でないと思う場合が多いのではないでしよ

してもう一つ、**周辺事態が地理的概**

うか。ましてや、国家間の関係におきましては、そのような二国間の協力関係について、対象国あるいは対象の地理的な具体的な名称をどこであるかというようなことを言うことは、もう不必要に自分の安全保障上のリスクを増加させることであり、安全保障政策そのものの意図に反することです、明らかにやるべきでないということでございます。

述人(猪口邦子君) 大麥実質的に重

では二番目の御質問にありますとおり、そうであれば世界的規模に広がるのであろうかという点につきましては、これは、ですから英語の原典をよくごらんになって、具体的な個々のケースについて常にそこに立ち返って政策判断をしてもらうというのが本筋であって、その部分を読めばエリアズ・サラウンディング・ジャバンという

ことでは、非常に明確な表現であります。それはほかにはもう表現できない、具体的な表現であります。サラウンドというのはぐるりと取り巻くということでありまして、日本があつて、日本をぐるりと取り巻くエリアであるということ、そんな遠くまでの、日本を中心に全世界地図をかいてあるわけではありませんが、全世界にぐるりと日本を取り巻く状態を上げて考えるということは、政策決定者として常識的ではないわけですから、そのような解釈の余地が残っているというふうな心配をすることは必要がないことだと思います。ですから、先ほど申し上げましたように、エリ

、二点につきまして、猪口公述人

表現で訳されたことにつぎましては、若干の難しさがあつたのだと思いますけれども、しかしこれをほかの言葉で言いかえることは極めて困難だと思ひます。例えば、近隣という言葉を使うと、非常によろしくないという判断がございますし、では日本をぐるりと取り囲む範圍の事態についてということも非常に格調のない表現でございますので、ただ意味としてはそういうことであるということとをきちつと申し合わせておくということとで、日本の不必要なリスクは確実に回避できるというふうに考えます。

してもう一つ、**周辺事態が地理的概**

以上でございます。

○公述人(岡本行夫君) 周辺事態というのは、先生の御質問の御趣旨にもありますとおり、ややわかりにくい言葉でございます。我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態を周辺事態と呼ぶという政府の当初の説明は、私は、国民がこのガイドライン法案というのに対して一種の疎遠感を持ってしまった一つの

述人(猪口邦子君) 大麥実質的に重

原因かなとも思います。

ただ、国会を通じる御審議によつて、今や政府統一見解というものが出され、周辺事態が何であるかというのはかなり明確になつてきましたから、私は今の段階としてはこの政府の統一見解でよろしいかと存じます。内容は御案内のとおりでございますから、省きます。

ただ、私が当初から思っておりますのは、これは先ほどもどなたかから御指摘がございましたけれども、あくまでも安保条約の枠内の話でございます。安保条約には周辺事態という言葉は出てまいりません。極東という言葉が出てまいるだけでございます。つまり、親の条約である安保条約が想定している区域を超えてガイドライン法が適用されるということは考えられないわけでございます。そうすると、どうして極東以外に周辺事態という新しい概念を持ち込む必要があったのか。これが立ち上がりの議論をかなり混乱させてしまったことを私は残念だと思ひます。

、二点につきまして、猪口公述人

そこへ来て、このまゝでたゞという議論になります。これは私は昭和三十五年の政府統一見解にもう一度お戻りいただきたいと思うのでございますが、そこには、「在日米軍が日本の施設及び区域を使用し、て武力攻撃に対する防衛に寄与しうる区域」とございます。つまり、在日米軍基地をベースとして米軍が発進するところをいわずば事後的に極東と呼ぶ、こういう話であります。

例の有名な、「フィリピン以北並びに日本及びその周辺の地域であつて、韓国及び中華民國の支配下にある地域」云々と申しますのは、後からあ

してもう一つ、**周辺事態が地理的概**

り、もともと安條条約が想定しておりました極東というの、ここからこまでという明確な線引きはなされておらなかった、あえてその時点での例示をすればフィリピン、台湾を含み云々と、こういうことになるわけであります。

その後、この例示がひとり歩きをしてしまったと私は思います。本則の方が忘れられてしまつて

述人(猪口邦子君) 大麥実質的に重

言え、その時点時点でアメリカが判断し、日本が判断し、どこが安保条約を適用させるべき地域であるかということとをそのときに判断するという
ことでございます。英語で言いますシチュエー
ショナル、つまり、そのときの戦略環境、政治環
境、国際環境によってこの極東という区域が変わ

り得るんだと、これがもとの安保条約の趣旨でございます。

したがって、ガイドラインがどこからどこまで適用されるか。私は極東の範囲を超えることはないと思存しますが、この極東の範囲というのは結局はその時々を決めていくことだと思存します。それゆえにこそ、後段の先生の御質問でありますけれども、どこまでも広がっていくということがあつてはならない。それはまさに政府が、そして国会御自身でよくチェックされていくべき事柄だと思存します。

○石田美栄君 国会承認あるいは事後承認によって支援活動や捜索救助活動が始まって、その後、国会への経過報告の必要はないのか、またいつこのようにしてその活動を終了させたいのか、そういう疑問を私は非常に持っているんです。

午前中に元陸上幕僚長でいらつしやいました富澤公述人もその点をレジメにずっとお書きになつていらっしゃるんですが、途中から国連軍とか多国軍による集団的安全保障の強制措置に移行するというふうな事になったときには我が国からの支援はどうなっていくのか。そして、その中の米軍が関与している部分は、地位協定とかガイドライン関連の部分ではできるだけ、一体この行動に關する支援が続けられるものかどうなのか、その辺のことなんです。

私たち民主連合では、六十日後に再承認の修正案というのを提出しているんですけれども、先ほど猪口公述人もアメリカの戦争権限法の六十日後の承認のことをおっしゃいました。そのことも含めて、今回のこのガイドライン関連の周辺事態支援等のことはどのようにして終わりが来るのか、そのあたりについてどのようにお考えになりますでしょうか、猪口公述人。そして岡本公述人の御意見を伺ひできればと思存します。

○公述人猪口邦子君 原則的に国会承認をそもそも盛り込んだことが大変に重要であつたと私は考へます。その上で基本計画について承認を受け、そして行動に移るわけですから、その基

本計画を大幅に変更するときには報告が必要でございます。

さらに、変更の程度によるかと思存しますが、根本的に違ふ基本計画、基本方針を策定するということがあれば、さらなる閣議決定とそれの国会承認がその都度必要になるというふうに理解してもよろしいのではないかと思存しますが、一度一つの事態に対して基本計画を策定して国会承認を原則的に得るといふ手続を踏みましたら、その範囲の中で一定程度の活動を展開するという段取りになると思存します。

その後の報告については、少なくとも報告は必要であると思存しますし、大幅な基本計画の根底を変えるような何か必要が出てくる場合には、やはり今回の法案にのつとて再度の国会承認をとればよろしいというふうに考へます。

どういふふうな終了するかということにつきましては、緊急事態が終結した後、終結の仕方についても変わるかもしれませんが、終結した後、国連の何らかの平和維持機能がこの地域に投入されるということであれば、それと日本がどうかかわるのかということとでさらに国会で審議されたらよろしいと思存します。

つまり、それについてどういふふうにかかわるかということとは、基本計画に最初のうちに盛り込むことは難しいでしょうから、その着地点が見えてきたときに、大きな日本の関与が必要であるということであればまた審議なさつてもよろしいかと思存します。どのような終わりを要するかによりまして、それがさらなる国会承認となるのか、それとも基本的には、基本計画にのつとて予想の範囲で着地しているのだから国会への結果報告というふうになるのか、そのときの世論も見ながら御判断ということになるかと思存します。

いづれにしても、先生のおっしゃる少なくとも最小限の報告は必要であらうと思存します。それから、六十日以内の派兵を許す戦争権限法につきましても、それまでの国会承認がなされてない場合でございますので、アメリカの場合は

それまで国会承認が必要ないというふうに解釈できるわけですね。(「そんなことないよ」と呼ぶ者あり)もちろん、厳密に言えばそうではないという解釈もできますが、議院がそれを要求しない限りにおいてそのまま続行できるというところがありまして、日本の場合は基本計画のところでは国会承認をするということになっていくので、六十日後にさらに国会承認をするということの必要性は、基本計画の変更がない限り、どういふふうな理論的に位置づけていいのかわからないことが少し残るかと思存します。にもかかわらず、やはり日数の限界を設けることを一つの歯どめと考へるといふ、そういう概念を導入するのであれば、その意味もまた審議してもよろしいかと思存しますが、論理的には日数で切るといふよりも、基本計画を承認していれば、アメリカの場合とは少し違つて、もう日本では承認した形となるということになるのではないかと考へます。

以上でございます。

○公述人岡本行夫君 現在の修正案におきまして、国会承認と国会への報告についてはかなり明確な規定が既になされておると存じます。

私は、先ほど来、このようなことは諸外国では例を見ないことであるというのを申し上げてきておりますけれども、それは、私はこのような日本の体制の中でも必要はないと申し上げておるのではなくて、あくまでも論旨は、国会の承認、国会の承認というのを余り強く言い過ぎることによつて、国民に日本がこれからいかにもおどろおどろしいすごいことをやろうとしているんだという印象が過度に与えられてしまつておる、その点についての懸念を表明したわけでございます。

国会は、憲法に従ひまして国政調査権も閣僚の出席要求権も持ちであります。それから、この法律自体に「内閣総理大臣は、「国会に報告をしなければいけない。」ということが書いてございます。私は、現在の規定ぶりのもとで国会として十分なコントロールというものは可能と存じますし、基本計画が仮にも変わるようなことがあれば、それに対して修正ないし停止を求めるのは国会の当然の役目かと存じます。

○石田美栄君 もう一点くらいになるかなと思存しますが、船舶検査活動がこの周辺事態法の中から抜けたことについて、近い将来、別の法律としてできなければならないわけですから、そういうことについては是非、そしてそうしたことへのメリット、デメリットについて同じくお二人の公述人にお伺ひしたいと思存します。

また、国連決議に基づきという部分は岡公述人、岡本さんは最も成立しにくい地域なんだからということをおっしゃいましたし、猪口公述人はそれは適切な論理の立て方が重要であるというふうにおっしゃつたので、この部分は、あること、ないことによつてはどういふことをお尋ねしようかと思つたんですが、別法になることについての功罪について御意見を伺ひたいと思存します。

○公述人猪口邦子君 先ほど申し上げましたように、私は個人的には政府原案のままいく方が全体としての整合性と位置づけがわかりやすい、先ほどから議論がありますように、国民にとつてもわかりやすいというふうに思存しては、そうならないのであれば別建ての法律でということとで、その場合にもやはり国連決議が私は必要であると思存します。

成立しにくい地域ということとは、どの地域についてもある程度冷戦後の今日では言えるかもしれないので、また冷戦後の国際社会の中で国連をどう日本が育てていくかという立場も考へてもよろしいかと思存する。その意味で、やはり国連の安全保障上のそのような機能について、より大事な位置づけをしていくという姿勢を示す国であつてもよろしいと思存するので、またいろいろな面での一つの歯どめとなるわけでありまして、やはり国連決議ということが必要であらうと思存します。

警告射撃の問題は、やはり非常に難しいというふうには私は理解いたします。要するに、英語ですとスレットと言ふのか、スレットという

のはデリバリーできないければやるべきでないの、デリバリーできないスレットをやったときには非常に国家威信が傷つきますので、警告をしてそれが遵守されないとき、相手がそれに屈服しないときにはどうするかというところに直ちになりますので、デリバリーできない、具体的にその次に対応できない、相手がその警告を認めない、それに屈しないような行動をとったときに、警告というのは、それに対して自分の意図に従わなければ重大なことになるというのを込めて警告するわけですから、その重大なことに至らずに済むべきで警告だけをするというときは、警告がデリバリーできていないということになります。

私は、警告射撃はたとえ認めなくても、それでは意味のない法律かというところではなくて、先ほど申し上げましたように、本当にそれが重大なことの内容であれば、やはり安保理に通報するという方法がありますし、報告することでもできますし、国際社会にどう対処すべきかということの大きな注意を喚起することによって、日本単独でそういう事態に対応するよりは、実際には日本の安全保障を図れるのではないかとこのように今現在では考えております。

以上です。

○公述人(岡本行夫君) 我が国の周囲は申すまでもなく海で囲まれております。したがって、今度のガイドライン法案によって日本の周辺地域の安定化を図るというときには、どうしても領土の領海におきます後方地域支援それから海上におきます捜索救難活動、それとともに船舶の検査活動というのも重要な対米支援の一翼を担うべきものであったと考えます。

その意味では、この部分が欠落したのはやはり残念だと思えます。

○石田美栄君 ではもう一点、ちょっと全部お答えいただけない部分があったかと思いますが、もう一点、岡本公述人にお伺いしたいんですけれども、後方支援活動の実施区域が指定された後、後方地域支援、海空の警備の必要性について、実

施区域が指定されますね。その後、地域支援の警備が必要になります、空と海。これはどういうふうにお考えになりますでしょうか。

ですから、領域の警備、その場合どうなりますか。領海内だけなのか、あるいは経済水域内までになるのか、これを海上保安庁だけで対応できるのか、そうすると自衛隊の任務規定とすべきなのか、この点についてはどうにお考えになりますでしょうか。

○公述人(岡本行夫君) 現在御審議なさっておりますガイドライン法案というのは、我が国の平和と安全に重要な影響を与える周辺地域の事態に関するものでありますけれども、お尋ねの点は、どこかの国あるいはテロリストたちが、いろいろな種類の脅威があると存じますけれども、我が国の領域、領海に直接の脅威となったときにどう対応するか、そういう点だろーと思えます。

我が国には個別自衛権というものがあるわけですが、当然現在の法制のもとでも動員し得るすべての手段をもって私は我が国の国民の生命と財産というものを守る、そういう行動がとられることになるのは当然でございます。

ただ、その手段というものが必ずしも十分具備されていない。我が国の領海を国連の新領海条約に禁止されているような形でどこかの国の不審船が突っ込んで入ってきたとしたとしても、我が国の海上保安庁も海上自衛隊もそれを有効に排除する権能と手段がない。そういう点ような点は、またこのガイドライン法案とは別途御審議いただいたいところの問題だと思っております。

○石田美栄君 どうもありがとうございます。

(拍手)

○日笠勝之君 公明党の日笠勝之でございます。きょうは三人の公述人の方々、公私大変にお忙しいところ当委員会にお出まし願ひ、貴重な公述、御意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

では、発言された順番に、まずお一人ずつ御意見、お考えをいただきたいと思ひます。

猪口先生、先ほどアメリカはベトナム戦争を反省して、いわゆる戦死最少化戦略というんですか、戦死最少化戦略ということで、いわゆる米軍兵士の全員生還を前提にすると、また地上軍部隊の投入はなるべく控えてピンポイント爆撃であるとか、こういうのが今のアメリカの戦略になっているということをおっしゃいました。

ところが、コンボのNATO軍中核である米軍を見ますと、確かに三人のアメリカ兵のバイロツトが帰ることについては、黄色いリボンだとかいろいろ報道もされ、大統領もいろいろ動かれたようございしますが、それは恐らく、先ほどちょっとと先生おっしゃった中で人間の安全保障、ヒューマンセキリティというところをおっしゃいました。これからは一人の人間を守らないような安全保障では意味がないということ、先日、毎日新聞とかのインタビュでもお答えになっておりました。それが、それらを総合的に考えますと、自国の兵士の戦死最少化戦略はいいが、他国の誤爆で、どうあれ陳謝はされなければいけません。それに、これは余りコメントもないようございします。

陳謝されている修復はされました。

そうすると、人間の安全保障とアメリカの今考えている戦死最少化戦略、コンボの今の問題等からどうリンクされているのか、関連があるのか、お考えをいただければと思います。

○公述人(猪口邦子君) 先生のおっしゃるとおりの矛盾が出ております。しかしそれは、要するに作戦が失敗してミスが出たという、戦死といいますが非武装市民の犠牲であるわけで、初めから非武装市民の犠牲を含めて無差別殺りくの手段としての空襲を使うというやり方ではないんです。

二十世紀、ライト兄弟により飛行機が発明されて以来、飛行機を戦闘機として作戦活動に使うという長い不幸な歴史を人間社会は生きてきてしまったわけですが、その中で、その大半の時間においては、それは無差別殺りくの手段として非常に効果があるというような作戦の立場から戦闘機は使われていた。その最終局面がやはりベ

トナム戦争の村落の焼き討ちであるとか激しい北爆の活動であったというふうには理解しますが、その結果アメリカは、にもかかわらず負けたというものの分析の中で、自国の兵士の生存はもちろんのこと、相手国における非武装市民の犠牲も出しはならない。なぜならば、それが反戦世論につながるからだという理解なんです。ですから、ここにおけるやはり民主主義社会の成長の重要性と世論と反戦意識の重要性ということを私たちは改めて敬意を持って理解しなければならぬかしらというふうには思います。

それを前提に、やはり非武装市民の戦死も防がなければならぬという作戦思想は立てているのですが、思想はあってもテクニックが伴わないという問題があると思ひます。

コンボの空爆、そもそも空爆手段がどのような状態において有効な手段かどうかということについて別途私はたくさん議論をいたしたいと思ひますけれども、この委員会の目的ではないので控えますが、空爆手段をとったアメリカの立場としては、もちろんコンボ地域におきますアルバニア人、セルビア人、あらゆる人を含めて非武装市民の戦死は意図した結果ではない、それはですから誤爆ということになってしまふわけです。

にもかかわらず戦争を行うのであれば、誤爆が発生し得るのであるから、もし戦死最少化作戦をとるのであれば、そもそも戦争をしないというのが正解であるわけでありまして、そこがやはり今後アメリカが解かなければならない矛盾であると思ひます。つまり、戦死を出さずに、そして誤爆をしないで非武装市民の戦死も出さないような作戦というものが理論的には可能であっても実際には可能であるのかどうかということの問題とアメリカはこれから悩まながら向き合わなければならぬのだと思ひます。その結果どのような答えになるのかは、私たちはその思想とテクニックの両方を注目し続けるべきだと思ひます。その結果、日本のような平和主義の立場にアメリカがより理解を示す二十一世紀があればよろしいと思ひま

す。

しかし、その際にも、地域的な、まさに人間の安全保障の破壊、例えば今回のコソボに見られましたような事態に対して国際社会がどう介入するのかということについて、ほかの答えがなくそれを批判するということのもまた無責任かという問題がありますけれども、アメリカはその悩みの中で、非武装市民も死なないはずであったという理解の上で作戦活動をやっているんですね。

御存じのとおり、ボスニア和平の前段階で若干の空爆で和平案を引き出したというやや見当違いの理解から実は今回同じような方法をとったわけですが、セルビア人にとつてのコソボの歴史的な意味は全く違いますので、非常に戦禍が長引きました。戦禍が長引けば誤爆の可能性であるとかさまざまなミスが頻発するようになるというのは、やはり作戦の常であると思います。最も先端で訓練を受けたパイロットたちは初期の段階で発達していますので、その後ずつと何日も続けば、やはりいろいろな問題が出てくるという結果になっています。

いずれにしても、このように長期に行っている戦争の中で、本来アメリカが実現したかった思想と現実のテクニクとが合わなかったというのが結果であって、にもかかわらず思想がそこにあるということ、やはりアメリカとの非常に深い協力関係にある日本としてはフォローするといえます。理解してあげるべきではないかと思えます。○日笠勝之 ありがとうございます。

では、岡本先生、二点ほど。
一点は、先ほど日米安保条約、日米同盟は抑止を高め、この周辺事態安全確保法もそれに類する旨の発言がございました。抑止を高めるのはおっしゃるとおりだと思いますし、私たちもそれに就いては理解をしているつもりです。

そこで、最近抑止と対話ということ、この対話の部分、先ほど猪口先生もおっしゃいましたけれども、外交交渉といえましょうか対話といえましょうか、このアジア太平洋地域における対話、特に先生は外務省にもいらつしゃって、外交

というものが今後の二十一世紀のアジア太平洋地域には非常に重要なものとなると思います。

そこで、抑止と対話という観点で、特に対話の部分、アジア太平洋地域における日本の対話ということについて、どのような手だてがあるのか、またどのような構想を持てべきであるのか。時間の関係で簡単にございますが、お答えいただければと思います。

○公述人(岡本行夫君) 対話はどの国にとつても、特に日本のようにみずから自己完結的に防衛する手段を持っていない国にとつていかに重要であるかは、これはもう言をまたないところであります。

特に日本は、現在残念ながら国際社会において友人が少のうございます。本来、アジアの諸国と日本はもとと緊密な関係を築き得るはずだったと思えますが、一つ一つの理由については申し上げませんけれども、全体として見れば、日本という国がどのくらいこの重さを持っているか、大変疑問な状況になってまいりました。今までは、欧米とアジアの間のかげ橋になるんだ、例えばG7サミットでも日本はアジアのスポークスマンとして話をするんだということ、まあいわば日本側の思い込みでやってまいりましたけれども、残念ながらアジアの側に日本にそのような役割を期待する部分が少なくなってきた。

私は、日本はもう少しみずからの価値観というもの、を前面に出し、アジア諸国にとつても予見可能な外交ということをやっていくことが大変に重要かと思えます。

世代は各国で変わってきております。我が国の外交上の極めて大きな性格でもあり、転換点でもありました戦争、そしてそれを引きずった戦後の遺産というものもだんだんと今清算されつつある。私は、今こそ特に若い世代との対話というものを重ねていく、そしてその際に、日本がみずからの座標軸、アジアの一国としての座標軸というものを向こう側にわかる形で示していくことが重要だ

と思います。その座標軸の一つが平和外交であることは言うまでもないところであります。

○日笠勝之 もう一点、岡本先生にお願いしたいのは、先ほど船舶検査活動についてもお尋ねがございました。これは衆議院の段階で全面削除され、修正されて参議院に送付されてきたわけでございます。

そこで、先ほど猪口先生と岡本先生の間で、いわゆる船舶検査活動で国連決議を猪口先生は非常に重要視された御発言でございました。岡本先生の方は、今の日本周辺を見渡して一番国連安保理決議が成立しそうな地域である、こうおっしゃいました。ということは、船舶検査活動において、原案には国連安保理決議に基づくところがありましたが、これは削除した方がいいのか、削除せずに何かほかのことをつけ加えた方がいいのか、それをお考えをちょっと岡本先生にお伺いできればと思います。

○公述人(岡本行夫君) 先ごろ、マセドニアにPKOを派遣する件で、中国が拒否権を発動して安保理決議は成立いたしませんでした。自国と非常に離れた地域にあつて、戦略的なかわりの薄いマセドニアに対してであつてすらそうでありまして、この中国の近接地域である極東地域において、さらにはロシアもおります。アメリカとの間で利害関係が完全に一致するケースというのは、私はむしろ想定できないと考える方が現実的だと思います。

そういったしますと、現在の考えというのは国連決議ではなくて国連安保理決議であります。一カ国が拒否権を発動すれば、それが国際的な行動の大原則となつてしまふ。中国ばかりを挙げるのは不当かもしれませんが、フランスにせよイギリスにせよ、どこかの国が自分には嫌だと言えは国際行動はとれないということが本場に正義の公平という観点から考えていいものなのかというところは、私はやはり問題にせざるを得ないと思えます。

は、これは相当の条理というものが認められるでしょうから国際社会がそれに従つて行動することは当然と私は思いますが、一カ国が反対すれば何もできなくなつてしまふということに、日本はずから判断するというものを停止させたまふすべての行動をゆだねてよいのかどうかというのが私の疑問であります。

したがって、国連安保理決議というのはもちろんいいことでありますから成立すればそれにしくはございせんが、仮に成立しない場合にも日本として国益に基づいた行動ができるように、その他の国際約束、あるいは国連憲章の第八章が認めておりますところの地域取り決めというものが従つた要請行動が、船舶検査というものが行われたときには、私は日本はそれに参加できる道を法律上も開いておくことが必要かと存じます。

○日笠勝之 藤井公述人にお伺いしたいと思います。

午前中も公聴会がございまして、三人の公述人の方から御意見を伺いました。その一人に栗山尚一元駐米大使、現在、早稲田大学の客員教授をされておりますが、栗山先生の方から駐米大使時代の体験を通して、周辺事態安全確保法、ACSA改定、自衛隊法一部改正もあるのございまして、三法案と私たちは言っていますが、この三法案の法案が固まり、今日まで議論をしていただいております時系列で見ると、こういうふうにおつちやつていました。

九三年、九四年の朝鮮民主主義人民共和国、いわゆる北朝鮮の核疑惑、NPTの脱退宣言で非常に朝鮮半島の緊張が高まりました。それで、北朝鮮の暴発を危惧し、安保体制の効果的な運用に資するため、日米共同宣言があり、また新ガイドラインがあり、そして今の三法案へと結実したのだと、このようなことを栗山先生はおっしゃっておられました。

藤井公述人は、月刊社会民主のことしの五月号の「周辺事態の発生と国民の戦争協力」という論文の中でこうおっしゃっていますね。「新ガイド

ラインが中国に向けられたものであることは、疑問の余地がない。米國が「中國が脅威にならないようにするこの「関与と拡大」戦略の一翼に位置づけられているのが、新ガイドラインなのである。」、こういうふうにおっしゃっていますね。

ところが、当委員会では、この周辺事態はどちらからという朝鮮半島有事を想定した質問が大変多かったんです。また多いんです。ということは、ちよつと意外でございまして、先生は疑問の余地がないと断定されておりますが、何か根拠ないしは想定されるお考えがございしますれば、なぜこういうふうなお考えに至ったのか、お聞かせ願えればと思います。時間が短時間でございします、よろしくお願ひします。

○公述人(藤井治夫君) 余りその点は論点としては浮上していません、確かに。ただ、問題はやはりアメリカの冷戦終結後の全体的な戦略の中で出てきている。

まず、大規模地域紛争、湾岸戦争及び朝鮮半島の事態と、こういうふうな設定されましたからアジアにおいては朝鮮が問題になっているわけですが、けれども、しかしアメリカが考えているのは、アジア太平洋地域においてアメリカに対抗できるようなライバル國家が出現するのは許さないと。つまり、アメリカは世界で最強であると同時にアジアでも最強なんだと。したがって、中国の台頭、アメリカに挑戦するような形で台頭は許さないと。いうふうになっております。

それから、具体的に言いますと、アメリカと中国、台湾の關係において、やはり台湾關係法というのが非常に大きな意味を持つことになると思ひます。そこでは台湾安全確保の手段を提供する、アメリカの方が。同時に、台湾有事対応に必要な兵力をアジア太平洋に維持する、こうなっている。それがどこかということとはわかりませんが、しかし沖縄とか、あるいは日本に駐留している米軍及び第七艦隊が非常に大きな役割を果たすというところは、せんだつての台湾海峡におけるミサイル騒動の際にも非常にはつきりいたしました。やはり

空母は台湾海峡に向かつて集中していくわけですから、そういう点からいいますとやはり一番のねらいは対中国である。そして、それだからこそ日本に全面的な協力を求める必要がある。それから、施設の提供という点でも、非常に大規模なものをアメリカとしては考えている。やっぱり五十万、六十万という軍隊を運用するような事態というものを考えているだろう、こういうふうに見て間違ひはないと思つております。

朝鮮半島の脅威というのは、これは当面の段階においては大きな問題ですけれども、しかしそれは解決可能な問題である、割合中期的な期間において解決可能な問題であると位置づけているように読み取れます。そういうふうな考えています。よろしいでしょうか。

○日笠勝之君 もう残り時間ありませんので、三人の先生方に感謝を申し上げて終わりたいと思ひます。

○畑野君(枝) 日本共産党の畑野君枝でございます。ありがとうございます。(拍手)

今日は、公述人の皆さん、お忙しい中本当にありがとうございます。私たちが日本共産党は、今度の周辺事態法案及び日米ガイドライン関連法案は、戦争を放棄し、そして武力の威嚇行為を禁止した憲法九条に真っ向から反する戦争法案だと考えております。

私は、沖縄に次ぐ米軍基地を抱える神奈川県選出の議員としてお伺ひしたいのですが、横須賀には米第七艦隊空母機動部隊、キティホークの母港があり、アジアと言われる相模総合補給廠、浦郷薬庫、上瀬谷通信基地、鶴見と小柴の貯油施設、そして横浜港の中には横浜ノースドックが置かれているなど、こうした状況でございします。また、海軍厚木基地では、空母艦載機による訓練の爆音に周辺住民が大変苦しんでおります。

沖縄では、航空機爆音についての県の初めての調査でも子供たちの健康や学習への影響、住民への深刻な影響が明らかになっておりますし、横田基地訴訟でも東京地裁は米軍の爆音は受忍限度を超えると言っているように、まさに沖縄でも神奈川県でも首都東京でも米軍の爆音に苦しんでいる、そういう現状があるわけでございます。私は、藤井公述人に幾つか伺ひたいというふうな思ひます。

野呂田防衛庁長官が、沖縄が周辺事態に巻き込まれる可能性について米軍基地が多く存在することを考えてもあり得る、このように答弁され、その後訂正をされたわけですが、沖縄に次ぐ米軍基地県神奈川県が周辺事態法案との關係でどのようになるか、その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○公述人(藤井治夫君) 横須賀が空母の母港になりましたのが七三年、そのわけは、やはりそれまでのベトナム戦争、南の方に向いていたやりを北に向ける、そして、それ以後非常に米ソの、当時のソ連との対立が激化しまして、非常にもう戦争寸前というところまで行つたわけですね。

そういう中で、ずっと厚木が母港となり、それまでは例えばベトナム戦争中であれば、タイコンデロガという水爆をおとした空母も、空母に飛行機を積んだまま横須賀に入つていたわけなんです。ところが、母港になりましたのでその飛行機をおろすということになって、どうしても訓練をしなくちゃならないということでNLP訓練、夜間離着陸、これが厚木で行われるようになり、それからさらに、八一年ぐらいいからますます冷戦が激化して、そしてどんどんこの被害が増大したわけなんです。

同じような形で北方を向いているかといへば、今はもはやソ連は崩壊しているわけです。しかし、それでもやっぱりずっと同じようなことが行われてきたわけですが、最近はやつと硫黄島の方へ少し移りましたけれども、ただ、有事においてはやっぱり同じようなことがやられております。だから、横須賀に駐留している、配置されている第七艦隊やその他補給部隊等がどういう役割を

今後果たしていくかということを考えますと、第七艦隊は何と云つたつて日本周辺だけではなくて東南アジアにも、あるいはまた中東の方にも向いているわけですね。ですから、これが削減され、あるいはまた母港が撤去されるというふうなことがない限り、やはり攻撃力の一番中心を占めている空母機動部隊が存在する神奈川県というのには非常に密接な關係を持つことになるし、それから特に神奈川県の場合は沖縄よりも一層、後方支援の基地としての役割を強く持つています。

ですから、そういう意味では周辺事態において非常に密接な關係を持ち、かつ、そこから生じてくるいろんなね返りというのがございします。つまり、相手の反撃、後方支援基地に対して反撃するのは戦時国際法上は当然の権利になっているわけですから、だから向こうが撃ち込んでくるということもあり得るわけです。そういうふうな問題があろうかと思ひます。

○畑野君(枝) 藤井公述人は、朝日の九八年六月二十四日の山口氏の発言に関連して、周辺事態への対応として米軍の活動に対する日本の支援について、自衛隊と民間の行う対米支援の役割を述べていらつしやいます。

今、神奈川県のことについても大変お詳しく触れていただいたんですが、横浜港に専用のバースを持つ外国船の会社がアメリカの有事の際には優先的に軍事出動に当たる、こういう契約をアメリカ政府と結んでいることが米運輸省海事局資料で明らかになりました。周辺事態になれば横浜港は米軍の契約船が最優先される、そういう輸送拠点、後方地域支援の場所になるんじゃないか。民間商業、貿易に重大な影響が出るおそれも指摘されております。

その点で、自衛隊と民間の行う役割、違いも含めてお話をいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○公述人(藤井治夫君) 自衛隊の場合は、実際に考えていることは何であるかといひますと、これはやはり武装部隊としての行動です。決して、輸

送能力とかその他兵たん能力というのは自衛隊自体のためには保有しておりますけれども、よそのお手伝いをするぐらいゆとりはたくさん持っていないわけでは。

しかも、一方では、アメリカが必要とする兵たんというのは膨大なものです。朝鮮戦争のときでも何千万トンというものを日本を経由して送るとか、そういうようなことが必要であり、かつ、そういうものを調達する上で日本というのは非常に大きな役割を果たしたわけです。兵たん庫であつたというふうにも言ってもいいと思います。

そういうふうにも考えますと、兵たんの仕事を割り振りするというふうなことはあると思うんですが、自衛隊がやるということはあると思うんですが、それはやはり民間の業者であり、あるいは地方自治体であるというふうにも考えていいんじゃないかと思ひます。

ことしの防衛予算の中に入りましたけれども、コンピュータによって兵たん状況を掌握し、その能力を調査し、そして必要なものを調達していくというふうなシステムを防衛庁は今開発しておりますが、そういうふうになってまいりますと、防衛庁がアメリカ軍と打ち合わせをしてつくった計画に基づいて民間が動く、それから実際の業務といふことが事務は地方自治体がやるというふうなことが当然考えられるんじゃないかと思ひます。そういう問題がございます。

○畑野君枝君 藤井公述人も著述の中で、この朝日の記事の山口陸幕防衛調整官が、日本には膨大な社会資本がある、水、燃料、食料、輸送力など民間が協力するのであればということで、輸送などはJRや輸送会社に委託した方が効率もいい、自衛隊の負担については日本全体が防衛体制をとる、この点で意義がある、この点にも触れられていらしたというふうに思ひます。この点で大変な事態だというふうにも現実に思ひます。

藤井公述人に伺いたいんですが、これまで政府

は、ガイドライン法案は憲法の枠内、安保条約の枠内と言ってきたわけですが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

（理事竹山裕君退席、委員長着席）

○公述人（藤井治夫君） 集団的自衛権の行使は禁じられていたというふうな政府見解がございまして、じゃ、後方支援はどうなのかといふこと、これは明らかに集団的自衛権の行使に当たると思ひます。その後方支援は、ただ民間の人たちが契約でやる場合、入るかどうかは問題がございまして、自衛隊という武装組織が後方支援をやるということになりますと、これはもう明らかに集団的自衛権の行使になり、憲法にも違反する。

同時にまた、交戦、戦いを交える、そういう行為をやっていると相手方は見るわけです。それは当然のことでありまして、後方支援なくして戦争はできませんから、しかも一番弱いところが後方支援です。だから、そこをたたきに來るといふのは、第二次大戦における日本の経験からしても非常にはつきりとしております。だから、そういう点から、山口陸幕防衛調整官のおっしゃっていたこと、これを民間にずつとやらせるんだということになりますと、それを取り仕切っている自衛隊が一番中枢ですからね、それもあると思います。

し、当然輸送活動その他をやっている民間の業者もねらわれるということになり得ると思ひます。したがって、こういう問題につきましまして、民間の能力というのをはけた違いにやはり大きいわけでありまして、例えば営業用の民間のトラックは百万台、しかし陸上自衛隊が持っているトラックはたつた九百台しかない。九百台で何をやれと言ふんだ。これはできないわけでは。

だから、そういうことで国全体が、いわゆる全部巻き込まれていくということになり得るんじゃないか、そういうふうにも思ひます。

○畑野君枝君 加えて、安保条約の枠内というふうにも政府が言っていることについてはいかがでしょうか。

○公述人（藤井治夫君） この安保条約の枠内とい

う論理は全然意味をなさないんじゃないかと思ひます。

安保条約の目的は何だといふと、これは日本本の安全とそれから極東の平和と安全だ、こういうふうにも言うわけです。そういうことが安保条約のどこに書いてあるのか。つまり、そういうふうな解釈を日本政府がやっているといふことは言えると思ひますが、それがもし目的であり、それが枠であるとするならば、この枠を使えば何でもできるわけでは。安保をもとにして、冒頭に申し上げましたように、何でもできるということになつてしまふので、これは条約の解釈としては全然意味をなさないんじゃないか、こう思ひます。

○畑野君枝君 次に、猪口公述人にお伺いをいたします。

先ほどのお話の中でも、アメリカの行う空爆はピンポイント空爆ということで、アメリカの戦死者は出さないうちで戦死最少化作戦、こういうことをお話しになりました。それで、ガイドラインでは、そのために日本の基地を提供するのはやむを得ないというお立場も述べられております。お話にもありましたが、一方でコンボの問題、ユーゴの空爆の問題では、一たん戦争が始まったらというお話もされておられたというふうにも思ひます。

実際、このユーゴの空爆はアメリカが中心になつて行われているということで、鉄道やテレビ局、果ては中国大使館といういわば無差別な攻撃が行われているというふうにも思ひます。この点で、ユーゴの空爆の事態とそれから周辺事態法案、これとの関係についてお考えがあれば伺いた

と思ひます。

をしない限りはアメリカが最終的に何を日本に本当に求めているのかということがわからない、そういう観点から申し上げたんです。

その転換というのことは、無差別殺りく手段として空襲を使うということではなく、非武装市民も戦死を出さないように工夫するということもそうなんです。さらに自分のパイロットについては全員生還という意味で、あらゆる意味での戦死最少化であるということ。

それで、ガイドラインとの関係では、アメリカとしては、それはアメリカが主権国家としてやっていることですから仕方がないんですけれども、作戦を行うからには犠牲を最少化したいということとを日本だけでなくさまざまな協力してくる国々に対して要請していく、そういう形をとっているわけでは。

ガイドラインとの関係でアメリカが結局求めているのは、パイロットが生還する確率が極大化できるようなあらゆる手段をとりたい、そのために恐らく一番敏感に求めているのは、先ほども申し上げたように飛行場の使用、港湾施設も含めて、しかしより直接的には飛行場のその時点における自由な発進についての利用を許可してもらいたいという、そういうところになるかと思ひます。

そのことについて、日本として、この地域における有事に際してアメリカが軍事的に危機管理を行うという立場で努力をしているときに、そのような目的にすら協力しないということがいかにどうかという点についての国民の判断があつて、今日こゝまでこの法案の審議が進んでいるというふうにも理解いたしますが、先生の御懸念の点は私はよくわかります。ですから、やはり国民、社会としてこのような議論を尽くし、日本側の考え方としては人間の安全保障という観点からこの運用を願いたいというところだと思ひます。

アメリカの作戦活動も、やむを得ずあつた場合にはそういう観点からの対応であり、そこに焦点を当ててもらいたいということですね。全体の利益のためにとか、全般的な合理性のために個々が犠牲になると

いうような発想は、二十一世紀には持ち込まない方がよろしいと思います。

その限りにおいて、しかしすべての人間はひとしく人間としてとうとうといふのであるから出動するパイロットも生還できるように、日本としては日本の国是の前提の上で可能な限りの協力はそのため、一日も早く緊急事態が収束し、犠牲最少化でその危機的事態がある程度解決し、政治的な解決への段階へと移行できるようにという方向で最大の努力をするということだと思ひます。

私は、そのように、日本がどういふ思想的な立場でこれに協力するのかということについてももう少ししっかりと議論があれば、国民、市民全体にとつてもその精神がよりわかりやすくなるかと思ひますので、きょうはそういう観点から、何度もうまいやうで失礼いたしましたが発言させていただきます。人間の安全保障という観点から今後展開し、対応がとられることが私の一市民としての願ひでもあります。

○畑野君枝君 今もアメリカの求める空港あるいは港湾の提供というお話がございましたが、岡本公述人と藤井公述人に伺いたいと思ひます。

この法案は対米支援ではないか。このことについて御意見を伺いたいと思ひます。

○公述人(岡本行夫君) この法案は対米支援のための法律と存じます。まさに日本がそのような形でみずからの防衛を図るといふ考えのもとにつくられた法律だと存じます。

地方自治体は新たな義務を課されるものではございません。現行の港湾法ほか、あるいは日米地位協定のもとで負っております現在の体制、そのもとの協力を国がお願いするというところでございします。私は、このようなことというのは最小限のことであると思ひます。

そのかわりにその道を選択しないとすれば何が起るかというのは、先ほど来申し上げておりますように、日本がみずからの力でみずからを防衛するしかない。そのためには、自衛隊の規模を数倍にし、憲法を改正し長距離爆撃機や攻撃型空母

を持つようになる、その道がいいのかどうかという国民的な選択と存じます。私は、今の世論はこの周辺事態安全確保法案というものは理解してくれるものと存じております。

○委員長(井上吉夫君) 時間が参っておりますので、できるだけ簡略に。

○公述人(藤井治夫君) 新たな義務を明らかに負うことになる、それは第一に後方支援という面でのアメリカに対する協力です。それから、もう一つは運用面における日米協力ということでありまして、これはオペレーションの面で自衛隊が全面的にアメリカに協力していくということである、そう思っております。

○畑野君枝君 ありがとうございます。

短い質疑の時間でございましたけれども、いろんな問題点が明らかになったというふうに思ひます。本日の公聴会がいわゆる通過儀礼にならずに、徹底的な審議が必要だ、このように私も訴えさせていたしまして、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(委員長退席、理事竹山裕君着席)

○田英夫君 三人の公述人の方々、大変参考になるお話をありがとうございます。

最初に猪口さんがベトナム戦争のことに触られました。アメリカが敗れた戦争だということから説き起こされましたが、ベトナム戦争でアメリカが負けているというのを報道したためにニュースキャスターを首になりました者として、大変ひとつの感動を持って聞かせていただきました。

私は、猪口さんが指摘された面も理解できますが、主としてその後冷戦構造が崩壊をしたということの中で、ソ連がまさに崩壊をしたということ、アメリカの立場が大きく転換をしたということ、アメリカが今や世界の唯一の超大国として、同時に世界の二カ所所紛争が起ったものに対応できる戦力を持つという戦略になつてきたんじゃないかと思ひます。

そこで、一つ伺いたいのは、こういう冷戦構造崩壊の中で依然として日本政府は日米基軸、日米安保条約中心という外交を変えていない。そこに問題があるんじゃないだろうか。そして、その結果として、延長線上で新ガイドラインということになつてきたんじゃないかと思ひます。

一方で、日米中トライアングルという考え方があります。これは、アメリカの中でもブレジンスキー元大統領補佐官とかオバードーフアー元ワシントン・ポストの記者とか、日本の中でも松永信雄元駐米大使もこの論をとっておられますが、猪口さんはこの日米中トライアングルという考え方に對してどうお考えですか。

○公述人(猪口邦子君) 大変重要な御指摘を数々いただきましたが、冷戦構造が終結したにもかかわらず、日米中心、日米安保を基軸とおっしゃいましたか、そういう形で進んでいる外交はいかがなものかという御質問につきましては、日本は非常に素早く対応するというような政治風土といひますが、そういうものを十分には持ち合わせていないかもしれないが、にもかかわらず自分たちの過去と比べれば相当テンポの早い、時間を圧縮したような対応を冷戦後とれるようになりつつはあると思ひます。

ですから、そのような学習過程に我が国はまだあるというふうにも考えてもよろしいかと思ひます。その中で信頼醸成措置について非常に活発にアジア各国との対話を始めておりますし、そのようなことの重要性を非常に強化しているというふうにも思ひますので、冷戦期のような日米基軸というだけの外交では必ずしも今日はないというふうな理解し、また先生のそのような御質問なども受けながら、外交全体がこの地域全般の信頼醸成プロセスを強化するよう多角的な方向に進めば非常に適切ではないかというふうに考えます。

それから、日米中というところで、それはもちろん非常に適切であると思ひますが、日米は冷戦構造の中でということとは全く別の視点から非常に重要な関係

性を持つていると思ひます。それは、ナンパワとナンパワであるという関係性です。

近代四百年の歴史を見れば、ナンパワとナンパワがこのような協力関係にあった時代というのは非常に少ないわけでありまして、その結果、非常に破壊的な大規模の政治対立、場合によっては軍事対立へと行つた時代も数多くありましたので、長い歴史の中で見てみると、このようにナンパワとナンパワの協力関係が非常に強固であるということは、後世の史家により評価されるような重要な部分ではないかと思ひます。

日米中の協力関係は、やはり日米の強い信頼関係と協力関係の上に初めて安定したトリアングルができるのではないかと今思ひます。アメリカも中国との関係性を相当去年から改善し、クローズアップさせていますけれども、またそれについて日本は頭越しにされているのではないかと不安が世論の中では一部表明されたりもいたしましたが、アメリカははつきりと日米が強い協力関係にあるということと前提に初めて中国と大胆な外交協力に向かいたいと考えているというふうな立場であると思ひますので、日米中の関係を強化し、さらにユーロでさらに統合を強化しているヨーロッパ地域あるいはアジア太平洋地域のさまざまな国との関係をいずれも強化しなければならぬと思ひます。

ですから、日米中というだけでなく、もう少し多角的に日本の外交を強化していくということについて、私はその重要性を考えますが、にもかかわらず、中国はこの地域の大国でありますから、その中でもとりわけ日本がその関係について重視しなければならぬというところであると思ひます。その場合には、今申し上げましたように、日米の紐帯がしっかりとついているこそ、日米中のトリアングル関係もより充実した形で、またその他のメンバーに脅威にならないような形で健全に発展できるのではないかと今思ひます。

○田英夫君 藤井さんは先ほど七四年の政府統一

見解のことに触れました。

私もこの委員会では先、安保条約の規定にはないことをこれからやるうとするんだから、本来ならば安保条約を改定して、六〇年安保という言い方で言えば九九年安保ということをやつて、その上でやるならわかるけれども、筋としては、内容は別にして、そういう議論をしたんですけれども、この七四年の政府統一見解ということから考えると、今回のこのやり方というのを藤井さんはどういうふうに思われますか。

○公述人(藤井治夫君) 先ほどは極めてこそのなやり方であるというふうに申しましたが、そのとき同時に、議会制民主主義というものを言いがしるにしているんじゃないかというふうにも言いました。やはり、議会制民主主義ということを考えますと、憲法上のルールというものは守らなくてはならない。内閣の行政権で条約の締結はできるとしても、その中で七四年の統一見解に示されているようなことについてはきちんと国会の承認を得てやるべきである。

それから、だれがサインをしているかわからないようなガイドラインです。そして、それを何か安保協議委員会です。承認した。この承認も、了承なのか承認なのかよくわかりませんが、そういうふうなあいまいな手続をやっている。ですから、国民の皆さんには本當にわかりにくいんです。単なるガイドラインとかあるいはガイドブックとかいうふうな、そういうガイドにすぎないんじゃないかというふうに思っておられますから。

そこがわからなくて、次に周辺事態法の周辺事態もわからないというところで行くということは、これは民主主義のルール違反であり、同時に、この後で行われていくこと、もちろんそれは主体は自衛隊ということになるでしょうが、シビリアンコントロールという点でも非常に問題を残すことになるんじゃないか。国民の皆さんは、事態が起きてどんどん発展していつて、場合によっては交戦もあり得るというふうな自由党の皆さんおっしゃってられるようですね。戦争になつ

たときの後になって、そんな話は全然聞いていないということになってはやはりいけないように思います。ボタンのかけ違えというにしては余りにも大きなミスじゃないかと私は思っております。○田英夫君 おっしゃるとおり、私も今回の周辺事態というのはよくわからないのですけれども、少なくとも安保条約第五條で言う日本有事と云つていっていいんですか、日本が攻撃を受けた場合、これは自衛隊の発動という形になるわけでしょうか。けれども、政府の見解でも、しかし、それではないと。そうすると、自衛隊が出ていくという理由は一体どこにあるのか。

六〇年安保のときの岸総理の答弁は、実に明快に、自衛隊が日本の領域から出ていくということには許されないのであります。こう言っているわけなんです。ところが、今回は公海という形で出ていくことがある。こういうことになるわけですから、これは明らかに条約の改定を経なければなりません。

そういう中で、先ほど自衛隊が出ることは実は余りないんじゃないかという山口昇さんの言葉を引用しておられます。藤井さんが書かれたものの中にもそれは出てきております。

実は、私は山口昇さんに先日直接お会いをしました。今度ワシントンの駐在武官になられるというのであります。しかも山口さんは、日米両国政府間でこの新ガイドラインを話し合う交渉をする中で、制服の一人として直接参加をされた。こういう経験を持つておられるその山口さんか、今度のガイドライン。むしろ民間の後方地域支援ということを非常に中心になるんじゃないかというのを言われましたけれども、藤井さんの書いておられるのもそういう意味でしょうか。これは「月刊社会民主」に書いておられるんです。○公述人(藤井治夫君) 山口さんの御意見を私は方々で紹介させていただきましたが、彼がお考え

になっていることは、その他の自衛隊のユニホームの幹部の方々がいろいろ発言をされているんですね。とりわけ皆さんが一致しておっしゃっているのは、運用面における日米協力というのがガイドラインに明記された、これはすばらしいことだというふうにおっしゃっているんです。やはり自衛隊は武装集団ですから運用面で実績を上げたわけですね。決して後方支援、そういうことは余りやりたいたとは考えていないことは明らかです。栗栖弘臣さんも湾岸戦争のときもおっしゃいましたが、米軍の使役に等しい後方支援はやめよ、堂々と自衛隊は軍艦を出して、自衛艦を出してベトナムで肩を並べてやれ、こういうふうにおっしゃってましたから、やっぱり彼らが考えられることはそういうことだと思ふんです。

では、だれが担うんだということになりました。これは民間、日本のこの巨大な能力を持った民間です。それから民間にいたしても、例えば自衛隊法百一条で、JRRとかNATとか、これは防衛庁長官の要請によつては協力する義務を負わされているわけですね。ですから、そういう人々も含めて全体としてやっぱり対米支援をやるということになっていくし、またそういうふうになつてこそ初めていわれる周辺事態なるものを戦つていくことができるんじゃないかと思ふます。

○理事(山崎君退席、委員長着席)

○田英夫君 同じくこの藤井さんが書かれた中で、包括的メカニズムと調整メカニズムのことにかなり詳しく触れておられるんですけれども、実は残念ながら衆議の今までの審議の中でこの問題は余り深く突っ込んで議論がなされていないんです。これはつまり参謀本部を置くような、そういうことにもなつてくるわけでありまして、この問題というのはいくつかの点にわたって、この問題と藤井さんの御意見を伺いたいと思ふます。

○公述人(藤井治夫君) 包括的メカニズムというのは、これは日本の政府機関、そういうところを含めてつくることになつていくわけですね。したがって、これは後方支援、地方自治体及び政府を含むアメリカに対する協力全体の計画とかそういうことを決めていくところですね。

それから、調整メカニズムの方は、これは恐らく自衛隊施設があるいは横田基地につくられると思ふますけれども、そこにできる日米統合司令部のようなものである。

それからもう一つ、包括的メカニズムのもとにつくられるパイラテラルプランニング、BPCといいました。これは直接は調整メカニズムに入るものではありません。しかし、実態的には日米のユニホームによつてそこは構成されるわけですから、それをもとにして調整メカニズムは活動を始めるというふうな関係になると思ふます。そのユニホームがやつていく中で共同作戦計画と総合協力計画が煮詰まつていくわけで、それを実際がしていくために包括的メカニズムというのは日本の国全体を巻き込んでやつていく。

これはアメリカ側にはそういうメカニズムはないのです。日本の周辺事態に關して。日本だけがそういうことをやらなきゃならない。軍の方から言いますと、アメリカは太平洋軍が出てきて、そしてその方向の中で自衛隊及び調整メカニズムが動いていくということになります。

ですから、日本の指揮権というのはいくつあるのか。太平洋全体をにらんでいるところに決定権、判断権が行くはずですから、そういう意味ではNATOと同じようなことになつていくのじゃないか。つまり、NATOの最高指揮官はアメリカの軍人ですから、そこが決めていくということになつていくと思ふます。

○田英夫君 終わります。ありがとうございます。(拍手)

○月原茂雄君 自由党の月原です。きょうは、公述人の方々、お忙しい中ありがとうございます。

それでは、質問させていただきます。最初に猪口公述人ですが、今まで国会で、政府の方からの答弁もなかなか難しいからあえて聞かなかったわけですが、抜けておることは何かと

いったら、冷戦後のアジア太平洋の軍事情勢が今後どう変わっていくかということ、朝鮮半島それから中国、こういう問題をどういうふうにとらえていくかということがそもそもこのガイドラインの初めになきやいかなのですが、こういうのは立場上なかなか議論されない。

そこで、猪口先生はその点をどうにらんでおられるか。それとガイドラインの關係とまでは言いません、どうにらんでおられるか、軍事情勢を。○公述人(猪口邦子君) 時間が余りないんですけども、考えていることを述べさせていただきます。

アジア太平洋の軍事情勢は、まず日本として所与のものとして考えるべきではないと思います。それに対して影響力を発揮できる立場であるというふうに見て、こういうふうになるのだからこれを所与のものとしてどう対処しようというよりも、こういうふうになるべきではないという観点から強く關係の国々に働きかけ、外交的なルートも使って、あるいは民間、さまざまな交流の範囲で影響を及ぼしていくという立場が必要であると思います。

まず、私が思いますのは、アジア太平洋地域におきまます経済成長がどれほどあるかということに關してであります。近代四百年と先ほど申し上げましたが、私は研究者ですので、どういふときに大きな戦争が発生するかというこのいろいろな研究をしたことがございます。景気循環との關係で数百年を見てみますと、数百年といつても信頼できる統計がとれますのは三百年ぐらいですが、見てみますと、こういうことがわかるんですね。非常に恐ろしいことでもあるんですけども、大きな戦死は景気の上昇期のピークの方に起きるというふうなことです。

ここ三、四百年の景気上昇期と下降期の戦死の総和をとりますと、景気上昇期の戦死は下降期の二十一倍になっている、つまり成長の多いときにやはり大きな戦争が発生していると。それは恐らく戦争をフイナンスする余力がその人間社会に

発生するからであらうと。原因はいろいろ論じることができまうけれども、またそれは推論の域を出ませんが、今申し上げた事実關係は歴史の事実としてあるわけです。

そこで、アジア太平洋地域におきまして今後成長率が高いということであれば、それはそれだけ軍事的なフイナンスが可能になるということと、戦争と平和の問題につきまして安全保障上非常に懸念すべき事態があり得るというふうにかえませんが、その数百年の今申し上げたデータは、ヨーロッパ中心の世界システムにおきまして実際にオブザープされた結果であります。

今日、初めてアジア太平洋地域に成長の芽といえますか成長ダイナミクスの中心が移りつつあるときに、アジア太平洋地域が成長の担い手となる新しい近代世界システムといえますかポスト近代世界システムに移行したとき、成長の糧、繁栄の果実を軍拡フイナンスによって浪費し、それがきっかけで経済下降局面に入るといふこの愚行の歴史、その継承者にアジアはならないという決意をするべきではないかと思ひます。

つまり、そのような観点から日本は、成長するアジアに対して、それを軍拡フイナンスに使用しないように、その余力を軍事的なフイナンスに使用しないようにという指導をすべきではないかと思ひます。そういうことについて政治的なリーダーシップとメッセージを強く発揮すべきであると私は思ひます。

ですから、このまま行くとアジアは、高成長地域、そして高い軍事的なフイナンスがなされる軍拡地帯となること、一般的なヨーロッパ中心の世界システムの延長として考えるのであれば予見できると思ひますけれども、そのようなことを所与のものとしてとらえずに、日本は責任ある国家として、そのような愚行の歴史を繰り返さないようにという観点から発言し、影響力を発揮すべきであると思ひます。その意味で、日本の平和的な立場というものは、また経済立国としての立場というものは非常に説得的ではないかと思ひます。

ます。それからもう一つは、民主化との關係における緊張感でございます。

冷戦終結は、ソ連邦の民主化と崩壊、それから東ヨーロッパの民主化要求市民運動とその成功と解放という形で終結したという歴史の理解に基づき、冷戦後は、民主主義を支援する、そして民主主義を推進するという動きが非常に活発でございます。ちょうどことは冷戦終結十年目です。一九八九年のベルリンの壁の崩壊から十年目の一九九九年の時点でございますが、この十年間に非常にそういう傾向が顕著になっていきます。その中で途上国も、自分の国際的地位を上げるためには今までであれば成長率を高めるということでは足りたのですが、今後は民主化も推進するという課題を担うことになっていきます。

ところが、アジアの特徴は人口の多い国が幾つかあるということです。民主主義はすべての人々の平等な権利を考えますので、人口の過剰地域及び国はそれだけ民主化に手間取ることはなまります。早く民主化する国や地域との關係において緊張が発生する可能性がありますが、そのようなことについて十分に予見して、その民主主義を長期的には推進しながらも、また人口の多い国についても段階的に自信を持って民主化が推進できるような、そういう影響力を発揮することにより、民主化において先んじた国及び地域とそれにおいておくれをとっている国及び地域との反目の構図といえますか、そのような緊張の高まりを防ぐことができるかと思ひます。

ですから、このアジア太平洋地域におきまます軍事情勢を考えると、成長率がどうかということと、それを自動的に軍拡に結びつけないようなシグナリングが必要であるという観点と、それから、民主化に伴う地域の緊張をどう緩和し、とりわけ人口過多の国におきまます民主化が段階的でもよろしいから自信を持って進めるようにといううなりリーダーシップが日本にとって重要ではないかと思ひます。

そのようなことが成功裏に外交的に実現したときには、アジア太平洋地域は二十一世紀において平和と繁栄の地域となり、繁栄が即大きな戦争へとつながらない初めての時代を人間社会は迎えることになり、それがアジアで展開することは日本にとつて大変名譽あることであると思ひます。○月原茂晴君 非常に我々の考えている視点以外からも判断されている。

そこで、岡本公述人、今のお話を聞かれたと思うんですが、アジアにおける日米安全保障条約、日米同盟ですね、その猪口公述人が今言われたところにおける日本の働きかけとして、米国がそこに利益を求め、そして我々もそこに協力して、猪口先生が今言われたような抑えた格好の平和的な発展に寄与するというものは私は大きいと思うんです。

よく言われるのは、アジアはこの日米同盟に対して批判的である、日本が余り安全保障条約で働くことはマイナスだ、戦争の危機だと言われるぞと、こういうことを言う人たちがおるんですが、アジアの方にいろいろ行動されておる岡本先生はどういうふうにかえられるか。

それからもう一つは、日本の計画というものがアメリカとのメカニズムの中でそれぞれの利益を調整しながら軍事力においてブライインされた場合に、私はむしろ、米国の方が行動しようと思つても、それはうちにはできないよとはつきり言つかえつてブレイキをかける役割を果たす、そういうところが大きいのではないかと思ひますが、この二点についてお伺いしたいと思います。

時間が少ないので簡単に。申しわけありません。○公述人(岡本行夫君) あと一分しかないようでございますから、もうポイントだけ申し上げます。

アジア諸国は、東アジアで最も信頼のできる安全保障の枠組みとして日米安保条約をとらえている。これは日本の首脳との会談その他の場でアジア諸国の首脳自身がたびたび口にしておられると

ころであります。

米国の行動にブレーキをかける、日本は国会の御審議を経て成立いたしました日米安保条約というのが国にとっての最も重要な安全の規範でございますから、これを逸脱するようなことがあればもちろん日本が協力しないのは当然でございます。日本にとつての目的というのがアジア太平洋地域における平和、安全、繁栄であることは間違いないところだと存じます。

○月原茂昭君 藤井先生、どうも済みませんでしたが、お尋ねせぬといかぬのですが、きょうはありがとうございました。（拍手）

○山崎力君 参議院の会の山崎でございます。

まず、藤井公述人にお伺いしますが、先ほどからの御意見を伺つての私の意識なんですけれども、公述人は安保条約並びに自衛隊というのは憲法違反だと思ひでしようか。

○公述人（藤井治夫君） 今の御質問は、私は法律家ではありませんので詰めた議論はしたことは、考えたことはございません。ただ、憲法問題を論じられる裁判の場等で素人なりの御意見を申し上げたことはございます。

非常に憲法上疑いが深い、護憲性に深い疑いがある問題を抱えているというふうに思っております。

○山崎力君 そういった考えのもとに、藤井公述人の考える国家としての自衛権のあり方、その担保装置たる武力組織のあり方というのはどのようなものだとお考えでしょうか。

○公述人（藤井治夫君） 私の考えでは、一番これが理想像だといふようなものは提示することはできませんけれども、少なくとも今日までとつてきた政策、つまり非核三原則とか専守防衛とか、あるいはまた武器輸出禁止とか宇宙の平和利用とか、そういうふうな原則を守り抜いていくことが日本の安全にとつて、またアジアの安全にとつて一番寄与する道じゃないかというふうに思っております。

○山崎力君 それはどのような観点からなんでしょ

うか。日本が戦争の主体となつてはかの近隣諸国にいろいろな問題といひますか被害を与えた。それに対する反省からこういふものが出来て、憲法もその一つでありましょう、そういうことなんでしょうが、そうしますと、そここの考え方のというのは、戦後一貫して我が国においては武力装置としては米軍が占領軍から始まつてずっとあるわけですが、旧安保時代も含めてですけれども、そういうものとして日本の国民が自律的にそういうことを考えてこなかった、みずからどう律してどういふうなことをやっていたかというところを考えるとこなかったというのが一番の問題点じゃないだろうかというふうに私は感じております。

その中で、今おっしゃられたことがどういふ論点から、歴代政府その他がやってきた非核三原則を含めた国民の気持ちというものであらうということとはわかるんですが、それと同時に、先ほど申し上げた在日米軍がずっといたということもまた事実でございます、その辺のマッチングというんですか、整合性がどうも私は公述人の話から見えてこなかったものだから、ちょっとお伺いしたいんです。

○公述人（藤井治夫君） 私が一番最初に申しましたように、平和主義というものは、今おっしゃいましたようなそういう弱点というものはあつたと思ひます。しかし、平和主義のためにどれだけのことをできるかという方向を出して、そうして汗を流すというふうなことは可能だと思ひます。まさに、そういう方向で護憲の立場に立つておられる皆さん方がやっていただけたということが非常に求められていると思ひます。

そのことは、私の戦争体験というのも一つございます。つまり、日本は加害者としてアジアに対して向かつたわけでありまして、かつそのことについて何の反省あるいはまた償ひもしていない、そういう部分もあるわけです。したがって、中国にしろ朝鮮にしろあるいは東南アジアにしろ、そういう立場で関係を深めていくことが求め

められているし、もしそういうふうにすれば、先ほど来もちょっと指摘がございましたけれども、日本とアジアとの間にある溝、そういうものをやっばり埋めていくことができる。そして、そういうふうになれば日本の平和政策といふものがアジア諸国と一体化できるんじゃないか、そう思うんです。したがって、安保条約とかあるいは自衛隊の強化とか、そういうことなしに、別の手段でもつてアジアの平和を築いていくことが可能になる。

ただ、今までほとんどやっていなかったと思ひます。例えば平和協力といふようなことでもほとんどやっていなくて、実際はPKOの問題が出てから非常に泥縄式に取り組んだといふうな面があつたと思うんです。そういうことのないように、そここのところをどうするかということを考えていけば方向が見えてくるように私は思っております。

それで、最近の周辺事態法及びそれに伴ういろいろなやり方というのは、むしろ逆効果であつて、非常に問題の解決を難しくしてきているんじゃないかというふうに考えております。

○山崎力君 法律の専門家でもないし、まして政治の方ということでもないんですが、現存する国会に大多数を占めている、この一連の法案審議をしていく議会の構成が日米安保を肯定する人がほとんど、まあ固有の言葉を挙げれば共産党さんとあつて、大多数の議員の所属する政党その他の人は極めて法案審議の中に大きく出てきているだろうと。ところが、これが現存の選挙の中では一貫して選ばれてきているというそのギャップ、そここのところがある意味では今回の法案で反対されている方々との意識のギャップじゃないのかなというふうに思っている次第です。

藤井公述人ばかりというわけではなくて、恐縮なんです、岡本公述人それから猪口公述人、簡

単に一言ずつお答え願ひたいんですが、今回のガイドライン関連の法律といふものは、日米安保の実効性を高めると同時に、自衛隊が日本の領土、領海外に出て協力するといふ意味では、先ほど田委員が申されたように、確かに一歩踏み出した内容であらうと私も思ひますが、そのことが相手国、周辺事態の最初の当事国にとつて、アメリカ軍が日本に基地を置いていっているという安保条約自体以上に日本に対する敵がい心というんでしようか、そういうものを植えつける要素になるかどうか。

今までは日本国内だけでの対アメリカ協力だった、それが半歩だか何歩だか知りませんが、一応、後方地域とはいへ、日本の領土、領海外に出てアメリカに協力すると。このことがどの程度周辺事態の当事国にとつて日本への敵がい心をおおる行為になるのかといふうなことがポイントだろうと私は思っておりますが、その辺のようにお考えでしょうか。

○委員長（井上吉夫君） 時間が短うございますので、簡潔に。

○公述人（岡本行夫君） 一言だけ申し上げます。自衛隊の我が国の領海、領土、領空外への出動といふのは、憲法上禁じられておりますのは武力行使を目的とする場合だけでありまして、本件のような後方支援については適用されないと存じます。

自衛隊は、例えば各国への親善訪問であれ演習であれ世界じゅうに出かけていくわけでございます。これは安保条約の実効性、そして基本的なことは我が国自身のためといふことでございまして、国際的な影響のないはかの国内戦、内乱に自衛隊が米軍の支援をするわけではございません。我が国の安全が脅かされたときに限つての支援活動でございますから、これは当然、現法及び今までの法制の中で想定されたことであると存じます。

○公述人（猪口邦子君） 私は、近隣諸国の敵がい心をおおることになるのかならないのかという御質問に對しまして、以下のように答えたいと思ひ

実にとるとか、いろんな端どめをきちつとやらない限りこれは非常に危険なものになると私は見ております。

○島袋宗康君　では、再度お聞きしますけれども、米軍は十分な兵たんを確保しない限り作戦は開始しないというような先生の御指摘がございませう。今回の法案は、その兵たんを確保することに主眼があると思われまふ。したがって、この法案が成立すれば、米軍はいよいよ作戦を開始できる状況になったと理解できるわけでありませうけれども、今後、日米の防衛協力はどのように展開されていくと思われまふか。

○公述人(藤井治夫君)　日米防衛協力は、アメリカが現在湾岸あるいはユーゴスラビアに対してやっているような行動、これをもし始めた場合には、もうたちまちにして日本を最前線基地とした形で東北アジアにおいて展開されていくということになるわけでありませう。したがって、この間の野呂田防衛庁長官の発言にもございまして、うに、あれは否定されましたけれども、実際に起さる事実そのものはやっぱり否定はできません。そういう意味で非常に大変な問題を含んでいるというふうに考えます。

○島袋宗康君　岡本公述人にお願ひします。

岡本さんは四月七日の衆議院特別委員会でも、また先ほどの意見陳述でも、日本への危機という観点からいへば、日本への直接攻撃よりは、日本周辺における紛争が日本に波及した場合に引き起こされる可能性が高いというふうなことをおっしゃっております。私は、沖縄から選出された者として、このことは非常に気になります。

率直に、今回の法案の影響を直接受ける可能性は沖縄が高いのではないかとこのように思われまふけれども、御見解を賜りたいと思います。

○公述人(岡本行夫君)　外から侵入者が庭の中に直接入ってきた場合には、当然その家は身を守るための措置を講じるわけでございませう。ただ、そもそもそういう侵入者がその町内から出てこないような、そういう人が出てこないような社会をつ

くる、そこを安定化させることの方が重要であらうというのがこのガイドライン法案の考えだと思ひます。それを超えて、今度は日本に直接の攻撃が及ぶような場合には、これはガイドライン法案とはまた別の枠の個別自衛権の範囲の話となるわけでございます。

沖縄がその被害をこうむる可能性が高いとの御指摘は恐らく後者のことを御懸念のことと思ひますが、日本に対してそのような深刻な脅威が及んで、それが日本への攻撃となったような場合には、もう沖縄も本土も私は区別がないと思ひます。それは日本に対する攻撃であります。日本のどこに攻撃があるのか。常識的に考えて首都へ攻撃してくるのか、あるいは経済センターへ攻撃してくるのか、自衛隊の基地へ攻撃してくるのか、米軍基地へ攻撃してくるのか、それは相手方の判断でありまして、そこまでは確定的にしんしゃくはできません。ただ、日本が攻撃を受けているということであれば、それはもう一体となって防衛行動を行うべきは当然のことだと思ひます。

○島袋宗康君　あと何点かまだお聞きしたかったわけですが、時間ですので終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○委員長(井上吉夫君)　以上をもちまして公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人の方々に一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本日は、長時間にわたり大変貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。(拍手)

次回は二十日午前十時から委員会を開会することとし、これをもちまして公聴会を散会いたします。

午後四時十三分散会

平成十一年五月二十六日印刷

平成十一年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局